

平成23年6月那賀町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成23年6月7日（火）

招集場所 那賀町役場本庁舎3階議場

出席議員 16名

1番	柏木 岳	2番	古野 司	3番	田中 久保
4番	前 耕造	5番	清水 幸助	6番	植田 一志
7番	照原 廣幸	8番	植北 英徳	9番	株田 茂
10番	吉田 行雄	11番	連記かよ子	12番	福永 泰明
13番	東谷 久男	14番	新居 敏弘	15番	久川治次郎
16番	大澤夫左二				

欠席議員 なし

欠 員 なし

会議録署名議員

11番 連記かよ子 12番 福永 泰明

議会事務局

局長 横山 尚純 書記 司 るり

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	坂口 博文	副 町 長	稲澤 弘一
教 育 長	尾崎 隆敏	総 務 課 長	峯田 繁廣
出 納 室 長	露元 邦彦	相 生 支 所 長	石本 晴良
上那賀支所長代理	西田 一成	木 沢 支 所 長	井本 和行
木 頭 支 所 長	平川 博史	教 育 次 長	吉岡 敏之
税 務 課 長	岡田 正夫	住 民 課 長	大下 雅子
健康福祉課長	鶴澤 守	建 設 課 長	平川 恒
農業振興課長	中田 昌一	林業振興課長	山本 賢明
企画情報課長	岡川 雅裕	環 境 課 長	蔭原 秀一
地域防災課長	西本 安廣	ケーブルテレビ課長	岩本 泰和
商工地籍課長	新居 宏		

議事日程

- 日程第1 前耕造君の議席の指定について
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 会期の決定について
- 日程第4 議案第51号 那賀町地域交流センター条例の制定について
- 議案第52号 那賀町使用料条例の一部改正について
- 議案第53号 那賀町無線中継所条例の一部改正について
- 議案第54号 那賀町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 議案第55号 平成23年度那賀町一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第56号 平成23年度那賀町一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第57号 平成23年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第58号 平成23年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第59号 物品購入契約の締結について
（地域交流センター備品購入事業）
- 議案第60号 工事請負契約の締結について
（平成23年度道整備交付金事業 町道海川出原線改良工事第1工区）
- 日程第6 承認第2号 那賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 承認第3号 平成22年度那賀町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて
- 承認第4号 平成22年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて

	承認第5号	平成22年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについて
	承認第6号	平成22年度那賀町老人保険事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて
	承認第7号	平成22年度那賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて
	承認第8号	平成22年度那賀町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについて
	承認第9号	平成22年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることについて
	承認第10号	平成22年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることについて
日程第7	同意第3号	那賀町教育委員会委員の任命について
日程第8	陳情第1号	屋地谷林道の延長について
	陳情第2号	那賀町立中学校の教科書採択について
日程第9	報告第11号	平成22年度那賀町一般会計繰越明許費繰越計算書について
	報告第12号	平成22年度那賀町立上那賀病院事業会計繰越計算書について
	報告第13号	損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
	報告第14号	那賀町土地開発公社の清算報告について
	報告第15号	専決処分の報告について (木頭小中学校統合校舎改築工事 変更契約)
	報告第16号	専決処分の報告について (平成22年度都市再生整備計画事業 高次都市施設整備工事 地域交流センター 変更契約)

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

午前10時00分 開会

○大澤夫左二議長 おはようございます。ただいまの出席議員は16名であります。
ただいまから、平成23年6月那賀町議会定例会を開会いたします。

午前10時00分 開議

○大澤夫左二議長 これより、本日の会議を開きます。

まず、こういう時節柄、節電という事も兼ねまして、議場でのスーツ・ネクタイの着用をしなくても、軽装でよいという事を議長として許可しますので、そのおつもりでお願いいたします。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず、議員補欠選挙において当選されました前耕造君を、総務文教常任委員会委員並びにダム堆砂問題特別委員会委員に選任いたしましたので、ご報告申し上げます。遅れましたが、前耕造さん、ご当選おめでとうございます。

次に、5月17日・18日、東京都において第36回町村議長・副議長研修会が開催され、私と副議長が参加しましたのでご報告いたします。

次に、5月20日、阿南市において定住自立圏地域懇談会が開催され、私と副議長が出席しましたのでご報告を申し上げます。

次に、監査委員から、本年2月から5月にわたり実施した行政監査報告及び例月出納検査の結果について、議長あてに報告書が提出されておりますので、報告いたします。

次に、町長から、お手元に配布のとおり議案等の提出通知がありましたので、ご報告いたします。

諸般の報告は以上であります。

これより、本日の日程に入ります。議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1、「前耕造君の議席の指定」を行います。

今回、議員補欠選挙において当選されました前耕造君の議席は、会議規則第4条第2項の規定によって「4番」に指定いたします。

当選されました前耕造君をご紹介申し上げます。前耕造君。

○前耕造議員 はい。

ただ今議長のほうから紹介がありました、延野の前です。

前任者の残り期間約2年5か月、一生懸命議員として努力したいと思います。町民の皆さん、そして同僚議員の皆さん、また坂口町長をはじめ理事者や職員の皆さん、よろしく願いを申し上げます。

○大澤夫左二議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、議長において連記かよ子君、福永泰明君の2名を指名いたします。

日程第3、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月21日までの15日間にしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、今期定例会の会期は本日から6月21日までの15日間と決定いたしました。

日程第4、議案第51号「那賀町地域交流センター条例の制定について」から、議案第58号「平成23年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について」までの8件を議題といたします。

以上8件について、町長から提案理由の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 那賀町長、坂口博文君。

○坂口博文町長 おはようございます。

先程議長からお話がありましたとおり、本6月議会においてはクールビズという事で、空調もオフにさせていただいております。そういった事で、私もノーネクタイで説明をさせていただきます。

本日、ここに平成23年6月那賀町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともにご多用のところご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

そして、今回の町長選挙におきましては、これまでの4年間、本当に議会の皆さん方にもご苦勞・ご迷惑をおかけしました中で、更なるご支援に感謝とその責任の重大さを痛感をいたしております。これからの4年間、那賀町にとりましては重要時期と改めて再認識し、健全な財政維持と安全・安心な町づくりに町民の皆様方と共に最善を尽くして参りますので、何とぞ議会の皆さん方のご支援・ご協力の程をよろしくお願いを申し上げます。

東日本大震災及び原発事故により、国の財政も大きく変化する可能性があります。また、いつ大規模地震や豪雨が起こっても不思議でない状況下にある中で、これまで、那賀町の宝であります子どもたちの安全を第一に、小・中・幼稚園・保育所の耐震化を進めて参りました。平成23年度中には全てを完成する予定にいたしておりますし、今後、本庁・分庁・各支所の耐震化を順次早急に進めて参ります。併せて住宅の耐震診断・耐震改築の推進にも支援をして参ります。

そして、常備消防の救急と連携した救急隊を設置し全町救急対応を可能にすると共に、救急医療体制の充実を図り、安全・安心な町づくりを目指して参ります。

また、那賀町の人口減少と少子高齢化は一段と進んでおります。雇用の場を確保し定住を促進するために、公共事業は勿論ですが、広大な森林資源を有効に活用した雇用の場を確保すると共に、この那賀町に住んでいただかなければなりません。

大塚製薬株式会社ワジキ工場医薬品工場増築工事、投資額が約50億円と聞いております。これらに対しましては、大塚製薬株式会社のご英断に心より感謝を申し上げ、那賀町として出来る限りのご支援をさせていただき、将来、従業員増に伴う定住確保対策に最善を尽くすと共に、新たな企業誘致も進めて参ります。

そして、国の木材自給率50%以上を目指した林業再生プラン、徳島県の林業飛躍プロジェクトから次世代林業プロジェクトにより10年後の県産材の生産・利用倍増計画と、国も県も林業に本腰を入れ始めたこの時期に、広大な森林資源を有する那賀町にとって、絶対に遅れをとらないよう、県下一の供給基地として主産地形成の基盤整備を早急に推進・対応して参ります。

そのためにも、那賀町産木材を使用した木造住宅建築補助制度を創設すると共に、新たな協議会等を設置し、施業団地の取りまとめ、施業プラン・経営計画・森林管理を一括出来るシステムを構築する中で確実な供給体制を整えると共に、林業事業者の育成

による雇用の拡大、製材加工・バイオマス・合板・チップ工場等への安定的な供給による需要の確保と拡大を推進する事により、森林所有者の所得向上にも繋げていきます。

また、農業振興においても、従来の種苗・施設の支援を継続すると共に、後継者不足・高齢化による特産品目の生産が減少傾向にある中で、農作業支援事業を農協と協力して実施し生産拡大を図ると共に、付加価値を高める新商品の開発支援・加工施設の更新等によりブランド品目の推進を図って参ります。

これらの施策を展開すると共に、定住者の住宅の確保は勿論、保育料の減額・小学校卒業までの医療費無料など子育て支援策を充実させ、人口の定住化を図って参ります。また、介護施設の増設・新設をし、介護が必要になった時は町内の施設で町内の職員さんにお世話をしていただきながら安心して介護を受けていただくために、本年度中に中山地区にショートを含め40床の介護施設が完成する事になっております。

こうした施策を推進するためには、財源の確保と人材確保及び組織の再編強化も必要になってくると思っております。救急隊の設置には新たな人材を確保すると共に、農業振興対策についても、行政組織の強化に併せて組織づくりのための人材確保と財源充当をも検討して参ります。

これまで行財政改革の推進にご理解をいただき、財政状況も好転はいたしました。今後、交通弱者の足対策・限界集落のコミュニティ維持・医師確保対策・大災害を想定した減災対策等を含め、課題は山積をいたしております。「最小の経費で最大の効果」を基本に、行財政改革の更なる推進により「この那賀町で安心して暮らせる町づくりに！住んでいて良かった那賀町に！」皆様方と共に、この4年間誠心誠意身を粉にして努めて参りますので、どうか一層のご指導・ご鞭撻の程をお願い申し上げ、提案理由の説明をさせていただきます。

6月定例会に提案いたします案件は、条例の制定1件・一部改正3件・平成23年度補正予算4件・物品購入契約の締結1件・工事請負契約の締結1件・専決処分の承認9件・人事案件1件の、合わせて20件についてご審議いただくものでございます。その他報告が6件ございます。

以下、議事日程の議案番号順にご説明を申し上げます。

まず、議案第51号は「那賀町地域交流センター条例の制定について」であります。この条例は、今月に完成予定の那賀町地域交流センターの管理・運営等について定めるものであります。

議案第52号は「那賀町使用料条例の一部改正について」であります。この条例は、同条例に那賀町地域交流センターの使用料等についての規定を追加するものであります。

議案第53号は「那賀町無線中継所条例の一部改正について」であります。これは、同条例に今年度完成した請ノ谷下地区無線中継所・川俣地区無線中継所を加えるものであります。

議案第54号は「那賀町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について」であります。乳幼児等の医療費の助成については、平成21年11月に、それまで7歳未満までの乳幼児を対象としていたのを小学校3年生卒業まで拡大し、今年3月には1年間の制度延長をしました。さらに今回、当該制度を小学校卒業まで助成対象範囲を拡大するものであります。

議案第55号は「平成23年度那賀町一般会計補正予算（第1号）について」であ

ります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ6,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,006,390千円とするものです。

補正予算第1号は、本庁舎の屋根防水工事・鷺敷野外活動センターの修繕工事費・災害対策費の追加といった緊急を要するもののみを計上しました。財源は繰越金6,400千円を充当しました。

議案第56号は「平成23年度那賀町一般会計補正予算（第2号）について」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ232,462千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,238,852千円とするものです。

歳出の主なものは、総務費では、総務管理費でケーブルテレビ会計繰出金24,000千円、木沢老人デイサービスセンター敷地購入費11,224千円など37,424千円を計上、企画費で海川集会所備品購入費・集会所修繕補助金など3,540千円の、合わせて40,964千円を計上しました。

民生費では、災害救助費で2,000千円など2,598千円を計上しました。

衛生費では、保健衛生費で乳幼児等はぐくみ医療費4,800千円など、5,669千円を計上しました。

農林水産業費では、林業費では那賀町産材を使った個人の木造住宅の建築補助制度を創設し、木造住宅部材交付金として11,200千円を計上した他、久望線工事請負費53,681千円、治山林道費で道整備交付金事業費39,373千円など、合わせて121,618千円を計上しました。

土木費では、土木管理費で残土処理場管理費24,437千円、道路橋梁費で月谷熊森線改良工事14,000千円など51,637千円を計上しました。

教育費では、社会教育費で目野谷公民館解体工事費追加などで7,466千円を追加しました。

財源としては、使用料及び手数料24,490千円、県支出金76,124千円、繰越金97,788千円、町債30,100千円などを充当しました

地方債補正では、過疎対策事業債など2事業債の借入限度額を変更いたしました。

議案第57号は「平成23年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ4,789千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ500,126千円とするものです。

歳出は、総務費で目野谷相生診療所施設管理費で1,440千円、木沢診療所施設管理費で3,349千円、合わせて4,789千円を計上しました。財源は両施設の繰越金等を同額充当しました。

議案第58号は「平成23年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ45,066千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157,146千円とするものです。

歳出では、ケーブルテレビ新局舎設備移転工事費で45,066千円を計上しました。財源是那賀町施設・那賀町上流施設の施設収入で、繰越金及び一般会計からの繰入金と同額充当いたしました。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○大澤夫左二議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前11時16分 再開

○大澤夫左二議長 それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただ今議題となっております8案件のうち、議案第55号「平成23年度那賀町一般会計補正予算（第1号）について」は、委員会付託を省略し先議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第55号については委員会付託を省略し、先議する事に決定しました。

内容の説明を求めます。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 それでは議案第55号について説明をいたしたいと思います。予算書1ページをお開き下さい。

平成23年度那賀町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,006,390千円とする。歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表の「歳入歳出予算補正」による。

内容は、歳出の内容は本庁舎の屋根防水工事・鷲敷野外活動センターの修繕工事、それから災害対策費の追加といった緊急を要するもののみを計上いたしました。財源は繰越金6,400千円を充当いたしました。

以上です。

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 災害対策費の物資を購入するという事ですが、どのような物資を用意しようとしておるのですか、ご説明お願いします。

○西本安廣地域防災課長 議長。

○大澤夫左二議長 西本地域防災課長。

○西本安廣地域防災課長 それでは、株田議員さんの質問にお答えいたします。

現在ですね、支援に、東日本の震災等々に支援に行かれよる職員等が、今11名ですかね。これから先々、順次また追加で行く予定になっております。そういった方ですね、一応必要最小限の道具を防災課のほうで整えてそれを持って行っていただいたり、向うで必要なものがあれば購入してやっていただいたり、取り敢えず1つは支援の物資です。

それと含めて、今後ですね、那賀町でもそういった震災が起こる恐れがあるとしたらですね、そういった物資も今現在コミュニティ事業で自主防のほうでいろいろと資機材を構えておるのですが、それに加えて追加でそういった大きなところ、避難所ですね、そういったところにも備えていきたいなと思っている内容で計上させていただいております。

ます。

(何事か呼ぶ者あり)

あ、物は今現在、もう既にチェーンソーを6台南三陸町のほうに送っております。今後また棚ですね。事務所等々の整理が出来んという事で、そういったところの整理をする上での棚ですね。スチール棚って言うて安いのですが、そういったものもいただけたらというような向うからの要望もございまして、そういったものも今後送らせていただきます。

(何事か呼ぶ者あり)

あ、それと職員も向うへ派遣する中で必要な物資、物がいろいろあるんですけど、葉とかそういった物も持って行って、体調等に備えるための物もそこで購入するようにしております。

以上です。

○株田茂議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 東日本大震災への職員派遣のための物資も含まれておるという事で、1人も行かれておるという事で大変ご苦労であると思います。

町内での災害の物資もあるという事で、その比率は何対何位ですかね。応援に行く分と町内での緊急のための比率ですね。

○西本安廣地域防災課長 議長。

○大澤夫左二議長 西本地域防災課長。

○西本安廣地域防災課長 現在、支援に行く期間が長いと考えておりますので、どちらかと言いましたら支援のほうに置いております。

○株田茂議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 分かりました。

○大澤夫左二議長 他に質疑ございませんか。

○大澤夫左二議長 これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから、起立により採決します。

議案第55号「平成23年度那賀町一般会計補正予算(第1号)について」は、原案のとおり決定する事に賛成の方はご起立を願います。

[賛成者起立]

○大澤夫左二議長 「全員起立」であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号を除く議案第51号から議案第58号までの一括質疑を行います。

なお、これらの議案については各常任委員会へ付託の予定となっておりますので、所管分以外の議案について理事者への質疑等を行っていただきたいと思います。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 ケーブルテレビ事業特別会計のほうで、今回那賀町ケーブルテレビと那賀町上流ケーブルテレビでそれぞれ22,533千円の移転工事費なんですけども、これ先程の説明では一部って言うんですか、また今後も移転のまた予算計上という事で、全体的にはこれが何て言うんですか、もう最終的にはどの位の費用が移転に関してかかるのでしょうか。

○岩本泰和ケーブルテレビ課長 議長。

○大澤夫左二議長 岩本ケーブルテレビ課長。

○岩本泰和ケーブルテレビ課長 全体的な費用という事なんですけれども、次に予定しておるものについてのまだ大まかな概算というようなのは、まだ出せておりません。今回は、飽くまでも先程提示しましたグレーで囲んである部分の移設費という事で、まだ全体像はまだ見えておりません。

よろしいでしょうか。

○新居敏弘議員 はい。はい、議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 全体像が見えてないっていうのはちょっとよく分らんのですけども。本来ならもうね、今年のこの6月に完成するっていう事ももう大体分かっておる事なので、本来なら当初予算でこれだけの費用がかかりますっていう予算にのってくのがほんまだろうと思う。追加でこういう風に出てきたのですけども。やっぱりどの位の費用がかかるっていうのは、どういう項目があって、そういうのはやっぱりある程度議会のほうなり明らかにするのがいいのではないのでしょうか。

○岩本泰和ケーブルテレビ課長 すみません、この場で。

○大澤夫左二議長 はい。

○岩本泰和ケーブルテレビ課長 というのも、特にこの次予定してます通信については、先程若干触れましたが上流域と下流域とで使っているものが全く違うという事で、今私たちの中ではこれを統一するという考えが根本にございます。で、今回の、今あるものをそっくりそのまま持って行くというよりも、その統合を踏まえて考えていったほうが住民サービスの一極化に繋がるのではないかとという事で、今回は提示してございません。

よろしく申し上げます。

○新居敏弘議員 はい。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 そしたら、いつ頃をめどにそれが大体明らかになるのでしょうか。

○岩本泰和ケーブルテレビ課長 議長。

○大澤夫左二議長 岩本ケーブルテレビ課長。

○岩本泰和ケーブルテレビ課長 はい、具体的な時期はまだ分かりませんが、今考えておるのは何か有利な国の補助金、これが出ないかなというのを模索しております。

で、今も、現在も幾らか補助金の制度はあるんですけれども、残念かな、今それは那賀町に適用する事は難しい補助金ばかりで、今後その有利な補助金を使える事を願いつ

つ、今検討中というような事でございます。

○新居敏弘議員 はい。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 なるべくそういった事が分かった時点で、また議会のほうにもお知らせいただきたらと思います。

○大澤夫左二議長 他にありませんか。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、私もですね、ケーブルテレビの移転費用についてお聞きしたいのですが、この2か所の移転費用を合わせると45百万円位ですけども、この移転をするにあたってどんなメリットがあるのかお聞かせいただきたいのですが。

○岩本泰和ケーブルテレビ課長 議長。

○大澤夫左二議長 岩本ケーブルテレビ課長。

○岩本泰和ケーブルテレビ課長 まず一番大きな今近々の課題と申しましょうか、W HKの施設は日本一と言っていい位、非常にコンパクトにまとめて造っております。この中に数々のシステムを導入しております。

で、今、機械室、「ヘッドエンド室」と言ってますけれども、「HE室」と書きますが、もう一杯でございます。ここ2年程前から10年来使っております空調設備、これが若干熱交換が非常に悪くなりまして、3台で動かしておるんですけども、2台が交互に止まってしまうという事が起きております。2年前には2台が同時に止まりまして、非常にサーバー関係に負荷を与えた事があるんですけども、昨年においても1台ずつ交互に止まってみたりとかですね、負荷が高いという事が原因らしいんですけども、対処方法はもう新しいものに変えなければ仕方がないという事で、何とかかんとか3台でうまく動かしながらここまで来ております。

まず、出来るだけ早くこの完成を待ってですね、動かせる機器を早く動かして、そのそれぞれの負荷を、熱交換の負荷を軽減したいという風に考えております。

それともう1つは、スタジオ、図の中でグレーの上から2番目、スタジオ編集機器というところで、これらを動かす事によって作業、編集等の作業を上流の職員、今現在はですね、上流の職員それから下流の職員、これ別々であたかも1つの空間のごとく編集作業をやっておりますけれども、これを実際隣同士、例えば分からん事があっても「ここどうするの。」とすぐに聞ける。今はやっぱり分からない事があれば電話で同じ画面を見ながらという風にはやっていますけれども、そのあたりの効率化も図られないかなという風に考えております。

よろしく申し上げます。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、これ45百万円も使う訳なのでそれなりの効率化が図られないと、ちょっと非常に大きい金額を思いますので、期待したいと思います。

ただ、この財源の割合なんですけど、一般会計から24百万円と、あとそのケーブルテレビ会計から残り、20百万円余りという事ですけど、この20百万円余りの分につ

いては特別会計から使うという事ですので、この20百万円については利益償還と言うかですね、この会計の中でうまく償還が出来るというような観点でこういう計上になっているのかなと思いますけども、その点についてはどうでしょうか。

○岩本泰和ケーブルテレビ課長 議長。

○大澤夫左二議長 岩本ケーブルテレビ課長。

○岩本泰和ケーブルテレビ課長 はい、今回、今まで鷺敷地区・相生地区、鷺敷地区が平成の13年から稼働して参りました。上流においては16年・17年。で、それからこちらへ一般会計から繰入れというのは今までございません。今回が初めてでございます。

今まではその中で、特別会計の中で、特別会計と言っても見た目の特別会計であって、これ実質上、決算統計上は一般会計の中に含まれます。今までは、じゃなくて今回初めてですね、お願いした訳なんですけれども、と言うのも、財源不足、特に上流域の分ですね、折半で行った場合財源不足が今回発生しました。と言って足りない分だけをお願いするというのでは、今後何かの災害とか思わぬ支障移転等々の工事ですね、これがあつた時に困りますので、ある程度確保しておいて不足前を一般会計からお願いするという風な事で、ご理解いただきたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 次に、別な質問をさせていただきます。

議案第51号の地域交流センター条例なんですけど、これの料金設定がされておりますけれども、この営利目的で使用した場合の料金設定がされてないと思うのですが、この点についてはどういう運用をされるのでしょうか。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 一応、使用料金につきましては時間幾らという形の中で整理をさせていただく、52号のほうで営利についても金額は同じと考えております。

ただ、その営利の内容に応じて使用を許可するかどうかという事については、その申請を以つて個々の条件で考えさせていただくような事になると思ひます。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 まず前提としては、営利の場合でもこのかなり格安の金額で借りられるという事を確認は出来ましたが、その個々の条件でですね、借りるという場合がちょっと不透明かと思うんです。やっぱりこういうある一定の指針があつてですね、それに基づいて運用されるという使用方法でないでですね、町の公共の施設を借りるという事については少しその法律至上主義と言うかですね、その前提主義というのがなされてないのかなと思ひますので、まず一定のラインを出していただいたほうがいいと思ひますし、まずこれがこの非常に安い金額、1時間300円とか500円とかつていう金額がですね、これが大前提になつてかなり例外的に扱われるという事であればですね、ごく一部という事であれば話も分かりますけれども、どの程度その個別判断

というのがなされるのか、これからの事になると思うのですが、そのちょっと考えをお聞かせいただきたいと思います。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 現在のところの使用の制限につきましては、第6条で規定している部分については必ず貸せないという使用の制限はかけております。

ただ、先程申されたように、もう少し詳しい状態を勘案して基準を作るというのであれば、それにつきましてはまた規則のほうで、ある程度具体的な事例を勘案しながら規則を作りたいと思います。

これにつきましては、7月1日以降に多分条例の公布となって、実際に使用出来るのが若干遅れるかもしれませんが。移動も含めますのでその部分のまだ若干の猶予がございますので、その間に規則を整備して、その部分については追記させていただいて考えていきたいと思っております。

○柏木岳議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、ありがとうございました。

次にですね、補正予算の、23年補正予算の10ページなんですが、これも企画情報課かと思いますが、企画総務費の移住交流ブランドデザイン創出事業2百万円という事ですけども、ハンドブックとかホームページの動画作成費用に使われるという事ですけども、ハンドブックどの位の量を用意されるんですか。どこに配布するとかも含めてお願いいたします。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 今回助成を行う予定の部分については、これから県の、国のほうに「財団法人地域活性化センター」というところについて一応申請をさせていただいて補助金がついてくるという形の中で、事業の概要については先程言いましたように、交流ガイドやテキストのハンドブックあたりを作るという事で、今後その内容については詰めていって、その内容に応じてページ数も変わってきますしという事の中で作っていききたい。それに2百万円ですかね。2百万円に合う中で事業を執行したいと考えております。

内容については先程言うたような内容なんですが、部数については今のところ何冊という確定のところではございません。内容についても今後詰めていきながら各団体の中とも協議しながらパンフレットを作る予定にしておりますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

ちなみに、これにつきましては全額補助金と、助成金という形の中で受け取っておりますので、その点も併せてご理解をいただきたいと思います。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、これ他市町村を見ましてもハンドブックとかですね、そういうものに関してはかなり作られておるんですが、あまり観光マップとかそういった事の効

果がですね、乏しいのではないかというのを常々感じておりますので、こういったところに十分な工夫をしていただいてですね、また町内にもってこい丹生谷事業とかそういった事もやっているという事も含めてですね、複合的に絡めてですね、その企画をお願いしたいと思います。

ただ単に冊子を作るというだけではなくてですね、町民を交えてという事も必要かと思ひますし、また専門的な知識も必要かと思ひますので、こういうプランナーとかですね、専門的に仕事をされてる方に対する出費であってもいいのかなという気もいたしますので、そのあたり専門的に1つ踏み込んだ内容にしていただきたいと思います。

続きましてですね、ちょっと簡単な事なんですけど、16ページの木頭図書館指定管理委託料で、先程の説明では役場の臨時職員の給与改定に伴う、何か価格の上昇か何か、給与の上昇ですか、かというような説明でしたけども、これは今指定管理を委託しているという事ですけども、その役場の職員給与の上昇とどういった関係があるのか、説明をお願いいたします。

○吉岡敏之教育次長 議長。

○大澤夫左二議長 吉岡教育次長。

○吉岡敏之教育次長 指定管理という事でございまして、この指定管理料の委託料を算出する時に、常時的に事務をしていただく方という事で2名ほど雇用していただくというような中身で委託料を積算いたしております。

その中で、その委託費用の積算の中で、一応那賀町の一般事務の臨時職員の基本給を基本として2名雇用するという事にしておりまして、その価格が、基本給が月額1人頭4千円程度増額になったというような事で、2名分を勘案いたしまして増額の計算をいたしております。

以上です。

(柏木岳議員「はい、ありがとうございます。」と呼ぶ。)

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 13ページ的那賀町産木造住宅部材交付金11,200千円についてお聞きします。

1棟あたり1,400千円で8棟分だけ予算を計上しているとの話ですが、この事業は申請してその申請が受理された時点で交付金が相手方に渡されるっていう事業なんですか。それから8戸分、8棟分予算化されておりますが、見積りとして現在予定として何棟分ほど目算されているのか、ちょっと答弁お願いしたいと思います。

○山本賢明林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 山本林業振興課長。

○山本賢明林業振興課長 清水議員さんのご質問でございます。

交付金はいつ支払われるのかっていう事がまず1点です。この交付金についてはですね、これ、この骨組って言いますか、構造材に対しての補助を行うんですよね。柱から始まってね、造作材じゃなくして構造材に対しての補助を行うといった事で、私が考えておりますのは、例えば木材がAの地点に搬出、まあ言うたら製材品が来ますと、この地点で検査を行います。で、棟上げ式、いわゆる上棟式ですね、が終わった地点で再検

査を行って、それが立米50千円の数字に合う価格ですね、これで精算をして補助金を出すといった形で考えております。

それと、何棟分なのかと。11,200千円ですよ。今この11,200千円のいわゆる1,400千円、1戸当たり1,400千円っていうのを考えていた訳なんですけど、これどういう根拠で考えたかと言いますと、例えば1戸の木造住宅40坪の家っていうのを基本に考えました、それで、骨組自身もこれかなりボリュームのある、町産材を出来るだけ利用しようっていう事で考えた関係でですね、骨組自身もかなり大きな骨組になっております。

で、1坪あたり1㎡を使うて下さいよというような事で考えました。そしたら単純に考えますと、40坪の家であれば40㎡の木材が要りますと。造作材も入れてですよ。それで造作材と構造材の比率っていうのは大体7対3なんですよね。7対3位で例えば敷居じゃの鴨居じゃといった、欄間じゃとかそういった部分っていうのは板材でもあるし、造作材に関しては3割位だろうっていう計算をしました。それで7割分が構造材であるという事は、 $40 \times 7 = 28$ ㎡ですか。28㎡×50千円の1戸当たり1,400千円というような考え方をした訳なんですけど、平屋の場合も当然考えられますよね。80㎡以上っていう事は10mに8mあったら平屋の場合80㎡以上になりますので、そういった事も考えておりますし、当然2階建てだけでもないと。

それとですね、もう1つ気になったのが、今まで、平成17年から去年までに木造住宅ってどの位那賀町で建築されたかって言いますと、平成17年・18年位っていうのは合併して奥のね、方が相生とか驚敷に家を建てたっていうのもあるんですが、28棟位あったんですね、17・18で。22年・21年っていうのが9棟とか10棟なんです。もうどんと落ちてきておるんですね。

そういった中で、出来るだけこの定住っていうものを考えた時にこういった施策が出来るかといった事でございまして、何棟っていうのは今考えているのは8棟なんだけれど、平屋の場合も含めると10はいくのかなっていうような感じです。

以上です。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 他町村に比べて、これやっぱり素晴らしい1つの、那賀町独特の1つの政策だと思うんです。当然何年かの継続性のある事業だと思いますし、また家を新築しようと思う者にとってはですね、この1,400千円以外にも県からの何らかの補助金なり、また国がどう、何か分からないですけど、とにかく今県産材を使いましょうという、木造を使おうという1つの大きな流れがあります。

そこで、当然行政としては広報等で住民の皆さんにもお知らせすると思うんですが、具体的に町のこの事業、交付金事業だけじゃなくて、これと県と国とかの他の事業との合算をしたらどのようになるか、どのように有利に、那賀町独特の有利な事業なんですよっていう事を広く広報していく必要もあると思うんですが、そこら辺りはどのようにお考えでしょうか。

○山本賢明林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 山本林業振興課長。

○山本賢明林業振興課長 町産木材のPRという事で、今ご説明しましたのが町の補助金が1,400千円ですと、1棟あたりですね、最高限度額。

それでここですね、説明する時ちょっと言い忘れたのですが、要綱の13条、ここに「他の助成制度との併用」っていうのがございまして、これ徳島県がこの23年度から、まさに今年度から実施する事業ですね、「徳島杉の家ウッド通貨モデル事業」っていうのがございます。これはどういう事かと言いますと、例えば木造住宅を建てた時に、1ウッドっていうのは木材の中にCO₂削減やいう形で計算式があって、1ウッドを400千円っていうような、これが限度額っていう形で徳島県は考えたのです。それ確か、木材で言うたら25㎡以上を使った場合には400千円。それも段階的にあるんですが、そういった補助事業を是非この那賀町の事業と同じようにね、タイアップしていただいて利用していただくと。

ただ、このウッドっていうのは1ウッド10千円という形をとっておるんですが、例えば徳島県内での、どない言うたらいいのかな、家具屋さんとかね、そういった形でこの1ウッド、400千円までもらえるんだったら下駄箱とか家具とか、そういったものを買うっていうそんなシステムなんですね。補助金をあげるやいうんじゃなくして、家具とかそういったものに対して、例えばウッドデッキを造るのにほな補助金をあげよう、補助金っていうか、そういった形での補助金を渡すと。そういった考え方を今徳島県としては持っておる訳なんですね。これに出来るだけこの那賀町と同じような形で上乘せ補助みたいな形になるんですけどね、うまい事一緒になってね、やっていただけたらなというように思っています、はい。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 補助金等はよく勉強していただいて、何とか利用者の方に「あ、これは素晴らしい。那賀町は素晴らしい。」という事を実感していただくためにも、是非いろいろと考えていただきたいと思います。

それともう1つ、その規約を見ますとですね、読みますと、確か町民であって、町外ではあかんような規格があったと思うのですが、僕が思いますのに、例えば町内業者が町内で仕事をするだけじゃなくて、これからは町内の業者が町外・市外にうち出ていってですね、那賀町の産を使うと。そして那賀町産使って業者は那賀町の業者がやっていると、仕事をするという取り組みであるのだったらね、別に町内の住民に限るという必要はないのではないかと個人的にはそう思うんです。そこらあたり今後飽くまでも町民に限るのか、そこらあたりちょっとお聞きします。

○山本賢明林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 山本林業振興課長。

○山本賢明林業振興課長 今議員さんおっしゃった中で、例えば町外から来た人には該当せんのじゃないかというようなお話なんですが、当然これ申請時点・・・

(何事か呼ぶ者多し。)

町外で家を建てる人ですかね。

(坂口博文町長「今言よるのは、こっちへ来て、町外からこっちへ来て家を建てるのはそら対象になるわな。」と呼ぶ。)

そうですね。

(坂口博文町長「ほやけんど、町外に家を建てさせてもらったのは対象にせんのかと。」等と呼ぶ。)

ああ・・・。そうなんですか。

(何事か呼ぶ者多し。)

ああ、それは私どもは考えていません、はい。

そういったいろんなご意見がね、これからもいろいろ出てくると思うんです、住民の方からもね。やっぱりそれ要綱もありますし、例えば附則の中でいろんな事を検討しながら変えていったらいい話なんですけど、今の時点では私は町外に、「定住促進・木材の利用促進・町内の雇用」っていうのがやっぱり我々の考え方なので、利用が、利用は利用なんですかね、木材の利用なんですけど、わざわざちょっと逃げられるのはちょっと辛いっていうのがあります、はい。

○清水幸助議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 一度、やっぱり町内の業者が胸を張って施工を出来る環境を作っていくっていうのは、我々木材産地の那賀町としては非常に有効な部分もあると思います。是非ご一考願って、何とか是非勉強していただきたいと思います。

質問終わります。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 ちょっと今清水議員さんの質問で、ちょっと追加して質問したいところがありましたので確認したいのですが、町内の1年あたりのその、1年あたりだったんですかね、新築の着工件数を説明いただきましたけども、17年・18年頃が28棟とおっしゃいましたが、これ1年あたりっていう事だったんですかね。その2年間で28棟ですか。

○山本賢明林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 山本林業振興課長。

○山本賢明林業振興課長 あのね、ああ、すみません、申し訳ないです。

あの木材の着工部数、木造住宅の着工部数っていう事なんですけど、確かですね、決算書の中の、私どものところの決算書の中でずっと全部掲げております。一番最後のページ。それを見ていただいたらまず間違いはないんですが、1年あたりです。1年あたりその位だったと思います。28棟がほんまに合うかどうかちょっと分かりませんけども、申し訳ないですがそういう事です。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 木造住宅のみですよ。木造じゃない分も含めたら何かデータありますか。

○山本賢明林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 山本林業振興課長。

○山本賢明林業振興課長 木造住宅以外っていう事で、当然非木造の事です。RCあ

るいはSっていう、鉄骨。この分についても、決算書の中に木造が幾ら・非木造が幾らっていう形で平成17・18・19・20・21までかな、の分をまとめておりますので、もしあれだったらまた見ていただけたら。

ちょっと数字、今日持ってきてないので、数字的な事をもし間違っておったら弱るので、よろしくお願いいたします。

○**柏木岳議員** 議長。

○**大澤夫左二議長** 柏木君。

○**柏木岳議員** はい、ちょっとじゃあ会期中にデータをいただけたらと思います。今日じゃなくても、後日で。はい。

それからですね、補助対象者のところで、これは対象、この5項目が該当しないとかあるんですが、新築でもこれ改築でもどちらでも可能なんですか。

○**山本賢明林業振興課長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 山本林業振興課長。

○**山本賢明林業振興課長** 改築と新築との違いってどういう考え方で言うたらいいのかわかって思うんですが、新築は当然ね、新たに、新たになっていうか新しいところにポンと家を建てる。改築、例えば80年も経っている住宅をもう古いから改めて建てるよっていう考え方、これも新築、改築なんですかね。増築じゃないですよ。これについても対象としたいというように考えております。

飽くまでも新しく家を建ててくれるというのを対象にしたいと思います。

○**柏木岳議員** 議長。

○**大澤夫左二議長** 柏木君。

○**柏木岳議員** はい。この対象者の中でですね、該当しない者に「申請時において那賀町に住所を有しない者」は駄目ですとなってますけども、町外から移転してくる場合にですね、その建てる時にはまだ町外に住所があると思うんですね。これ、だからこの条文的な話になるかとは思いますが、そこの部分を完全に出来上がってしまってから住所を移す方に対して、条文としてカバーをしていかんといかんと思うんです。

どのようにお考えか。

○**山本賢明林業振興課長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 山本林業振興課長。

○**山本賢明林業振興課長** これですね。補助対象者の第3条の件ですね。これについては当然これ那賀町に外部から来ていただく、住んでいただくっていう事は人口が増える訳なんで、当然これは対象としますと。まあほなけん、ここに書いてあるように、「その他町長が補助金を交付する事が適当でない者」とかいう形でも書いてあるんですが、その逆の発想で、我々は当然那賀町に人口が増えると当然交付税にもバックアップされますので、これについては当然受け入れをせないかんというようには考えております。

ちょっと文章の書き方がそういうように言われますとそう取れるのですが、ここらもう臨機応変に考えていかないかんと思います。ただ、考え方は飽くまでも町外の人に来て、驚敷なり相生なり那賀町内に家を建てていただけるという事は非常にありがた

い事です。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、このあたりはこれ（案）かと思imasので、例えばですね、「竣工して数か月以内に住民票を移すものとする。」とかですね、そういった条文を付け加えておいていただいたほうがいいのかなと思imasので、お願いしたいと思imasし、これも移住に関する施策と思imasから、先程企画のほうに質問をさせていただいた移住促進の、何かデザイン料とかね、そういう2百万円に計上されてた分についてですね、是非ともこの補助事業プラス先程のウッド通貨の補助事業を合わせてどれだけの金額的なメリットがあるのかっていう事をですね、数値化したものをですね、そのハンドブックに織り込むなり、一目で移住したらこれだけ、那賀町に家を建てたら補助がありますよっていうのが、もう一目で分かるようなハンドブックを是非ちょっとお願いしたいと、っていう事を思っているんですけど、これやりませんか、そういうのを。

是非お願いします。

○山本賢明林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 山本林業振興課長。

○山本賢明林業振興課長 これ、高知県でも、今徳島県ではね、この事業をやっているのが海陽町・美馬・三好がやっています。補助金の枠は大分那賀町が一番多いんですが、そういった中でインターネットって言いますか、那賀町のホームページの中に大体皆載っております。そういった中での周知っていうものは当然考えていかないかなというように思っております。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、ホームページっていうのはですね、それに精通したような見る人しか見ないというようなまだ媒体でもあると思imasし、知らない人も目に入って来るような状況のその周知の仕方をですね、町外に向けて発信していく必要があると思imasので、場合によってはその四国放送とかそういうところに流していてもいいのかなと、その金銭的な問題はありますが、そういうのは思imasし、以前勝浦町は町の広報誌を町外の新聞にも折り込んでいたりしてた努力もされていたと思imasす。

そういうような事も含めてですね、もっとどんどん町外に発信をしていていただきたいと思imasし、また町民がその制度を、町内もですね、理解をして新しくじゃあ家を建ててみようかと思う人の根拠としていただきたいと思imasので、先程例示していただいた1年間28棟位までまた戻せるようにですね、この制度を使ったから着工件数がアップしたという結果を残していただけるように、是非とも努力いただきたいと、これ企画情報課も一緒になってですけど、お願いしたいと思imas。

以上です。

○前耕造議員 はい。

○大澤夫左二議長 はい、前君。

○前耕造議員 同じ関連なんですけれども、この要領の2番目に「柱及び土台の寸法は150mm×150mm」となっておりますが、これって昔からの在来工法、課長からの説明でもこれは見直しの可能性はあるという説明でありましたが、昔からの在来軸組工法っていうのは通常粗挽きで4寸角なんです。それで仕上がりで3×8という事で。

これ、この数字っていうのはやはりかなり厳しいなと。実際町内で木造を建てる場合は、該当無いような気がするんです。もう少し柱及び土台の寸法については、これは当然見直ししなければ中々補助金の対象にならないと、こう思いますが、いかがでしょうか。

○山本賢明林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 山本林業振興課長。

○山本賢明林業振興課長 前議員さんご指摘のとおりでございます。

私ども考えておりますのは、今例えば3×5の柱とか4寸角、この頃ちよい4寸角というのが多くなってきましたね。我々、私が考えておりますのはやっぱり断面っていうもの、骨組っていうものは大きいものが欲しい。で、耐震構造に耐えられるような大きい柱が欲しい。それと、立米数がかさむ、木材の利用が多くなる、そういうような発想であった訳なんです。

ここで今ご指摘いただいております5寸角になりますよね、これ15cmという事は。例えば柱材こうあって、梁とか桁とかそんなのも全部こう同じようなあれにせんと、カギになるんですよね、まあ言えばね。それでそこらよく分かっておるんです。で、そこらは当然これ委員会の中でもお話しをして、多分ね、これ他府県って言いますか、県外では5寸は無いです。そういった事も検討したい。5寸だったらやっぱり大きいのかなっていうのは私自身が思っていますので、委員会の中でも検討した中でやっていかないかなっていう気はします、はい。

○前耕造議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 前君。

○前耕造議員 やはり土台角とか柱の場合を5寸角という事になったら、これ全てに、構造物含めて造作材にも当然これ影響していきますので、大工さんあたりは全てそこらに関連して注文しますので、これ再度検討したほうが私はよろしいと思います。

以上で終わります。

○大澤夫左二議長 他にございませんか。

○大澤夫左二議長 無いようでしたら、これで質疑を終了します。

お諮りします。議案第55号を除く、議案第51号「那賀町地域交流センター条例の制定について」から、議案第58号「平成23年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について」までの7件は、お手元に配布しております「議案付託表」のとおり、それぞれ各常任委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、各常任委員会に付託する事に決定いたしました。

ここで、少し時間が過ぎておりますが、午後1時まで昼食のため休憩といたします。

午後00時08分 休憩

午後01時00分 再開

○大澤夫左二議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第5、議案第59号「物品購入契約の締結について（地域交流センター備品購入事業）」から、議案第60号「工事請負契約の締結について（平成23年度道整備交付金事業 町道海川出原線改良工事第1工区）」までの2件を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 それでは、議案第59号・第60号についてご説明を申し上げます。

議案第59号は「物品購入契約の締結について（地域交流センター備品購入事業）」についてであります。「地域交流センター備品購入事業」について、6業者を指名し競争入札を行いました。入札の結果、「喜久屋商店」と消費税を含め15,729千円で物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第60号は「工事請負契約の締結について（平成23年度道整備交付金事業 町道海川出原線改良工事）」についてであります。「平成23年度道整備交付金事業 町道海川出原線改良工事」について、町内の建設業者18者を指名し総合評価方式指名競争入札を行いました。

入札の結果、「株式会社小野組」と消費税を含め56,534,100円で工事請負契約の締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

お願いいたします。

○大澤夫左二議長 まず、議案第59号「物品購入契約の締結について（地域交流センター備品購入事業）」を審議いたします。

内容の説明を求めます。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 まず、議案の朗読をさせていただきます。

議案第59号、物品購入契約の締結について。次のとおり物品購入契約の締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。平成23年6月7日提出、那賀町長 坂口博文。

次のとおり物品購入契約を締結する。1. 契約の目的、地域交流センター備品購入事業 事務機器 那賀町地域交流センター。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約の金額、15,729千円。4. 契約の相手方、徳島県阿南市橘町西浜153番地4、喜久屋商店 代表取締役 谷村嘉夫。

内容の説明につきましては、議案の説明資料の2-1に入札の比較表を付けてあります。先程言いましたように6者を指名して5者の入札を行いました、最低の喜久屋商店

さんの請負率は58.02%でございます。

それと関連いたしまして、3月議会に地域交流センターについては備品の一覧表を示させていただきました。その時に分割発注の事も出ておりましたので、今回に関しては5分割で入札を行いました。参考までに申し上げますと、放送機器と電化製品と厨房機器については町内業者さんが落札しております。室内装飾につきましては同じ喜久屋さんが落札しているという状況でございます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 物品購入契約の締結なんですけども、3月の議会の時にも言った事なんですけども、やっぱりこういったその備品について町内の業者に発注出来るようなそういった入札でという事でお願ひはしたんですけども、町長のほうから「出来るだけそういった事で。」っていうような答弁だったかと思うんですけども、今回こういった状況で阿南の業者さんが落札している訳なんですけども、やはり私は町の予算使って税金はやっぱり町内に落とすっていう方向で、町としての姿勢でなかったらいかんのでないかという風に思ひます。

地元業者を育成していくという事をよく言われるんですけども、そういった観点からもやはり町内の業者さん何ぼかあると思ひますので、どうしてこういった町外業者も含めたような事になったのでしょうか。お聞かせ願ひます。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 先程説明いたしましたとおり、町内業者さんで出来そうな物件については、町内業者さんだけを指名して入札を行っている物件もございませう。

ですから、ある程度配置図も付けておりますので、その部分も見ていただくと分かりやすいと思うんですけども、町内だけに発注をしてその部分を実際に下の業者さんに丸投げするっていう風な形の中で、事務機器、内容的には机とか数が相当数のものがある、この物件に関してはね。今お願ひしている分については、そういう部分については、実際に施工するところを交えて町内業者さんも入れて入札を行いたい。

先程言うたように、これについては議員さんご指摘のあったように5分割にいたしました。実際に3物件については町内業者さんが落札しております。そういう事も含めて町内で出来そうな物件、若しくは町外を交えたほうが効率的な物件については指名審査委員会、町当局としても考えながら執行させていただきたい。何もかも全て町内に発注という訳にはいかないという事をご理解をいただきたいと思ひます。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 今の説明、ちょっと分からんところもあったんですけども、その町内の業者で出来ないようなもの、みたいな事を言われたんですけども、この今回のこの発注については町内の業者では出来んような品物なんではないでしょうか。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 この入札の物件にも当然町内の業者さん、今、比較表にも2名、2者ですか、入っておりますね。ですから、そういう風な形の中で町内だけに限定したような入札体系ではなしに、町外を交えてする入札も必要であるし、町内だけで十分対応出来るという物件であれば町内だけで実施するという物件もございますという事をご理解いただきたい。

先程新居議員さんがおっしゃるような話になりますと、町内の業者さんだけを指名して入札を行いなさいと。それに伴いまして当然入札価格は上がりますよね。今、入札比較にありますように、町外を交えた事によって町としては多少、多少と言いますか非常に安く備品を納めておりますよね。購入しております。そういう点もどうしても必要な部分っていうのがあると、こういう風に執行させていただきたい時もあるという事をご理解していただきたい。何もかも全て備品に関しては町内のみの執行という話には中々なりませんという事をお伝えした事です。ご理解いただけませんか。

どうしても、言るように執行部分を町内だけに限定するという事に決めてくれという要望だろうと思うんですが、それについてはある程度実績とか信頼性とか、調達の度合い、いついつまでに納期があるというそこまでの事を加味しながら、取引事例を見ながら業者さんは決めていきたい。それについては町内もあるし町外もあるし。敢えて町内をね、排除するという話ではないんです。町外を交えて町内業者さんは努力していただいて取っていただくというのが一番理想なんですよ、町としては。

だからそういう事で、町内業者さんを排除して入札するという事は今後も無いと思いますが、努力をしていただいて、入札に入った時には町内業者さんに落札していただきたいという気持ちは持っております。

以上です。

○新居敏弘議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 町内の業者でやっぱりこの入札して、やっぱりそういった、何て言うんで、経験なりやっぱり仕事も取っていったりして、技術って言うんですか、そういった能力も高まっていく。それこそ地元業者を育成するっていう事となると思うんですけども、もう町外の業者も入れたら中々取りにくい、もうそんな見積もり出してもするだけしんどいといったような状況では中々ね、この中にも辞退されている業者もあるんですけども、そういった事で、もう町外には太刀打ち出来ないといったような事で、最初っからもう町外の業者になるような事になっているのではないかと、このように思います。

ですから、特殊なその技術とかね、いうのであればそれは町内は難しいかも分からん、町外という事もあるんですけども、こういった備品関係を納入するやいうのは別に難しい事でもないの、是非少々高くても町内業者で入札というような事でやっていただきたいという風に思います。

町長のお考えはいかがでしょう。

○岡川雅裕企画情報課長 ちょっとお待ちください。はい。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 議員さんのね、提案を受け入れてない訳じゃないんですよ。ですから、先程説明したとおりに今回に関しては5分割にしました。町内業者さんだけで実施するっていう入札も行いました。ですから町内業者育成っていう立場も持っています。

ただ町としてね、何でもかんでも高くても町内だけでいいわっていう話じゃないでしょ。だから財政的な事も考えて、ある程度町外も入れる必要がある時もあるだろうし、町内だけで実施する場合もあるし、その辺については考慮しながら執行していているっていう事をご理解していただきたいと先程から言っている訳なんです。

よろしくをお願いします。

○新居敏弘議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 この入札結果を見ましたら、その予定価格よりも地元の業者も以下でね、入札しているのであって、能力的には私いけると思うんです。それよりも他の、町外の業者がまだまだ安かったという事でね、取れなかったのですけども、ですからやはり町内の業者でも予定価格内で十分取れるんですから、是非もう町内の業者でこういった技術的に何も特殊な技術が要るとかいうものでないものについては、是非町内の業者で入札をしていただきたいという風に思います。

町の姿勢なんですけども、やっぱり税金は町内に落として町内のそのお金がまた回り回って地域の活性化、経済の活性化に繋がってくると思うので、そういった観点から是非町内で出来るものについては町内の業者にという事を今後行っていただきたいという風に思うのですが、いかがでしょうか。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 何度も、何度言われても同じ事を言うのですが、当然そういう事を加味しながら、そのケースケースに応じて町内業者の育成の立場も分かり、町としての財政運営の事も考えながら、業者さんの事についてはこれからも適正に入札を執行していきたい。

先程言うように、24百万円程度のやつが22百万円にするのか25百万円になるのか、26百万円ですね。その差はやはり税金ですので、その辺も加味しながらやはり考えざるを得ないところをご理解していただきたいと思います。

決して町内業者さんの育成を忘れた形の中で入札を執行している訳でないっていう事は、今回の5分割、町内業者さんが3者取っている、その事で十分ご理解をいただきたいと思います。

補足を後お願いします。

○新居敏弘議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 今回そういった5分割をされたという事については評価はするものなんですけども、この他の電化製品なんかは4百万円位ですかね、予算で。そういった事なんですけども、今回のやつはこれ予定価格が24百万円位という事で非常に大きな金額なので、こういったものもその中々ね、地元の業者さん、町外の業者さんに

中々難しいと、競争出来ないというような事がありますので、やっぱりさっき言ったように税金を町内に落としてそしてそれが回りまわって地域が活性化し、町の税収にも繋がってくるという事ですから、そういった観点で今後その入札をお願いしたいという風に思います。

以上です。

○大澤夫左二議長 他にございませんか。

○大澤夫左二議長 無ければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。発言ありますか。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

〔新居敏弘議員、登壇〕

○新居敏弘議員 物品購入の件なんですけども、先程の質疑でも言ったように、やはり町の姿勢として町のお金は地元にとすという事で、それが地域の経済に活性化に回り回ってまたそれが町の税収に繋がってくるという事で、何も特殊な技術が要るとかいったようなものではないので、こういったものについては町内の業者さんに入札をしていただいて、きちんと、今度の件についても予定価格内で入れているところも町内の業者さんであるので、そういったところで今後落札をしていただくようにといった事で、今回のこの入札の請負契約については反対をしたいと思います。

〔新居敏弘議員、降壇〕

○大澤夫左二議長 賛成討論ございますか。

○大澤夫左二議長 これですべてを終了します。

これから、起立により採決します。

議案第59号「物品購入契約の締結について（地域交流センター備品購入事業）」は、原案のとおり決定する事に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立多数」であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号「工事請負契約の締結について（平成23年度道整備交付金事業 町道海川出原線改良工事第1工区）」を審議いたします。

内容の説明を求めます。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 議案の朗読をさせていただきます。

議案第60号、工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。平成23年6月7日提出、那賀町長 坂口博文。

次のとおり工事請負契約を締結する。1. 契約の目的、平成23年度道整備交付金事業 町道海川出原線改良工事第1工区。2. 契約の方法、総合評価方式指名競争入札。3. 契約の金額、56,534,100円。4. 契約の相手方、徳島県那賀郡那賀町木頭和無田字マツギ42番地1、株式会社小野組、代表取締役 小野恭補。

内容の説明をいたします。資料の13-1、最後のページですが、入札比較表を添付させていただいております。町内業者18者について指名し、総合評価方式の指名競争入札を執行しております。入札の状況としましては、入札比較表のとおり企業実績・配置予定技術者・地域精通度等の評価を行いまして、評価値算出の結果、評価値の一番高い株式会社小野組に落札決定いたしました。請負率は84.9%です。

工事の内容といたしましては、道路幅員の5mへの拡幅改良工事、継続で行っている工事でございます。位置的には国道195号線の交差点から1.3km上那賀側へ行った場所となっております。本契約工区につきましては140mで、主な工事種類としましては川側擁壁部分の重力式のコンクリート擁壁でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○東谷久男議員 議長。

○大澤夫左二議長 東谷君。

○東谷久男議員 非常に字が細かくて、分かりにくいんです。

質問いたします。この平面図のちょっと説明をお願いしたらと思うんですが、「L」っていうのはどこに示してあるんですか。これ、私も眼鏡かけても見えんのじゃ、これが。あんまり細かすぎて。

工事区間ってこれどこからどこまで、これもっとはっきりと、これ。前にも言うたかと思うんですが、もうちょっと大きい字で提供して欲しいなと思います。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 平面図の状況、大変小さくて申し訳ありません。

位置関係と言いますか、当路線の今回施工区間、それが赤で示してあるところの区間です。それが代表的な工種といたしましては川側の擁壁というような表現をさせていただいたのですが、当然山手側にも構造物は入って参ります。

それで、この完成断面と言いますか、完成断面で言いますと道路センターの部分で140mというのは、概ね140mというような状況で説明させていただきました。それでこの赤に、赤の部分、赤で着色した部分について、この端から端までが概ね140mという意味でございます。

(東谷久男議員「140mな。」と呼ぶ。)

140m。

(東谷久男議員「はい、はい。」と呼ぶ。)

はい。で、140mなんですが、ちょうど測点がちょっとずれているような場合がございますので、構造物はナンバーでちょうど終わっておりませんので、当然山手側の延長と川手側の延長とは違いますので、概ねというような表現でお願いいたします。

この路線のここの部分が、ここの位置と言いますのが、先程言いました195号線の出原側の交差点から1,300m上那賀側に入っているところというような状況でございます。この手前にも未施工区間はあるのですが、特に先にちょっと状況が悪いところから施工はさせていただいております。

○東谷久男議員 はい。

○大澤夫左二議長 東谷君。

○東谷久男議員 説明は分かりました。

前からお願いしておるんですが、この平面図ともう1つ分かりやすい、この部分を取った説明図を付けてもらえたら大変ありがたいと思います。

以上です。

○大澤夫左二議長 これで質疑を終了します。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから、起立により採決します。

議案第60号「工事請負契約の締結について（平成23年度道整備交付金事業 町道海川出原線改良工事第1工区）」は、原案のとおり決定する事に賛成の方のご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「全員起立」であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第6、承認第2号「那賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」から、承認第10号「平成22年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて」までの9件を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 それでは承認第2号から説明をさせていただきます。

承認第2号は「那賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」であります。

国の法律の改正に伴うもので、国保税において国保税等の限度額を改正するものであります。この条例は本年4月1日から施行する必要があったため3月31日付けで専決処分しましたので、議会の承認を求めるものであります。

承認第3号は「平成22年度那賀町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ602,482千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,074,044千円とするものです。

歳出の主なものは、総務費では924,246千円の追加となっており、その内訳として、総務管理費では人件費や物件費の不要額の減額その他、積立金として財政調整基金・減債基金及び那賀町有施設整備等まちづくり基金への積立金として、10億円を計上しました。企画費では、移動通信用鉄塔施設整備事業費など7,342千円を減額しました。

民生費では、社会福祉費・児童福祉費など90,132千円を減額しました。

衛生費では、保健衛生費・清掃費など70,682千円を減額しました。

農林水産業費では、林業費の間伐材搬出補助金・治山林道費の林道維持管理費など14,577千円を減額しました。

土木費では、土木管理費で県営事業負担金など12,400千円を減額しました。

消防費では、海部消防組合負担金など30,025千円を減額しました。

教育費では、不要となった人件費や物件費、木頭小中学校統合校舎建築工事などの各種事業の不要額など合わせて64,137千円を減額しました。

公債費では、償還金利子や一時借入金利子など29,103千円を減額しました。

歳入では、地方交付税のうち特別交付税増額579,893千円、国庫支出金減額43,324千円などとなっております。

また、繰越明許費補正では、森林整備加速化・林業飛躍事業、道整備交付金事業、地域活力基盤創造交付金事業などで繰越額が変更。地方債補正では、過疎対策事業債など3事業債の借入限度額を変更しました。

この予算は引き続き執行する必要があるため、3月31日付けで専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

以下の補正予算も同様の専決処分報告でございます。

承認第4号は「平成22年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」であります。既定の予算額から歳入歳出それぞれ211,489千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,121,582千円とするものです。

歳出の主なものは、保険給付費39,300千円減額、共同事業拠出金172,100千円減額などとなっております。歳入では、国庫支出金は37,777千円の増額、共同事業交付金で158,706千円減額、繰入金69,578千円を減額しました。

承認第5号は「平成22年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」であります。既定の予算額から歳入歳出それぞれ13,483千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ529,155千円とするものです。

歳出の主なものは、医業費で13,483千円を減額しました。歳入では、診療収入は8,730千円を増額、サービス収入は3,201千円の減額、繰入金は19,002千円の減額となっております。

承認第6号は「平成22年度那賀町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ13,349千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,786千円とするものです。

歳出は、本会計の廃止に伴う清算として、会計の残金13,349千円を一般会計に繰り出すものであります。歳入は、繰越金等を同額充当しています。

承認第7号は「平成22年度那賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて」であります。既定の予算額から歳入歳出それぞれ20,053千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133,695千円とするものです。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金20,053千円を減額しました。歳入は後期高齢者医療保険料、繰入金を同額充当しました。

承認第8号は「平成22年度那賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」であります。既定の予算額から歳入歳出それぞれ

49, 558千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1, 336, 466千円とするものです。

歳出では、保険給付費40, 400千円減額、地域支援事業費7, 000千円を減額しました。歳入は繰越金で29, 457千円を減額した他、支払基金交付金・県支出金・繰入金などを減額しました。

承認第9号は「平成22年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて」であります。既定の予算額から歳入歳出それぞれ6, 123千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ229, 445千円とするものです。

歳出では、各地区の事業不要額6, 123千円を減額、歳入では事業収入で6, 123千円を減額しました。

承認第10号は「平成22年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて」であります。既定の予算額から歳入歳出それぞれ6, 976千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123, 981千円とするものです。

歳出では、那賀町CATV施設費で2, 884千円、那賀町上流CATV施設費で4, 092千円を減額しました。歳入では、事業収入で同額を減額しました。

以上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○大澤夫左二議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午後01時38分 休憩

午後02時37分 再開

○大澤夫左二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、承認第2号「那賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」審議いたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○東谷久男議員 議長。

○大澤夫左二議長 東谷君。

○東谷久男議員 今回、500千円を510千円とか130千円を140千円とか、結局税額を上げる訳なんですけど、天井を上げて、説明では影響があるのは1, 600世帯ですか、の中で3～4世帯というような話だったのですが、後で説明を受けました国保会計の中で、22年度の補正は2億11百万円という減額、サービスあたりの関係、医療関係の差額、22年度の会計の結果がこういうような減額補正で出てきておるのですが、そこらとの関係があるか無いかは分らないのですが、今回この専決全体を見た時に、ここだけ捉えて見ればそういう事ですが、全体を見た場合に減額という数字がほとんどで並んで、これに対して我々が予算がどうなった・こうなったかという事を、もっともっと実際のその中身を緻密に検討して予算を組むべきでなからうかという思いもするのですが、まずこの事について、天井を上げるという事についてのと、国保のこれと全く関係ないんですか、これ。そこらが聞きたいんです。

○岡田正夫税務課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡田税務課長。

○岡田正夫税務課長 今のご質問でございますが、昨年度も同じく限度額を10千円、それぞれ各20千円とか上げました。それは昨年質問があった事と同じなんですが、限度額を上げるというのは一応国の施策によって上げると。何故かと言えば、トータル的なお金が足りないという事は必然的な話なのですが、拠出金とかそういう面が当然率が高くなると、そういった事で、限度額は差し控えるべきじゃ、下のほうは上げるんじゃないし上の富裕層のほうを上げるといったような事をやっていると言うか、そういう目的があって上げるのではないかというような気がいたしております。

以上です。

○東谷久男議員 議長。

○大澤夫左二議長 東谷君。

○東谷久男議員 この国保会計っていうのは私も十分な勉強が出来ておらんのですが、町が、町が、那賀町が会計は単独でやっておるのではないんですか。介護保険の場合は県の事務組合あたりがやっておるかと思うんですが、高齢者と。国保の場合はこの会計っていうのは自分のところで、那賀町だけのあれと違うんですか。それに対して国からの指導があって云々っていうのは、国全体からするならば国保事業は赤字なのかも分かりませんが、この22年度の会計からしますと当然これ赤字、どんなんですかこれ。減額はあるんですが、赤字なんですか。そこらお願いします。

○鵜澤守健康福祉課長 議長。

○大澤夫左二議長 鵜澤健康福祉課長。

○鵜澤守健康福祉課長 はい、赤字か黒字かと言えば当然赤字という形になります。と言いますのは、国からの補助金とそれから・・・ちょっとすみません。

国の補助金それから県からの負担金・療養給付費交付金等々、地元、地元と言うか自分のところの財源で賄う分だけでは当然ありませんので、それを全てトータルして今の税の話になってくると思います。

要は、今は、この前3月の議会だったと思いますが、町長が、国保は出来るだけ国保料というか税というか、出来るだけ上げないようという方向で、一般財源を繰り入れてでもというような形で今予算を組んでおるのですが、これからは非常に厳しい状況になってくるとするのは3月の時にも町長のほうから答弁があったとおりでございます。今非常に厳しい状況であるという事には変わりはありませんし、今後この国民健康保険がどういう形で推移されていくのか。

この国保だけでなしに、今おっしゃられておりました後期高齢者等につきましても、もう民主党のほうは止めるというような事を言うてましたので、それが国保のほうに取り込まれて広域化をされるとか、いろいろな話が出ていますので、まだ私のほうも具体的な話としては聞いてはおりませんが、そういう風な事がありますので、今後保険料であるとかいうような形の部分については少しずつは上げていかざるを得ないのかなと。

この国保だけでなしに、介護保険料についてもそういう風な事になってくるのかなと思いますが、町長の方針といたしましては出来るだけ一般財源を入れてでも財政を安定させていきたいというような事でございますので、我々担当といたしましてもそういう風な形で対応していきたいという風には思っております。

○東谷久男議員 はい。

○大澤夫左二議長 東谷君。

○東谷久男議員 ありがとうございます。分かりました。

○大澤夫左二議長 他に。質疑のある方。

○大澤夫左二議長 無ければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから、起立により採決します。

承認第2号「那賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」、本件は承認する事に賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立多数」であります。よって、本件は承認する事に決定いたしました。

次に、承認第3号「平成22年度那賀町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて」審議いたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから、起立により採決します。

承認第3号「平成22年度那賀町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて」、本件は承認する事に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、本件は承認する事に決定いたしました。

次に、承認第4号「平成22年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」審議いたします。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから、起立により採決します。

承認第4号「平成22年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」、本件は承認する事に賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「全員起立」であります。よって、本件は承認する事に決定いたしました。

次に、承認第5号「平成22年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」審議いたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言はありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから、起立により採決します。

承認第5号「平成22年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」、本件は承認する事に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「全員起立」であります。よって、本件は承認する事に決定しました。

次に、承認第6号「平成22年度那賀町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて」審議いたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言はありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから、起立により採決します。

承認第6号「平成22年度那賀町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて」、本件は承認する事に賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「全員起立」であります。よって、本件は承認する事に決定しました。

次に、承認第7号「平成22年度那賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて」審議いたします。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言はございませんか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから、起立により採決します。

承認第7号「平成22年度那賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて」、本件は承認する事に賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「全員起立」であります。よって、本件は承認する事に決定いたしました。

次に、承認第8号「平成22年度那賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」審議いたします。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言の方はどうぞ。発言ありませんか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから、起立により採決します。

承認第8号「平成22年度那賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」、本件は承認する事に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、本件は承認する事に決定いたしました。

次に、承認第9号「平成22年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて」審議いたします。

これより質疑をいたします。質疑はございませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから、起立により採決します。

承認第9号「平成22年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて」、本件は承認する事に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、本件は承認する事に決定いたしました。

次に、承認第10号「平成22年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて」審議いたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから、起立により採決します。

承認第10号「平成22年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて」、本件は承認する事に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、本件は承認する事に決定しました。

日程第7、同意第3号「那賀町教育委員会委員の任命について」議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 それでは、同意第3号についてご説明をさせていただきます。

同意第3号は、那賀町教育委員会委員の任命についてであります。

那賀町教育委員としてご尽力いただいております木頭地区の大城岩男氏が任期満了となったため、今回、同地区の伊藤美砂子氏に教育委員会委員を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、この件につきましては木頭小・中の一体の校舎を現在建築中でもあり、後任には是非とも木頭地区からお願いを申し上げたいという事で、選任依頼をいたしましていろいろな方にご推薦をいただいた中で、約7名ほどの方々にご依頼を申し上げた訳なんです。いろいろとそれぞれにご事情がございまして、いろいろと今後においては那賀町の教育に対するご尽力はいただけるという中ではありましたが、全ての方にあたった中でご事情をご理解いただき、ご承認・お受けをしていただいた方が伊藤美砂子氏という事でございますので、その点もどうかお含みの上ご理解をいただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○大澤夫左二議長 本件については人事案件でありますので、質疑に入る前に小休を少し設けます。その中でお聞きしたい方等がありましたら発言を許可します。

午後02時55分 休憩

午後03時03分 再開

○大澤夫左二議長 小休前に引き続き、会議を再開します。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

お諮りします。同意第3号「那賀町教育委員会委員の任命について」、これに同意する事にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、本件は、同意する事に決定しました。

日程第8、本日までに受理した陳情等については、お手元に配りました「陳情等文書表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

日程第9、報告第11号「平成22年度那賀町一般会計繰越明許費繰越計算書について」から、報告第16号「専決処分の報告について（平成22年度都市再生整備計画事業 高次都市施設整備工事 地域交流センター変更契約）」までの6件について、説明を求めます。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 それでは報告第11号「平成22年度那賀町一般会計繰越明許費繰越計算書について」ご報告申し上げます。これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定によって報告をするものでございます。

この表のとおり、翌年度繰越額は1,879,985千円となっております。それぞれの項目の事業の内訳明細につきましては、議案説明書の1-5に記載をしております

ので御覧ください。

報告は以上です。

○**鵜澤守健康福祉課長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 鵜澤健康福祉課長。

○**鵜澤守健康福祉課長** 報告第12号「平成22年度那賀町立上那賀病院事業会計繰越計算書について」ご報告を申し上げます。

この繰越につきましては、MRIの装置を上那賀病院に昨年度の予算で導入をしておいたのですが、改修、MRI室の改修の工事また東北地方太平洋沖地震の影響によりまして機械の搬入も遅れてきたという事もございまして、繰越をさせていただきました。

現在は5月の27日に全ての検査が完了いたしまして、その時点でMRIの作動をしました。今現在6月の1日から実際に予約を取って、既にもう検査が始まっております。1日2人か、今のところは2人程度で予約をしておるのですが、これから時間的なものそれから維持管理のコスト等も多分安うにもなってくるだろうし、時間的にも余裕が出来てくればもう少し人数も増やしていけるのかなと考えておるところでございます。

よろしく願いいたします。

○**峯田繁廣総務課長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 峯田総務課長。

○**峯田繁廣総務課長** 報告第13号「損害賠償の額の決定及び和解にかかる専決処分報告について」説明をいたします。

平成23年2月12日午前5時頃、町道八幡原水井線において、当該の車両が走行中山腹からの落石があり、フロントバンパー・ラジエータ・オイルパンなどに損傷・損害を与えたものであります。

この件につきましては、町が加入している保険機関と協議の上相手方と和解の交渉の結果、別紙のとおり和解し、損害金の支払いについて平成23年3月21日に専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第1項及び第2項の規定に基づきましてここに報告をいたします。

よろしく願いいたします。

○**新居宏商工地籍課長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 新居商工地籍課長。

○**新居宏商工地籍課長** 報告第14号「那賀町土地開発公社の清算報告について」ご説明をさせていただきます。那賀町土地開発公社は平成23年1月5日に解散し、平成23年3月29日に清算を結了いたしましたので、清算報告のご説明をさせていただきます。

土地開発公社につきましては、平成22年12月の定例会で解散の議決をいただきまして、1月5日に徳島県の認可を受け、その後清算を進めて参りました。解散時の清算につきましては12月定例会でもご説明申し上げましたが、この後にも付けてありますが、この清算書のところの5ページ以降が一応決算、1月5日現在の決算になります。

解散時におきます現金・預金は、4,551,981円でございます。その後清算を進めて参りましたので、まず1ページをお開き下さい。清算書につきましては解散時

の財産総額が4,551,981円で、2としまして口座解約までの受取利息が464円、それから解散の、解散及び清算の諸費といたしまして、解散事務費として、これは公告費でございます。官報の公告費でございます。これが、117,014円。それからその他、これは法人税でございます。清算の法人税でございます。15,000円で、合計が132,014円という事で、合計を差し引きまして残余財産が4,420,431円という事になりました。

それで、1月末から3月25日までの公告期間中の異議申し立て等はありませんでした。それから計画いたしておりました登記にかかる費用につきましては、商工地籍課のほうで自前で行いましたので、発生いたしませんでした。3月28日に口座を解約しまして、ここの4ページに添付してありますように残余財産については一般会計に納付をいたしました。3月29日に清算終了会議を開催し、翌30日に徳島県に結了報告を行いました事をご報告を申し上げます。

○吉岡敏之教育次長 議長。

○大澤夫左二議長 吉岡教育次長

○吉岡敏之教育次長 それでは、報告第15号「専決処分の報告について」地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定に基づきまして、裏面の専決第10号専決処分書の朗読を以って説明に代えさせていただきます。報告に代えさせていただきます。

専決第10号、専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分する。平成23年3月23日専決、那賀町長 坂口博文。

契約の目的、木頭小中学校統合校舎改築工事。契約の方法、変更契約。契約の金額、増額563,850円。変更前、783,825,000円。変更後、784,388,850円。契約の相手方、株式会社岡田組・株式会社小野組・北川産業有限会社木頭小中学校統合校舎改築工事共同企業体、代表者 徳島市幸町1丁目47番地3 株式会社岡田組 代表取締役社長 岡田英二郎。

なお、変更理由につきましては、温室・体育倉庫の移設等の中止、それから学校用排水埋設管工事の追加、金属建具それから木製建具枠の数量変更でございます。

よろしくお願いたします。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 報告第16号につきましても朗読を以って、専決処分書の朗読を以って報告に代えさせていただきたいと思っております。

専決第20号、専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分する。平成23年5月13日専決、那賀町長 坂口博文。

契約の目的、平成22年度都市再生整備計画事業 高次都市施設整備工事 地域交流センター。2. 契約の方法、変更契約。3. 契約の金額、増額の4,649,400円。変更前、319,460,400円。変更後、324,109,800円。契約の相手方、徳島県那賀郡那賀町和食郷字八幡原309-3、八田建設株式会社・藤井鉄工

株式会社平成22年度都市再生整備計画事業高次都市施設整備工事共同企業体、代表者
八田建設株式会社 代表取締役 八田康生。

増額の内容につきましては、グラウンド側に排水溝を新しく設置させていただきました。その部分が主な部分でありまして、あと館内の案内板等を木製で行ったのと、暗幕フレームを事前に付けさせていただきました。その部分を追加しております。

また外側では散水栓が無かったので、その分も追加しております。

以上でございます。

○大澤夫左二議長 本件については報告事項でありますので、報告は以上のとおりであります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。6月8日・9日は、議案審議のため休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって6月8日から9日までの2日間は休会とする事に決定しました。

6月10日再開いたします。

本日はこれを以って散会といたします。ご苦労様でした。

午後03時16分 散会

平成23年6月那賀町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成23年6月10日（金）

招集場所 那賀町役場本庁舎3階議場

出席議員 16名

1番	柏木 岳	2番	古野 司	3番	田中 久保
4番	前 耕造	5番	清水 幸助	6番	植田 一志
7番	照原 廣幸	8番	植北 英徳	9番	株田 茂
10番	吉田 行雄	11番	連記かよ子	12番	福永 泰明
13番	東谷 久男	14番	新居 敏弘	15番	久川治次郎
16番	大澤夫左二				

欠席議員 なし

欠 員 なし

会議録署名議員

11番 連記かよ子 12番 福永 泰明

議会事務局

局長 横山 尚純 書記 司 るり

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	坂口 博文	副 町 長	稲澤 弘一
教 育 長	尾崎 隆敏	総 務 課 長	峯田 繁廣
出 納 室 長	露元 邦彦	相 生 支 所 長	石本 晴良
上那賀支所長代理	西田 一成	木 沢 支 所 長	井本 和行
木 頭 支 所 長	平川 博史	教 育 次 長	吉岡 敏之
税 務 課 長	岡田 正夫	住 民 課 長	大下 雅子
健康福祉課長	鶴澤 守	建 設 課 長	平川 恒
農業振興課長	中田 昌一	林業振興課長	山本 賢明
企画情報課長	岡川 雅裕	環 境 課 長	蔭原 秀一
地域防災課長	西本 安廣	ケーブルテレビ課長	岩本 泰和
商工地籍課長	新居 宏		

議事日程

日程第1 町政に対する一般質問について

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

午前09時30分 開議

○大澤夫左二議長 おはようございます。ただ今の出席議員は15名であります。

東谷君が少し時間が遅れるという報告がありましたので、ご報告申し上げます。

これから本日の会議を開きます。

これより本日の日程に入ります。議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1、町政に対する一般質問を行います。通告がありますので、通告順に1番古野司君、連記かよ子君、前耕造君、清水幸助君、新居敏弘君、株田茂君、柏木岳君の順で順次行います。

この際ご連絡申し上げます。通告による一般質問は、議員中において各関連するものがある場合には、前段の議員の質問に対し十分配慮されるようお願いいたします。

まず古野司君を指名し、順次発言を許可します。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 一般質問に先立ち、この度の町長選において再選をされました坂口町長に対し、衷心よりお慶びを申し上げます。初当選の時とは違い、今回は限なく町内を挨拶回りで歩かれて、住民の声を直接に耳でまた肌で感じられた事ではないかと思えます。これからの町政運営にそれらの声を十分に反映され、4年間活躍されん事を期待申し上げます。

それでは質問をいたします。

まず最初に、「メガソーラー（大規模太陽光発電所）の誘致について」であります。先月、ソフトバンク社長で日本一の富豪 孫正義氏が、メガソーラー建設について自治体と連携する計画を発表しました。この計画は、賛同する自治体と「自然エネルギー協議会」なるものを設立し、メガソーラーを全国各地に約10か所程度建設するという事であります。休耕田や耕作放棄地などを活用し、1か所あたり約80億円、その巨額を投資して6,000世帯の電力を賄える20,000kWの太陽光パネルを設置する計画であります。自治体が土地と1億円程度を負担し、残る資金の79億円、そして技術・運営面の大半はソフトバンクが引き受けるという事であります。そのために新会社を2～3か月以内に設立し、年内にも施設の建設に着手するとの事あります。

この計画に、飯泉徳島県知事はいち早く賛同を呼応して、既に建設候補地として県内5か所を提示したとの事、その中に本町のわじき工業団地もあるという事ありますが、勿論事前に町長はこの件を承知した上での知事の提示であると思えますが、そのいきさつ、そしてまた現在の進捗状況をお伺いいたします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 まず、古野議員さんからのメガソーラーの那賀町での進捗状況そしてまたそれに至った経緯と言いますか、その件についてのご質問でございます。

このメガソーラーにつきましては、私が一番最初にお聞きと言いますかお話しを受けたのは、現在行われておりますBTLのプラント、このプラントの運営と言いますか試験運転を行っていただいております会社の系列会社と言いますか、関係者の方から1社のある某社の方にお受けをいたしました。その時点ではこのソーラーパネルについて

のご返答については、「検討させていただきます。」というご返事をさせていただきました。

と言いますのは、その時点でもうこれはかなり、2月か、ちょっと月は忘れたのですが、早い時期でございます。その時点でございますが、その時点に実は大塚製薬さんの規模拡大という事もお聞きをしておりました。その関係とそれからあと私どもが計画をいたしておりますバイオの関連のプラント、そういう事も含めてあの工業団地の活用という事も計画をしている中でのお話しでございますので、あの工業団地全てをパネルで覆われるとどうしてもこれまでの計画が違ってくると、一部ならまだしも全て使われるという事についてはそこは待っていただきたいというお話をさせていただいたところでございます。

その後数社、担当課のほうにも来たようでございますが、今回の件におきまして、実は26日に南部広域圏の協議会が海陽町でございまして、そこで県民局長の江本局長さんから、急にそういう話がなかったかという事をお聞きしたというのが初めての事でございます。そしてその件について担当のほうにもお聞きしますと、そういう話が来ているという事もお聞きしました。

その晩、徳島で知事の内外情勢調査会と言う、時事通信ですか、その会の中での講演会があったんですが、そこで知事とお会いして詳細を初めてお聞きいたしました。その時に、知事のお話しではその時そういったお話しをしてからその会議に来られたという事で、2時間遅れて来られたんですが、関西広域連合の会議があった日です。その中でソフトバンクの孫社長さんが進めている「自然エネルギー協議会」、この会に関西広域連合としても加入をさせていただきたいというお話しをしたという事でございます。それまでは19自治体だったと思います。19の県だったと思います。それがその協議会を設立していたと聞いております。その後において関西広域連合等がその協議会の中に参加をさせていただくという事で、全てで現在のところ26の自治体、県が入っていると、自治体が入っているという事を聞いております。

これは7月の中旬にその設立総会と言いますか、そういった本格的な会議をするという事もお聞きいたしました。そこで飯泉知事にも「そういうお話大変ありがたい事なんですが、実は那賀町としても先程申し上げましたように大塚製薬さんの規模拡大、またバイオ関係のプラントの建設と予定もいたしておりますので、全てを使われるといういろいろ支障が出る場所もございまして、どういった状況ですか。」という事もお聞きした訳なんですが、新聞紙上では12.6haという事で、全ての10ha、平地は10ha、約10haですが、全ての面積を載ったというような関係もありまして、いろいろと町民の皆さん方にも誤解を招いたのではないかと感じておりますが、そうした中で、確認しますと、たちまち2haか3haでいだろうと、その位の余裕があるところが使わせていただけるのならという事で、わじきの工業団地も県の工業団地も含めて5か所位を推薦させてもろうたのだと、その中で、那賀町のわじき工業団地も一応見ていただきたいという事を申し上げたという事をお聞きしまして、それだったら2haか3haだったら何とかなるだろうという事で、現地をそれなら見ていただくという事になった訳です。

ですからこれ急遽でございまして、那賀町だけではございません。お聞きしてみます

と、県の職員そしてまた阿南市についても、新聞なり知事の発表が先になったというのが現状です、現実は。と言いますのも、関西広域連合の会議の中で急遽そういう話が出て、即、知事がお願いしたという事で、そして明るる日にすぐその関係者が現地を見るというような状況だったものですから、県職員にしても内容をはっきり分からないづくに、分からないというのが現実だったようです。また阿南市、先程申し上げましたように阿南市においてもそういう状況という事でございます。

それで、翌日の27日に現場のほうも視察したのですが、これについてはまた担当のほうから、立会いをした担当のほうから詳しくお話しをさせていただきます。ただ、やはり工業団地が適地という事で今決まっているような状況でもございませぬ。今のところはそういった状況で、現場をどういった状況かという事を視察したのみと聞いております。

一応2haから3haを使うという事になりますと、大体1MW、1,000kWになろうかと思えます。この部分で300世帯分の電気が可能という事と、それと少し聞いたんですが、ただ工業団地の近くに、この南川のすぐ奥に入ったところに四国電力の変電所があるんです。そこに変電所が近いという事もあって、場所的には条件は良いのではないかという話も聞いておりますが、これはまた今後の課題になろうかと思えます。

内容等、それからその時の状況については、担当のほうからまた詳しくご報告をさせていただきます。

(東谷久男議員出席、出席議員16名となる。)

○新居宏商工地籍課長 議長。

○大澤夫左二議長 新居商工地籍課長。

○新居宏商工地籍課長 今、町長のほうから経緯につきましてはご説明があったと思いますが、進捗状況という事で、視察につきましては平成22年度、去年なんですけども、この話がある前に1社視察がありました。それから、23年度に入りまして4月に1件、それと6月のこの県の、先程申し上げました町長さんの経緯の中で、ソフトバンクのメガソーラー建設構想後に1社、合計3社が視察に訪れております。その最後の視察の時期にはソフトバンクさんも来る予定でしたが、実際にはちょっと所用でソフトバンクさんは来ておりませぬ。

東日本大震災後、原子力発電の見直しを受けまして、大規模太陽光発電所を中心とする再生可能エネルギーの導入については非常に求められておりまして、現在のところはその情報収集等の強化に乗り出しているところでございます。なお、今後なんですけど、現在は視察位で、今後具体的な進展があればそれを受けて進めていきたいと考えております。

ただし、わじき工業団地につきましては、産業の発展と町民の第一の願いであります雇用の拡大という事が目的として整備されているところでございますので、メガソーラーにつきましてはその雇用が全然生まれませぬので、そういった事も十分含めまして、今後わじき工業団地の貸付制度の見直し等も含めまして進展に併せて議会の皆さまにもご相談申し上げ、検討していきたいと考えております。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 はい。もう既に視察においでたとの事、びっくりをいたしました。今課長が申されたように、メガソーラーに関しては設置後非常にメンテナンスが少ないという事で、地元での雇用の創出には繋がらないというのが全国各地、もう四国でも松山でもかなり大きな規模のものが入っておりますが、そこでも同じという風に聞いております。そしてまた、今申されたように雇用の確保、その促進のためにと、そしてまた地元振興のためというのが工業団地の元の目的・うったてであつただろうと思います。その事から申せば、非常に合致しないものであるかも知れませんが、ただ時代の趨勢の中でこれが求められている、そしてまた県自身も強力に進めようとしているという事も事実でございます。

そしてもう1つ、これ新聞報道だけですが、読んでみますと80億円、これは20MWという数量での金額ですが、その中での地元自治体の負担というものが、1億円と共に用地となっております。まともに読んでいきますと用地は無償提供と、若しくは無償で貸付という風にも読み取る事が出来ます。

巨費を投じて整備した工業団地が、県が最終に造っておるような最終一般廃棄物の最終処分場のように、他に転用が出来ないようなものであればそれでも十分採算は合うでしょうが、巨費を投じた工業団地、それを仮に例え2haでも3haでも貸し付けるとか、無償で提供するとかいう風な事になっていくのであれば、また事前に十分な議論が行われる必要があるのではないかと思いますので、そのような話が進んでいくのであれば、どうぞまた都度都度に議会のほうにご相談をいただきたいと先に申し上げておきます。

そしてこれに関連してですが、通告は一言もなしておりませんでした。先々月の4月の冒頭に、この工業団地の関係でございますが、経産省でもない農水省でもない、環境省の関係でバイオマスの予算が3か年で5億50千円内示があつたという風な事を、他の自治体の関係者の方から私お聞きをいたしました。その件、副町長にもお尋ねしますと、成程そのような事はあつたようだという事はお話しいただきましたが、町をスルーという事で、直接町には予算が入ってこんという事で詳しくは分からんという話だったので、その件、工業団地の利用という事に関連いたしますので、この際お聞かせをいただけたらと思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 この、私が町長選挙での選挙の中で、選挙運動の中でもそういうお話もさせていただきました。これは3月と言いますか4月に、確定したのが、ほぼ確定になるのではないかとというのは3月の末位でなかったかと思えます。ほぼ確実にあつたのが4月の下旬近かつたと思えます。その時に内示をいただいたと。内示という事でまだ、未だにまだ、この7月には契約出来るのではないかと聞いてますが、今のところまだ内示の段階です。金額は2億25百万円という事を聞いております。

またこれにつきまして、担当課、分かりますか、詳しく。

(何事か呼ぶ者あり。)

今の段階はそういう段階です。先般ちょうど先程お話し出ましたメガソーラーの検討を含めてでございますが、25日だったかな、京都でE E F Aというこれまでいろいろ

とご協力いただいた京大の芦田先生・船岡先生のメンバーの会議でございます、NPO法人でございますが、その会議の席でお2人の講演もあった訳なのですが、そこで確認もしましたが、金額はそういう事で確定して7月中には環境省のほうと委託契約が出来るという事を聞いております。

今のところそういう事で、これについては昨年経産省のほうの事業に申請をしていたのですが、この件が事業仕分けで延期になったという事でご報告もさせていただきましたが、その後大震災もありまして、環境省のほうでじゃあエネルギーの関係でかなり募集をしているぞという事で、リグニンを主でなくエタノールを主にして申請をした訳なんです。それが一応認められまして、エタノールとそれのまあ言うたら効率と言いますか、その効率がいいという訳で、中々石油に代わるエネルギーには中々課題があるという事なんです、それと併せてリグニンでカバー出来るというような提案の仕方採択になったというのが今の現状です。

これにつきましては一応8月いっぱいか9月の中旬位までに、8月・9月にそのプラントを立ち上げたいと。これ一応内容等の詳しい事についてはまた決まり次第ご報告させていただきますが、今のところは100%環境省、国の事業でやる訳なんです、一応そのプラントについては出来上がったものをリースで貸していただくという形で実用試験をやるという形を取るようです。そういう関係でこの8月か9月には完成をさせなければならないという事で、今その手続きを行っているところでございます。

これについてはそういった契約が決まり次第、また船岡先生自身もこのプラントの建設する企業と共に県知事のところにまたいろいろとご支援をお願いに行きたいという事で、その日程調整をしてもらえんדרろうかという事もお聞きして、知事のほうにもそういう事は一応内報としてお話しをさせていただいております。これにつきましては、またこの7月に工事の関係で必ず臨時議会をお願いを予定しておりますので、その時点にはまた詳しくお話し出来るのでないかと思っております。

今の段階はそういった段階で、7月中にその契約を、環境省との契約をしてプラントを8月・9月までには建てたいと。ただ、これについては一応、一番経産省の時の規模とはかなりちょっと小さい規模となっております。実用試験という事で、今までの和歌山とかそういうところに拵えているプラントと違って、本格的な連続式の実用プラントを一応拵えるという事にいたしております。その内容またそれらについての詳細について、また決定し次第ご報告をさせていただきますが、そういう事で、今の段階は町が議会の皆さん方にもご理解をいただいて、そしてまた県の林業基金等と併せて建屋のほう、それについて町が建てると。そしてそこにBTLのチップ、あるいはペレットの原料・木粉、そういった事も作業場として含めて建設するという計画をいたしておりましたが、まずプラントは今のようなBTLのプラントのような仮設テントの中でやると、そして後でそれをカバーする建屋を後から被せるというような形でやって、3年後にその上の建屋はやっていただきたいという事を聞いております。

そういった事で、今の段階では町が直接それに投資をしますか、資金的なものあるいは事業費的なものでの町からの財源充当という事は、今の段階ではまだ決まっておられません。そういった事で、今後においては町としてもそれは出来るだけご支援はさせていただきたいと思っております。

ただ、それについては、先程申し上げましたように県の支援もいただきたいという事で、私も一緒に、それが決まり次第、契約が出来次第、知事に要望にお伺いしたいと思っております。これについて、先程申し上げましたように、決まり次第また改めてご報告をさせていただきたいと思っております。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 はい。町だけでなく県の協力もいただきたいという事でございました。昨年までのバイオマスに対しての、町が非常に大きく前のめりにかかっておったような、大きく抱え込んで、事業に手足を突っ込んでおったような形だけでなく、この（聴取不能）には町長申されたように、震災からこちらへはエコエネルギーというものの、大変求められております。その中で県も大きく巻き込んでいただいて、なるべく町の持ち出しを少ない状況の中で研究を実用化を進めていただきたいと、このようにお願いをいたしておきます。

それでは、次に2点目の質問に入らせていただきます。2点目は「那賀川の想定洪水水位について」お伺いをいたします。

私は前回3月定例議会において、長安口ダム直下の大戸谷口地区の国交省による移転交渉に関連いたしました質問をしました。その質問の中で、何故にこの地区は移転の対象になっているのか。まず第一に、長安口ダム本体の改造工事の進入路工事に伴い移転の対象となっているのか、またそれとも、国が示した想定洪水水位により危険であるので対象となっているのかを伺いました。そのお答えは「そのどちらも理由であり、原因となって移転対象となっている。」との事でした。

昨年8月に、大戸谷口地区に対して長安口ダム改造事業に関する説明会が行われた席上で、先程皆様方にお配りをいたしましたその資料が関係者の方々に配布をされました。その配布された説明資料にダム直下の想定洪水水位が示されており、私はその資料を見た時に我が目を疑いました。何と、地区の家屋のほとんどは想定洪水水位の中に水没するように、その洪水水位の線が記されていたのであります。その家々は、全てが60年前のダム工事以前に建てられた、ものによっては大正の時代から建っておる家々でございまして、古くは昭和25年のジェーン台風や昭和46年の鷲敷の水害、また一昨年のもみ谷・木頭の水害などの大災害時にも被害を受けておらなかった家々であったから、驚きも一層でありました。

私が簡単に現地で巻き尺で測りましても、一昨年8月の時の放水の最高位より8m以上高い位置にこの想定洪水水位のラインがございます。という事は、先程も申し上げたように、この地区のほとんどの家屋はこの洪水水位には流出するという事は言うに及ばず、一番心配いたしますのは、これより下流においても阿南市までの間に多くのところでそれに伴う被害が起こるのではないかという風な想像をいたします。

私以外のここにおいでの方々の議員の皆さまや関係者の方々、特に那賀川フォーラムなどに参加していた方は、こんな事は当然の事だとかご承知の事かも知れませんが、私はこのような高い想定洪水水位があるとは恥ずかしながら全く知りませんでした。

そこで、この資料によってこの地区の洪水水位は分かりましたが、下流における洪水水位を示していただきたいと思っております。4地点お伺いいたします。まず1つ目に桜谷小学

校地点、2番目に相生・鮎川合流地点、3番目に和食地点、4つ目に古庄地点であります。理解しやすいようにお答えをいただきます。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 古野議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

ダム直下の想定洪水水位、資料の中に示されているラインでございますが、それよりダム直下の今言われたところの洪水水位につきましては、那賀川の河川整備を行う、河川整備計画、那賀川水系の河川整備計画に示されておる部分、改良計画が示されている部分で高さを決められております。

それで、今言われた箇所が古庄地区、一番下流側なんですけど、古庄地区につきましては国土交通省の直轄区間にありまして、これが標高11.08mに設定されております。それと驚敷、南川ですが、輪中堤の計画のあるところですが、ここにつきましては県管理の河川で、標高が52.9mで設定されております。相生地区鮎川の合流地点・桜谷小学校地点については整備計画に位置付けられておりませんので、現在計画洪水水位というものは設定されておられません。

以上でございます。

○古野司議員 はい。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 皆さまのお手元にあるお配りした資料で、この青いラインが、もう家を呑み込んでおるこのラインが想定をしておる洪水水位という事でございます。

私は難しい河川工学もまたややこしいダムの操作マニュアルも、専門家でございますので理解は出来ません。ただ単純に、国交省がこのように写真やまたこの写真の2つ前、この6ページにダム本体を含めた平面の、河川の平面の図がございます。この平面の図の右岸側にも青い洪水水位がずっと等高線に沿って示されております。そして、ここに拡大図がございます。これが拡大したもので、各家屋全てがこの洪水水位の中に入っております。

このように地図や写真を以って、未だかつて誰も見た事がない・体験した事がない・語り継がれてもおらないという風な高い位置まで洪水が上がると想定している資料を作っているのだから、それではこの洪水は下流ではどの位の高さまで上がりますかとお聞きをいたしているのだからでございます。

今の建設課長のお答えを聞いておると、この直下でここまで洪水が上がって、水位が上がっていたものが、下流へと流れて出た時には渦巻いた濁流がどこかに消えて、水位が下流に行くほど落ちていくという風なお答えのように想像をいたしてしまいます。

このダム本体に副ダム、そしてまた多くの改造工事が施される事によって、水位が上がるという事を国土交通省はおっしゃりたいのではないかと、そのように想像はいたしますが、現実問題として、この説明の資料にも載っておるこのダム直下のこの減勢工、この緑の部分ですね、副ダム。ここから下流へ400m、また支流の古屋谷川へ遡る事500mもの上流までこの水位を想定しておるのでございます。この減勢工によって発生した水位の高さが、こんなまた支流の上流部まで及んでいくという事は、河川工学の

専門家の方であれば説明を十分されるのですが、私のような素人また一般の住民の方も、中々この資料を見た限りでは一般の常識と照らし合わせて中々理解が出来るものではないのではないかと、そのように想像いたします。

町長、昨年末にこの資料、あなたにお見せをいただきまして、「これほどに水位が上がったら、下流は一体どんなになるんだろうのう。」と言うてお話しをいたしました。が、今のお話し、課長が申された、下流へ下っても水位は上がらないのだと。驚敷で53.9m、52.9mですか。これは今の現在のパラペットから1m50cmか2m位まだ下の水位でないかと。この古庄においても土手の高さの最高位から2m近く下の水位の設定ではないかと。全く下流に関しては心配ないのだという事の国交省から課長を通じてのご説明でございましたが、町長は今の説明で「よっしゃ、わしは分かった。」という風なご理解はされましたでしょうか。

お伺いをいたします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 ダム改造の水位の件でございますが、この件につきましては当初の計画におきましての説明と言いますか、一番最初の説明は、ダムから上流部分については、ご承知のとおり平谷の下ノ内地区ではわずか宮ヶ谷川を堤防で2m位上げるといいう、そういう計画で進んでおりました。その後、まあ操作ミスではないと言われておるのですが、例の台風で浸水をいたしました。平谷あるいはまた木沢の十二社地区。これによって国交省さんが長安口ダムの堆積状況、これを上流の十二社のみならずそれから出合位までの下流までの間、再調査を行ったと聞いております。それによって堆積土砂の取り除きは、除去はやっていく訳なんです、それだけでは間に合わない、やはり100年・200年に一度の大洪水が来た時を想定すれば、これだけ水が上がりますよという結論に出たと聞いております。

そしてまたダム改造、本体の改造のオリフィスゲート、これについてもやはり洪水調節は出来る限り、可能な限りやっていきますと、事前放流という事も含めて最大限操作規則も見直して、有効にそのゲートを活用しますという事もお聞きしました。

ただこのゲートの模型を筑波大学で今試験をしていますと、流量の関係、そういったものも試験をしていますという事で、その試験結果によっては下流域の影響についても見直さなければならぬという事も聞いておりました。当初は、今古野議員さんがお示しいただいた写真の下流側の人家の一番下の家の庭先まで、庭先から1m足らずだったと思います、説明の時は。位まで水が行くと。どうしてもそれを守るためには、その減勢工からその人家のあるところまである程度の護岸を据えて、強固な護岸を造る計画で進めたいという事が一番最初の私がお聞きした時点です。ただ、その後においてダムの堆積土砂の調査、それからゲートの排水門の調査、模型での確実な記録と言いますか、それが数値が出た時点で、今のお示しいただいた洪水位という事を私としても聞いたのが現実でございます。

そういう事で、じゃあ平谷の下ノ内地区についてはほんなら土手でやこいではもうとても対応出来んでないかという事で、県のほうに工法の見直しをしていただいた結果、埋立てという結論に至ったのです。これに至った時点についての経緯はまた長くなりま

すので省略させていただきますが、そういう結論になった以上、やはり先程町としても今後県が進めております特に鷺敷の輪中堤の建設でございますが、これらについても非常に課題がございます、先の、当初の計画でも、やはりこの地域の八幡原あるいは北地の地域の皆さん方のご理解を得るのは中々難しいなという事も想定しておりました。と言いますのも、やはり鷺敷の農地と言いますと、本当にこの八幡原・北地、ここが主でございます。そして那賀町の特産品でありますイチゴの産地の圃場でございます。これをかなり潰されると、潰さないとその輪中堤の建設が出来ないという事も課題として出てきました。

これはちょっとやはりちょっと考えものと言いますか、再検討すべきでないかという中であって、今お話しあったような事がございまして、その時の水位がハイウォーターが52.9mという高さで現在輪中堤を設計している訳なんです、じゃあその今お示しいただいた、そういった100年・200年、最大洪水量が来た場合の対応はどないなるんという事になると、とてもでないです。あそこの蛭子さんの前から小川橋付近が、約大体標高で言えば50m位です。あそこの道路とかだったと思います。1mそこらの、50mから51mの町の保育所あたり、そこら辺までがそういう高さでございますので、52.9mという事は、もう当初の計画でもそれだけの1m位は道路が浸かるという想定の中でございますので、その上に今のお話しの結論が出てきたという事になれば、当然その輪中堤ではとてもでない、100年に1回・200年に1回の洪水でなくとも、まあ50年に1回、今の想定よりその中を取っても52.9mの守る土手ではとても対応出来んでないかと。そういった状況の中で町としても県のその計画をそのまま理解してもらうように地元の方の説明に同席してくれと言われても、私は行けませんという事で今はお断りしているところでございますし、またその工法を再度検討していただきたいという事を申し添えてございます。

そうした中で、やはり今お話のありました下流域の桜谷あるいは鮎川の合流地点。ここには水の花荘という介護施設もございまして。特養の介護施設がございまして。この施設をやはりそういった状況の中から、災害から守っていくと言いますか、高齢者の方がおいでるところですから。そういう件については、やはりこれは是非ともお願いを申し上げたいなと思っておりますのは、議会の皆さん方にもやはり一緒になっていただいて、国なり県に対するやはりこれらに対する対策の要望にお力添えをお願いを申し上げたいと思っております。

やはり今のこういった状況の中で、洪水においてもやはり想定外と、それに対する100%の対応は出来ないかも分かりませんが、それらもやはり含めて人命に対する対応策だけは、やはりしておかなければならないのでなかろうかと思っておりますので、やはりこの鷺敷地域においても輪中堤という工法でなく、これは私の個人的な考えではございますが、あれだけの工事費を投入するのであれば、県としても違った方法、例えば移転が可能なら移転という事も含めて再検討していただく事が必要でないのだろうかと思っておりますので、是非とも議会の皆さん方にもお力添えをお願いを申し上げたいと思っております。

私としては、そういう形で県のほうにもいろいろとこうして現在のところはお話しなり要望をいたしているところでございます。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 この事はダムから下流、阿南市の紀伊水道までの間で、特に河川の近く、那賀川の近くで、付近で暮らされている方にとりましては、大変深刻な不安を伴う問題でございます。

今町長申されたように、東日本大震災では想定外という津波で多くの人命また財産が失われました。しかし、今回のこの資料だけを取りましても「想定洪水位」という事で、既に国としては想定をしておるラインが入っております。もうこれが出た時点で、100%と今町長が申されたようにパーフェクトなカバーという事は出来なくても、最低人命は守ると。もしかしてこういう風な事があった場合はどのように避難をするかという風な事を含めて町が対応する事も最終的には考え、形は構築していく必要、大変危険な事でございますので、早急に考えをまとめていただきたいと、このように思います。

そしてまた、これ非常に重要な事でございます。議長に対しましては、このような重要な事でございますので、出来れば責任のある国の方なり担当者の方にしっかりと理解出来るような説明の場を設けるようにご配慮していただけないかとお願いをいたしますが、いかがですか。

○大澤夫左二議長 今、古野君から問いがございました。先程の町長の認識から言っても、また我々、今までのあの河川整備計画、今日これ資料を見せていただいて、あれはなんだったのかと。県から国交省が見直した途端にこういう事になってくる。これは古野議員も先程から言われたように、関係住民、全くそういう想定どころか知識が無かった、説明も無かった事なんです。

しかるべき時に、やはり町当局と相談の上、町長も先程申されましたが、そういう場を要求して、是非ともまず議会がこの問題について理解を深めたいと、そういう場を持ちたいと議長としては思っておりますので、そういうようにまた町当局と詰めた話もしていきたいと思っております。

それでよろしいか。

○古野司議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 はい、ありがとうございます。それではなるべく早いうちにそのような機会を持っていただけたらという事をお願い申し上げまして、私の一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○大澤夫左二議長 次に連記かよ子君を指名し、発言を許可いたします。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 まず質問を始める前に、この度は見事に再選されました坂口町長に、心からお祝いを申し上げます。

さて、町政に対して3点の事について質問を行います。

1点目は、2期目を迎えた坂口町長に豊富についてお伺いをしたいと思います。那

賀町は少子高齢化・過疎化はもとより、3月11日の東北大震災の未曾有の大惨事発生でもお分かりのとおり、防災対策など誠に課題は山積いたしております。坂口町長が公約に掲げられました1つ目は「林業活性化とみどりの公共事業による雇用の拡大」、2つ目として「わじき工業団地に進出している企業の事業規模拡大を支援し、更なる企業誘致を進める」、3点目は「定住を促す住宅を建設し、小学校までの医療を無料化する」、そして4つ目として「救急体制を構築し医療体制の充実を図る事により、安全・安心な町づくりを目指す」、5つ目として「小・中学校や役場などの公共施設の耐震補強を推進する」こういった事を掲げられて当選された訳でありますけれども、1つ1つの事については今後この議場において私も検証させていただくつもりでおりますが、今回はこの5つの事柄について具体的にこういった事をやりたい、ああした事をしてみたい、そういった抱負を述べていただきたいと思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 連記議員さんのご質問につきましては、私が今回の町長選挙での公約に掲げた点についての具体的な抱負と言いますか、その点についてどういった対応策をやるのかという事と解釈をいたしておりますので、その点について述べさせていただいて回答に代えさせていただきたいと思っております。

まず、今回私申し上げましたのは、林業の振興も含めてでございますが、以前の4年間の時もいろいろと議員の皆さん方にもご指摘を受けた中で、やはりすぐやらなければならない事と短期間のうちにやらなければならない事、そして中期的・長期的にやらなければならない事、そういう事があるかと思っております。

やはりこのこれからの4年間お約束した分の中で、すぐ出来るものについてはやはりこの6月議会でご提案も申し上げております。これは小学校卒業までの医療費の無料化については、この6月議会でご提案をさせていただきました。

また、雇用の場の確保についてでございますが、これについては公共事業、これから本当に東日本大震災の影響も、かなり国・県の事業費の中で補助事業等においても受けてくると思っております、今後においては。ただ、やはりこれらの公共事業についても町の財政やと健全化になった時点でございまして、これらにつきましても出来る限りやらなければならない公共事業については実施をして参りたいと思っております。ただやはり優先順位は付けさせていただく事になるかと思っております。いろいろ小さな事から始めて、本当に地域でご要望いただいている点もございまして。そういった公共事業、維持工事を含めてでございますが、その件については随時進めて参りたいと思っております。

林業振興におきましても従来どおりの事もある程度はやって参りますが、先般皆さん方にお配りしたこの林業の本当に那賀町の林業、これから国が出しております国産材の使用率50%、また県が出しております木材供給そして製材品の使用をこれまでの倍増にするという計画に対応していくためには、やはり今の那賀町のそういった林業関係のシステムは、ある程度は見直さなければそれに対応出来ないと思っております。

これについては、まずやはりそれらに対応する組織を作るための協議会は早急にここ1~2年で立ち上げたいと思っております。今回のこの4年間の任期の内に、そのセン

ターの設立を目指したい。私の公約の中で、この点については最も努力をして参りたいと思っております。例え4年間でそういった組織が、センターが出来なくても、足掛かりだけは付けたいと思っております。その事だけご理解をお願いを申し上げ、そしてその中でやはり公共事業と共に林業による雇用の場の確保をしていくためには、やはりそういった施業地、また先般もお話しありました一人親方と言われる個別に、それぞれの全体でなく個別に仕事をされておられる方、技術を持っておられる方、その方々のお力をお借りして、それを今後の将来に引き継いでいくという事も、やはり那賀町の林業のこれからの後々の事を考えれば非常に重要な事であろうと思っておりますので、その点についてはやはりいろいろと課題はあろうと思っておりますが、1つ1つ皆さんと関係者、それらの皆さん方とも協議をしながらお話をしながら解決をする道はあると信じておりますので、その点については出来るだけそういう組織作りに最大限努力をして参りたいと思っております。

やはりそういった中で、この那賀町にやはり何と言ってもここで住んでいただけないかならなないと思っております。やはりこの定住対策、那賀町の人口5,000人にならないようにやっていくためには、この那賀町に住んでいただきたいと思っておりますので、そういった働く場の確保が一番最も重要でございますが、その事も含めてやはりここで働いていただくためには住んでいただかなければなりませんし、住むためにはやはり住宅が必要になってきます。

やはり住宅と言っても簡単に住宅と言いますが、個人の住宅を建てるとなればやはり数千万のお金が必要なんです。若い方々に一気にそういったお金を出せと言われても中々無理がありますし、親御さんが出していただける家は別として、働きながらそういった家賃の返済という事については非常に苦労があろうと思っておりますので、やはり住宅としても公営住宅法でやりますと、法に基づいた分でやりますといろいろ制限がございます。やはりそういった制限の無い、家賃で返還出来るような制度が出来ないかなと思っております。これらについてもやはり公庫資金を借りても25年～30年の償還になります。それで利子を含めるとかなりの額になりますので、それがもっと有利な形で住宅取得が出来る方法を検討して参りたいと思っております。

それから、私も今回全てゆっくりとお話をお聞きしながら回るという時間的余裕も無かったのですが、出来るだけお話を聞く時間を取りながら今回の選挙と、町長選挙に対する皆さんのお声を聞きたいという事で回らせていただいたのですが、やはりそうした中で交通弱者の足対策も確かに必要なところもございます。また、やはり高齢化という事が非常に影響出ている限界集落、今後この後いろいろとその後ほどの議員さんからもご質問出てるようですが、限界集落というような状況もあります。そういった中で、何をやるにしても「もう私ら年いって、もう本当に家直すたって、雨戸1枚直すのにもそんなものは出来んし、出役も出来んわ。」と言う方がかなりおいでます。やはりその方々の支援と言いますか、カバーが非常に今後重要になってこようかと思えます。

これらについてはこれまでもNPO法人の設立という事もいろいろとご協議をさせていただいたのですが、やはり中々難しいという状況でございますが、今やはり社協で活用しておりますシルバー人材センター、やはりここに対して町がどれだけ支援を出来る

かという事が一番重要でなかろうかと思っています。たちまちはそこで対応していただきたいと。

これもやはり、ただいろいろな作業によって金額が違ってきます。ただ、確かに高いなという、見た感じでは時間700円とか1,000円とかいろいろある訳なんです。1,000円にしても、これは大工さんの場合ですが、だったら1,000円になるのですが、10%がまた事務費として取られますので、1,100円になります。で8時間働きますと、そういった形で8,000円、8,800円、約9,000円。それに、場所によりますと旅費が嵩みますので加算されます。そういった事になりますと、どうしても10,000円から、またその機械の使い方によったら15,000円というような日当になりますので、そうなりますと高齢者の皆さん方、本当に介護保険料あるいは年金、いろいろな形でかなりのお金も必要になってきますので、中々頼めないというのが現状でなかろうかと思っています。

これらについて、ある程度の町から加算をすべきなのかどうかという事について、また今後検討して参りたいと思っています。やはりそういった形での支援が必要でないのだろうかという気がいたしておりますので、これはまた社協のほうと協議をさせていただきたいと思っています。

あと防災対策につきましては、これは耐震化について公共施設は本当に早急に進めていかなければならないと思っています。やはり今回職員の皆さん方、東北のほうに支援に行っていたいておりますが、もう本当に庁舎が流されまた職員さんが亡くなられたという自治体については、本当に町民の皆さん方もいろいろと苦勞と言いますか、どうしていいか分からんというような状況もあろうと思います。

私自身も16災でそういった状況の中にあつた時に、やはり町の職員なりその皆さん方に全て町民の皆さん方は頼っている訳ですから、やはりそれに対する対応をやはり職員の皆さん方がやっていかなければならない。その時に、やはり庁舎が被害を受けたらもうどうなるかという事を想定しますと、やはりこれは早急な対策を講じて参りたいと思っていますので、これについては出来るだけ早い時期に、一気に中々参りませんが、財政の許す範囲で順次早急に対応して参りたいと思いますし、また住宅の耐震とかそういう分の支援につきましては、県としても今回200千円から倍額の400千円という事に引き上げました。それと併せて町としても全ての改築という事になると中々金額がかかるとは思います。部分的な耐震改築とかそういう事も含めて検討をして参りたいと思っています。

あと、いろいろとございますが、課題はたくさんございますが、どうか皆さん方、議会の皆さん方にもご協力・ご支援をいただいて、この4年間務めさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○連記かよ子議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 町長が具体的にいろいろとお話しをいただきました。その中で、那賀町は御覧のとおり林業の町であります。私も那賀町にとって林業は宝であると、この宝を何とかしなければいけないのではないかと常々思っておりますので、是非精一杯センターの設立を目指して頑張らせていただきたいと思います。

それから、小さな事から始められると、そういった町長のお話ありがとうございましたけれども、例えば限界集落の支援も今後していくという話でございました。これも一気に、何て言うかな、やれないと思うのですけれども、私が思うのにはじっとしているよりかは何かやっていく。あれもこれも出来るか出来ないか、まずやるっていう事から、それが一番大事なのではないかと思っております。

この4年間において公約に掲げられてあります事を実行していただく事は勿論の事でありまして、本町は那賀川沿いの自然豊かなところでありますが、町長言われたように少子高齢化のその特効薬の無いのが現状であります。

先程のその小さなところからやっていくという場面でございますけれども、先日も八面神社の農村舞台を見に行きました。生憎の雨でありましたけれども、町内外からたくさんの方のお越しをいただきました。その中で、地元の方が「その公演の日だけでも活気が戻る。」と、そんな事を言われておりました。わじき工業団地を活用しての雇用の場の促進を図ったり、那賀町産材を利用して定住促進を図る、そんな大きな事も大変重要な事でありまして、そういった八面神社のような那賀町にある古いものを掘り起こして活用して、その情報を発信していく事も大切な1つの、那賀町に取りまして重要な活性化の選択肢の1つではなかろうかと思っております。

また、私が懸念しておりました防災対策として公共施設の事を、町長、この公約に掲げられておりましたけれども、その住宅、個人の住宅におきまして中々取り組みが出来ていないというのがこの那賀町の現状でありまして、東北の大震災の後、県のほうからも補助のほう引き上げられるという事でございますので、1軒でも多くの方に住宅の改修のそういった事を進めていただくよう、取り組んでいただきたいと思っております。

1つ1つの事は先程も申し上げましたように、今後この議場におきまして町長に1つ1つ検証させていただきたいと思っております。

2点目に移らせていただきますが、2点目は「有害鳥獣対策について」でございます。

この有害鳥獣対策につきましては、これまでも何人もの同僚議員がこの議場で質問をされております。また、捕獲班の方のご協力によりまして、今年度におきましても委託料、捕獲委託料が20百万円近く計上されておまして、大きな成果を上げている事は私も承知しておりますけれども、敢えて質問をさせていただきます。

資料によりまして、平成18・19年度の作物の被害額が4～5百万円といったところでありますけれども、平成20・21年度になりますと、なんと25～30百万円と大幅にその金額が増加しております。

那賀町でもその被害作物として、イノシシであればタケノコとか水稲ですね。サルはダイコンとかカボチャ、今の時期ですとジャガイモなどであります。シカは水稲それからユズ。ユズの実も葉も食べますね。それから大根などが被害金額の大きいものでありますけれども、シカにより、中でもそのシカがユズの皮を剥ぎますと木が枯れてしまうという事態もありまして、生産農家にとっては大きな痛手でございます。また今まで食害に遭わなかったお茶の葉などの報告も出ております。こういった大きな事ではなく小さな事なんですけれども、やっとの思いでお年寄りが育てた作物が、もうサルやシカ・イノシシに荒らされてしまいます。

その時に「ワナであれば女性でも、女性の私でも獲る事が出来て、少しは防止対策になるんですが。」というような切実なお話しがございました。私も素人ですので、ワナ猟と言われましてもどういったものであるか、少しは勉強させていただきました。毎年町が行っております狩猟免許、そのワナの講習会がこの8月にもあると聞いておりますが、それによりますと「那賀町在住の方で地元の捕獲班に加入し、有害鳥獣捕獲業務に携わっている人を対象」としています。この対象にならないお年寄りの方が困っているのが現状でございまして、その自衛のために個人で捕獲出来るワナ猟についてお聞きしたいのであります。

それと、今や野生鳥獣による食害は住民の暮らしを脅かすばかりではなく、耕作放棄地の拡大にも繋がっております。国や県の補助事業の対象とならない小さな事に対して、その防護柵や防護ネットの補助は何とか出来ないものか。是非こういった事をお伺いしたいと思います。

○蔭原秀一環境課長 議長。

○大澤夫左二議長 蔭原環境課長。

○蔭原秀一環境課長 ワナ猟につきまして環境課からお答えいたします。

高齢者の方が自衛のために自分でワナをかける事が出来ないかというような質問かと思えます。しかし簡単なワナでありましても、ワナ猟を行うには法律で免許が必要となっております。また、有害鳥獣捕獲につきましては、安全性の確保とか処分などの点で、県の指導によりまして原則として捕獲班による団体捕獲となっております。現在那賀町では個人捕獲を行っている人はいません。

しかし、団体捕獲を実施しても被害が継続し、個人捕獲が適当と認められる場合におきましては、ワナで個人捕獲が認められてはおります。ただそれは箱ワナ又は囲いワナに用いる場合に限られておりまして、簡単なワナ、多分括りワナの事をおっしゃるのかなと思うのですが、括りワナは捕獲班に入って活動しないと出来ない事になっております。

また、ワナ猟につきましては簡単と言うか、中々難しい、危険も伴うというような事もありますので、誰でも行うっていうのは適当ではないと考えております。高齢者の中にも若者より元気な方もおられると思えますので一概には言えないと思うのですが、ワナの免許を取ろうと考えられておる方がいらっしゃいましたら、十分検討していただきたいと考えております。

出来れば捕獲班に捕獲をお願いするっていうのが一番ベストかと思えますが、免許を取ってワナをかけたいとおっしゃる方がおられましたら、捕獲班に是非入っていただいで行っていただきたいと考えております。

以上です。

○中田昌一農業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 中田農業振興課長。

○中田昌一農業振興課長 連記さんのご質問にありました小規模農地の施設に対する補助についてですが、町としても今現在鳥獣被害については重要な問題と捉え、いろいろ国補事業・県単事業によりいろんな方策を取っております。しかし、小規模農地の防護柵については個人的な施設という意味合いが強いという事で、現在補助対象とは

なっておりません。

しかし、近年サル・シカ等による被害により特に家庭菜園などで作られた作物の収穫が出来ない状態であり、また住民からの意見も多く出ておりますので、今後施設補助が出来ないか協議していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○連記かよ子議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 環境課長と中田課長からご答弁いただいた訳でありますけれども、まず捕獲班に入る事なんですね。それで免許を取ってワナ猟をすると。お年寄りの方でも入れる訳でありますね。

(蔭原秀一環境課長、何事か呼ぶ。)

結構です、はい。

(蔭原秀一環境課長、何事か呼ぶ。)

あ、結構です、はい。

日本は法治国家でありますので、その法律を犯すような事を勧めるつもりもございませんけれども、先程中田課長も言われましたように家庭菜園で一番困っているんですよ。お年寄りの方がなぜいろいろなものを作っているかと言うたら、やっぱり例えば市内とか県外に住んでいる子どもさんや孫さんに対して送る楽しみに菜園を作っているのです。私、これはひいては介護予防や医療費の削減に繋がるのではないかと考えております。お年寄りが日がな日がなテレビ見て座っておればやはり健康的にも維持も出来かねますし、やっぱり外に出て畑を打つ事によって介護予防にも十分対応出来るのではないかと考えております。

確かに補助が出来ないという事もよく分かりますけれども、そういった事も勘案していただければ、何て言うかね、経費も要る事ではありますけれども、こういった事を考えればプラスマイナスになるのではないだろうか、そんな風に考えている訳であります。

先日の新聞にね、その美馬や木屋平のほうでは8月から、事業費690千円でございますけれども計上して、オオカミの尿やそれからトウガラシの辛み成分を抽出したものを使って実証実験を実施して、高齢者でも防除対策が出来る手法を探っているという事であります。

那賀町でもお聞きしますと、各支所で檻の設置も行って捕獲にもあたっているという事も聞いておりますし、それからまた白石地区でモンキードッグを導入して成果を上げていた事例がございました。補助金が出ない、そういう風な事であればそういった事も早急に検討していただき、高齢者の方でも楽しみながら野菜の作れる環境を是非整えていただきたいと思いますと思っております。

この事について、町長いかがでしょうか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 鳥獣害対策につきましては、先程担当課長のほうからもお話し、回答させていただきましたように、ワナについては、それは簡単にかけるけんという事なんです、やはりこれは法律に基づいて許可を取っていただくと。そしてまたや

はり有害の駆除に参加をするためには、これはやはり駆除班に入っていたかなければなりません。これは入っていただく条件もございます。許可あるけん全てという訳ではございません。それからやはりその、ただし有害でなしに猟期の場合とはまた別になりますので、許可さえ持つておれば猟期の時は可能なものもございます。

それで、その件については、あと対策としていろいろな対策を今までやってきました。ただ、21・22・23のこの3年間については、やはり駆除のほうに力点を置いて予算付けをしましょうという形で今まで来ていますので、今年23年度終わった時点で、先程から出ておりますようにそれに併せて防護柵と言いますか、防護ネット含めて、家庭菜園も含めての事になろうかと思いますが、大きくやる分については今も制度がございますが、今ご指摘のような家庭菜園、そういったものについての資材に対する補助という形を今まで、旧の木沢の時代はそういう形を取っておりました。そういう事も含めて今後検討して参りたいと思っております。

たちまちこの23年度においては、予算的な事もございまして3年間においては駆除に力点を置いた対応策を講じるという形で、シカ1頭幾ら・サル1頭幾らという形を取らせていただいております。今後においてはそれぞれまた地域地域でご意見があらうかと思ひますし、全国的にもいろいろな対応策があらうと思ひます。それらも含めて検討して参りたいと思ひます。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 それでは3点目に移らせていただきます。3点目は、3月27日に行われました「第1回那賀町を愛する心 少年の主張弁論大会の事について」お伺いをします。

小学生・中学生とは思えないほど堂々とした、立派な発表態度でありました。大人の私たちが見習わなければならぬのではないかと反省をいたしたところでもあります。ふるさとに対する素直で優しい思いや、自分の体験を踏まえてふるさとを改めて発見した事、またドイツの環境都市フライブルクの事など国際的な事例なども取り上げており、大変感心をいたしました。

弁論大会は那賀町を愛する育成プロジェクトの一環であるやにお聞きいたしましたけれども、その育成プロジェクトの内容について、教育長さんのほうから説明をお願いしたいと思います。

また、弁論大会で教育長さんもその場に居られたと思うんですけれども、どういった感想でしたでしょうか。また、子どもたちがあいった立派な発表をしている訳でございしますので、この子どもたちの意見が町政にも反映されるよう、是非子ども議会を開催されてはいかがでしょうか。この事についてお伺いをします。

○尾崎隆敏教育長 議長。

○大澤夫左二議長 尾崎教育長。

○尾崎隆敏教育長 連記議員さんの質問にお答えをいたします。

那賀町を愛する心の弁論大会、これにつきましては那賀町の教育会、教員全員で取り組んでいるプロジェクトの1つという事でございします。このプロジェクトにつきましては平成22年度に立ち上げまして、現在「知る活動・体験する活動・創造する活動」

この3つの分野に分けて、子どもたちが現在取り組んでいる様々な事について勉強しているところがございます。

その中で総合的な学習の時間を利用して、ふるさと学習を行っております。そういうような中で、子どもたちがどれだけの勉強が出来ているか、そういう事も知る1つの課題というような事で、今回その少年の主張の弁論大会をさせていただきました。

それと那賀町の子どもたちが、これ一般的に言われているんですけども、小規模校の子どもというのは自分の思いを多くの人前で発表出来ない、どうしても尻込みをする、そういうような傾向が強いと言われております。これはそういう体験が少ないという事が1つあるんでなかろうかというようにも思っております。高等学校それから社会人になった時に、自分の思っている事・主張が堂々と発表出来るような、そういうような子どもに育てるという事も、この弁論大会には狙いとして持ちました

そういうような中で、「知る活動」というのは那賀町の自然・産業、様々な事を知る、そういう事を心がけております。

それから「体験する活動」、これは知った中でそれじゃあその子どもたちがどういような事に関わっていくのか、それぞれの学校で取り組みをしております。木頭では林業活性化に向けて自分たちが出来る事、ドングリの実を撒いてそれを山に植える活動、それから食害から守るためにネットを張ったり、それから間伐、そういうような勉強もいたしております。相生地区ではお茶の出来るまでのそういう過程を勉強したり、いろいろその地域に合った事を勉強いたしております。

そういうような知って体験する活動。それと今回はその上手に創造する活動を加えました。そういう知り体験した事を、それじゃあどういようにまとめて自分の意見として発表出来るか、そういうような事まで踏み込みをいたしております。そういう活動の中では、先程も言いましたように少年の主張弁論大会。それからふるさと発見レポート、これはそれぞれの小学校でまとめた自分たちが勉強した事をそれぞれの学校の文化祭のほうに回そうじゃないかと、そしてそれぞれの学校の取り組みを知ってもらおうといういような事も考えております。それからそれぞれの学校で勉強してきた事を、学習発表会をこれをテレビ会議でどうにか活用出来ないかとか、そういういような事も検討いたしております。

それと今申されました子ども議会、これについても計画の中に入れております。これ、たくさんのお事業、これやるには総合的な学習の時間というのが非常に少ないという事で、特に今年度からは学習指導要領の改訂の中でその時間が少なくなってくるので、効率的にこの時間を有効に活用しながらこのプロジェクトを進めて参りたいと思っております。

それから、先程申されました少年の主張弁論大会でございますけれども、この趣旨としては、学校・家庭・地域の人たちとの関わりを通してふるさとを学習・体験・創造する事によって、ふるさとを愛し郷土を誇りに思い、広い視野に立って行動出来る人を育てるといいう事を目的として実施をいたしました。そして論題は「ふるさと学習から学んだ事」、「自然・人・地域との関わりを通して自分の生き方について考えた事」、それから3点目は「那賀町を住みやすい町にするために自分で出来る事」、「那賀町の未来について」以上の4つの論題で、直接体験する事を通して学んだ事、またふるさとへの

思いや考えた事で自分の考えをまとめたもの、そういう事を小学生は原稿用紙3枚、中学生は原稿用紙5枚といたしました。

弁論大会の出場者は現在の小学校5年生・6年生、それから中学校の2年生・3年生。冬休みに全員にその論文を書いていただきました。そしてその中で各学校で優秀な約1割位の児童・生徒に出場をしてもらいました。小学生が16名、中学生が20名。そしてこの3月27日に集まってやっていただきました。

この弁論大会、連記議員さんがご指摘されたように、論旨・論調・態度共に甲乙つけがたい素晴らしい発表であったというように思っております。審査員全員がもう感動いたしました。私も子どもたちに負けないように那賀町を愛する心、これをずっと持ち続けたいというように思いました。

そういう事で、この弁論大会はずっと続けて参りたいと思っております。そういう事によりまして、先程言いましたように、コミュニケーション能力を高めて那賀町の素晴らしい子どもとして送り出していきたいというように思っております。そういう事で、このプロジェクトを小・中学校の先生全員関わっていただいて今後とも進めて参りたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 私も、子どもたちが拝宮で和紙を漉いているところとか、それから間伐体験をしているところとか見せていただきました。やはり子どもたちの心を耕すのはやはり那賀町の自然であり、那賀町のこの全ての植物とか動物ではないかと私は思っているのです。先程教育長のほうからありましたように、この弁論大会聞いていて、これ今言われたように小学生が16名・中学生が20名でありました。その中には、もう原稿も見ないで、何て言うかな、自分の思いを本当に熱く語るんですね。もうとても感動をいたしました。

それから1人1人が自分の町に対して物凄く期待を持っている、それから農業にしてもこうしたらいい・ああしたらいいとか、やっぱり前向きな発言が物凄く多かったように思います。私もいろいろここに書いてあるんですけども、例えば「拝宮農村舞台復活に向けて」とか、それから「大好き那賀町 大好きふるさと北川」、「もんでこいに参加して」とにかくあらゆる方面・角度から那賀町を子どもたちの目で見ている訳ですね。私たちも、やはり子どもたちを見習って「那賀町を前向きに」そんな気持ちでここに立たなければいけないのではないかと、本当に反省しているところでございます。

教育長が言われるには、この那賀町を愛する心育成プロジェクトには全教員の方が取り組んでおられるという事で、大変心強く思いました。学校に任せるだけでなく、やはり家庭や地域の住民を巻き込んで、子どもたちの心を高めてまた耕していければ、那賀町は素晴らしいものになるのではないかと考えています。

そしてその弁論大会に参加して思った事は、聞き手の方が本当に少なかったんです。やはり子どもさんの親御さんであるとかおばあちゃんであるとか、そういった関係者の方ばかりでございました。これは後でケーブルテレビでもね、放映されておりましたけれども、その生の現場をね、是非多くの町民の方に聴いていただきたい。是非これは周知徹底してお知らせ願いたいと思います。

それからもう1つ確認したい事がございますが、この小学生の部で優秀者2名には海洋体験セミナー（沖縄県に派遣）、中学生の部では海外語学研修（オーストラリアに派遣）とありますけれども、教育長、これはどうなっているのでしょうか。

○尾崎隆敏教育長 議長。

○大澤夫左二議長 尾崎教育長。

○尾崎隆敏教育長 弁論大会で表彰、小学生5名それから中学生5名、1番から順番を付けさせていただきまして表彰させていただきました。これにつきましては、要綱を定めた時に中学生については5名、オーストラリア ケアンズで10日間の海外語学研修、これはホームステイを兼ねて午前中はオーストラリアの学校で勉強する、そういうような企画をしてその参加させるというような事で、これは要綱で載せておりましたし学校にも通知をいたしておりました。そういう事で、これにつきましては5月末に本人と保護者の同意を得ましたので、現在パスポートとかその準備作業に入っております。それで7月の終わりから8月の中旬にかけてその事業を実施したいというように思っております。

それから小学生につきましては、一応この沖縄県海洋体験セミナー、これについてはB&Gの財団が主催する研修、そういう企画を設けておりますので、一応那賀町枠としては2名という事を言われておりますので一応2名という事なんですけれども、年によっては3名行けるという事もございましたので、予算上は3名取らせていただきまして、現在申請中でございます。決まり次第、その3名については一応本人・保護者の同意を得ておりますので、沖縄5日間でそういう研修を行いたいというように思っております。

この事につきましては町内の篤志家の方の寄付が含まれておると、1百万円の寄付が含まれておるという事で、ありがたく思っております。今後とも続けて参りたいと思っておりますので、よろしく願います。

○連記かよ子議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 子どもたちも沖縄やオーストラリアに行く事がとても大きな財産になると思います。是非今後とも続けていただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○大澤夫左二議長 連記君の一般質問が終わりました。

ここで、場内時計で20分まで小休を取ります。

午前11時14分 休憩

午前11時25分 再開

○大澤夫左二議長 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

次に前耕造君を指名し、発言を許可いたします。

○前耕造議員 議長。

○大澤夫左二議長 前君。

○前耕造議員 私の質問は、大変那賀町では人口減少率が高いという事で、行政ばかりでの解決は出来ないんですけれども、非常に難しい事ですが、「限界集落のコミュニティをどうやって維持するか」の1点について質問したいと思います。

自分は過去この前まで約1年半、一町民として生活して参りました。この度縁があつて議会に籍を置く訳になったのですが、行政に対して浦島太郎の心境でもあります。そうした中において今一番気になっているのが、社会問題にもなっております「無縁社会」、特に高齢者の孤独あるいは孤立に対する不安感、これが町民の方から多く聞かされております。何とか議会のほうで対策を講じてくれへんかというようにも言われます。

少子高齢化につきましては、世界では韓国・日本、これが一番今高いという事で、全国的にも徳島県はやはり減少率の高いほうであります。那賀町の人口減少率は現在9.4%で、県下で一番高いとも聞いております。4年間で約1,000人減っておるそうです。高齢化率は約40%で、全国平均より20年ないし25年進んでおるといふ事で、はっきり申し上げますと世界でもトップクラス、こういう風に言える訳であります。

これは、その原因といたしましては過去何十年にも及ぶ社会構造の変化であり、町内に安定した職場が少なく、若者は都会で就職そして結婚、同居出来ない二重の生活をしている家族が大変増えているのが現状であります。当然の事ながら家族の絆が昔に比べて非常に弱くなっております。これは、私個人的にも痛感している次第であります。

こういう現状の生活に対する漠然とした不安を、大勢の高齢者の方が抱えております。一例を挙げますと、お医者さんの中で、待合室でご老人の方が話をされておるのが、例えば聞こえておりますが、83歳のこれ上那賀地区の方なんですけれども、1人で、奥さんが亡くなって1人じゃと。跡取りは、長男は大学を出て県外で就職しておると、結婚して生活しておりますので、もうほとんど滅多に田舎のほうに帰ってきておらない。

またそういう話をすると、75歳の方が「うちも徳島のほうで家を構えておるんじやけど、あんまり戻ってこんよになった。」こういうような待合室の中で話を聞いておりますし、先程の4月に行われました大きな選挙2つの中でも、80歳の方から、その方はご夫婦でまだ元気でおられますが、身近な町長選、特に県議会含めても身近な選挙に対しても、「選挙どころでないわ。将来免許が、まだ元気で運転出来るのでいいのですけれども、免許を返上するような時になったらどういう風にして買い物やお医者さんに行ったらいいんだらうか。」非常に身につまされる話をここ最近特に多く聞かされております。

そこで、例えばある市によっては、これ職員の数が多いので旧町村の1人ずつ専従の担当を決められて、そういうような悩みとか不安に身近に相談している市もあります。これは同じ事を那賀町で出来るかと言うたら、職員数の事もあり難しい点もあると思いますが。また新聞でも、郵便局と提携して職員の方が相談役になっている町もあると聞いています。それから、町内の一部地域ではボランティア、女性の方のボランティアが月に1~2回、そういう独居老人の方・高齢者の方について食事会を設けて、確か自己負担200円をもらっているいろいろ滅多に会う機会が少ないご老人の方の相談にものっておると。ただこういった点をどの地区でも出来るかと言うたら、中々難しい面もあると思われまます。

やはり膝や腰が弱って、所信表明の中にも交通弱者の事も町長は指摘されました

が、やはり町長のタイトル「安心して暮らせる町づくりについて」、これ中々非常に重い難しいテーマで行政でどこまでやられるかという難しいものがありますが、そこらの所信をお聞かせ願えれば幸いです。

よろしく申し上げます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 前議員さんの、限界集落と言いますか、高齢化によって本当にお年寄りのみの集落、そうした中での悩みあるいは買い物・病院、そういったところにも中々思うように出かけられない、そして日頃も本当に話し相手もいないというような方々が、本当にそれぞれの、特に旧町村の上流部、木沢・木頭・上那賀、こういったところに非常に増えております。現実にもそういう方々とお話をしても、やはり非常に寂しい思いもされているという事もお聞きもいたします。

やはりそうした中で、町として行政としてやれるべき事、またその方々に自分なりに出来る事をやっていただくという事、いろいろあろうかと思いますが、行政側として今そういう事にやっている点については、コミュニティバスの運行という事についてはこれは昨年度から試験運行をいたしております。今後拡大をして参りたいと思っております。

またやはりその方々に定期的と言いますか、1週間に1回あるいは2週間に1回という訪問という事も非常に重要な事であろうと思うんですが、これらにつきましては保健センターに集積をいたしました保健師さんにおきまして、今年からそれぞれ担当地区、旧町村毎になろうかと思いますが、その担当地区を割り当てまして随時訪問をさせていただくというような体制を取っていただく事にいたしております。

今後それらの事を含めて、やはりそうした対策を講じていかなければならないと思えますし、先程連記議員さんにも申し上げましたように、いろいろと日常生活の中での支援員と言いますか、それからまたこれは過疎対策の中にもありますが、地域支援制度と言うのもございますが、その支援員の制度というのも中々この制度の設置もいろいろと課題があるという事で、今のところは社協のシルバー人材センター、これの活用をしていただく方法を取りたいと思っておりますが、今後においていろいろとそういった事で検討して参りたいと思っております。

やはりそうした中で、やはり健康で過ごしていただければその集落内でも本当に生き生きと暮らされている方もおいでますし、家庭菜園、そういった事に打ち込まれている方もおいでます。出来るだけそういう対策を講じながら、町としての支援を検討して参りたいと思っております。今後そういう地域の方またそういう方々が増えてくる可能性もかなりございますし、それらに対する財政的な支援と言いますか、それをどこまで可能かという事も十分検討して参りたいと思っております。

○鵜澤守健康福祉課長 議長。

○大澤夫左二議長 鵜澤健康福祉課長。

○鵜澤守健康福祉課長 ただ今の前議員さんのご質問でございますが、冒頭前議員さんのほうからもご質問の内容が分かっておってという事なんだろうと思っておりますが、一番根本的な問題として若い人たちの職場の確保の問題、それから少子化という事も質問

の中にございましたし、町長のほうからもそういう事の回答もありました。

私のほうとして、健康福祉課として地域の絆というような観点から考えてみますと、高齢者で1人暮らしをされている方に対しまして、先程町長申しましたように保健師が訪問をして健康管理を行ったり、話し相手になったりという事で人と人のふれあいを感じていただくという事、またそれぞれの地域においでる民生児童委員さんや老人クラブの友愛訪問員さんがですね、地域の1人暮らしの高齢者の方を回られて話をする事で絆と言うか、心を開いて話をしていただく機会が得られればという風な事も考えております。と言うか、今現実にもそういう風な事もある訳でございまして、民生委員さん、ある民生委員さんからお話を聞かせていただきますと、1人暮らしの方、高齢者お2人暮らしの方もそうなんですが、非常に話をする事に喜びを感じておられるというような事をその民生委員さんからお話をお伺いしました。

1時間でも2時間でも、時間の、時の経つのを忘れて話をしたり聞いたりしてくれるというような事をお伺いをしました。その民生委員さんはそういうような事があって、ボランティアの人たち、地元のボランティアと一緒にやっている人たちに声をかけて、そのボランティアの人たちと共に現在「いきいきサロン」を始めていただいております、そういう風な地域もございまして。

また、そのほか月に1回程度になりますが、保健師が健康相談にそれぞれの地域に出向いて行ったりしておる時に、自費にはなるんですが、参加している高齢者の方が昼食を一緒に食べたりゲームをしたりというような、昔で言う生きがいデイのような形で開催をしておる、そういう地域もございまして。

健康福祉課といたしましては、保健師等を中心として出来るだけ、先程町長申しましたように地域に出向いて行って、高齢者の方との交流を図っていかねばならないという風に思っております。また高齢者の方が出てくるのに利用出来るタクシーの助成でありますとか、ヘルパーさん、これは社会福祉協議会なんですが、ヘルパーさんが代わりに買い物に行くと、そういう風な事も今現在行っておるところであります。全部が全部出来る訳ではないんですが、そういう風な事業もあります。

それからこれは私が住んでおる地域の私が一住民として考える事にはなるんですが、その地域に多分コミュニティであるとかいろんな組織があると思います。そういう組織を利用していただいているいろいろな行事を開催し、地域を挙げて参加する事の出来る環境づくりというのが非常に大事ではないかと思っております。子育てについても地域で子育ての出来る環境づくりというのをしていかなければならないという風に思っているところです。

また、町としてはもんでこい丹生谷でありますとかの会議と、それから町長が先程申しましたようなコミュニティバスの運行等が今現在行われている事業なのかなという風に思います。

以上です。

○岡川雅裕企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川企画情報課長。

○岡川雅裕企画情報課長 先に課長のほうから、もんでこい丹生谷の事について若干触れていただきました。前議員さんがおっしゃるように、事の発端としては田舎における

お父さん・お母さんが、実際子どもが生活している都会において中々「もんでこい」という言葉が発せられないという実情を保健師さんと話をさせていただいて、これを契機に少しでも、もんでこい丹生谷っていうのを作ってそれで都会のほう、東京のほうに一昨年ですかね、行きまして、去年は那賀町で行ってまた今年も大阪でやるんですが、これの大きなものっていうのは、少なくとも「定年になったら帰っておいで」とか「せめて盆・正月には帰っておいで」とかいう形の中で、帰れんにしてみてもせめてふるさとには父母がおるんだよという気持ちを都会に出ている若い人たちに持っていただくと。

そしてそういう風な形の中で、1つのもんでこいの活動を1つの契機として都会とのネットワークを作って、町からの情報発信をして、少なくとも地域を忘れない・ふるさとを忘れないという事を念頭において活動していきたいという形の中で、もんでこいについては活動しております。これについては今後ネットワークを作っていくという事を前提に、大きく活動を継続していきたいと考えておりますので、またご理解をいただきたいと思います。

それと少子化に関しましても、縁結びの会のほうが当然婚期、結婚支援活動については十分に活動していただいて、それぞれお子さんを作っていただけるような環境整備に向けて努力をしていただいておりますので、その分についてもこれから考えられる施策については、特効薬は無いにしてみても思いついたところについては随時行っていききたいという事で考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○前耕造議員 議長。

○大澤夫左二議長 前議員。

○前耕造議員 対応なんですけれども、やはり町の幹部職員、特に幹部職員の方は行政っていうのは縦割りになっておりますが、自分の仕事のエリアっていうか範囲だけでなくやはり出身地の在所の事とかいろいろ心配もしてもらい、公務員の方は安定しておりますので、最近特に民間の力が、地域の力が弱っておりますので、今度ともよろしく願います。

そして先日も、地元新聞の鳴潮欄ですか、ちょっと載っておったのですけれども、ドイツとの比較で同居の家族に相談をかけるっていうのが勿論外国でも一番多いんですけども、一番日本との違い、アンケートを取った結果違いがあったのは、友人若しくは地域の人に相談をかけるというのが、確か日本ではドイツの半分以下のパーセントだったように思います。これは外国との差もありますが。

それと関連して再問、質問したいのですが、町長にお聞きします。特別養護老人ホームは今後増設のスケジュールが出来ておりますが、結局今現在老老介護みたいになって介護度1～3までの方が非常に介護にも苦勞されておるという事で、私は素人なりに考えますが、有料の民間のケアハウスを何とか誘致してもらえないだろうか。

例えばこれは都市部にもありますが、そんなに、小さな市あたりでも出来ておるそうです。何とか、例えば町有地を確保して何とか誘致を模索していただくというように、私は非常に那賀町は景色がきれいなので、こういう点も政策として必要でないかと思えます。

町長、どうでしょうか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 特養の件につきましては、ご承知のとおり中山地区にショートを含めて40床、この4月には、来年の4月ですか、完成・入居の出来る予定になっております。それに併せて今後において、やはり水の花荘の増設という事も含めてでございますが、ご指摘の小規模多機能型と言うんですかね、そういった形になろうかと思いますが、それらも含めて検討して参りたいと思っておりますが、場所等その点、そこらもいろいろと検討しなければならないと思っておりますので、あらゆる出来る対応策も検討していかねば、中山の施設のみではまだまだ対応出来ないと思っております。

それとやはりそうした場合に、介護保険料等のその会計についてもいろいろと検討していかねばならないと思っておりますので、今後幅広く検討して参りたいと思っております。

○前耕造議員 議長。

○大澤夫左二議長 前議員。

○前耕造議員 以上をもちまして、私の質問を終わります。

○大澤夫左二議長 前君の一般質問が終了いたしました。

少し早いですが、この時間から午後1時まで昼食の休みといたします。休憩を取ります。

午前11時48分 休憩

午後01時00分 再開

○大澤夫左二議長 休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に清水幸助君を指名し、発言を許可します。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 議長の許可を得ましたので、早速質問に入りたいと思っております。

1問目の「林業振興について」は、3月議会でも質問させていただき、中途半端な状態のままで終わり今回改めて質問させていただくのですが、季節違いのピント外れの季節外れの質問になり少し耳苦しいかもしれませんが、是非答弁をお願いしたいと思います。

早速質問に入ります。

林業振興策はすなわち那賀町の振興の柱そのものだと思っております。まず那賀町として将来を見据えたしっかりとした森づくりの理念・方向性を示し、それを実現するための総合的な政策とその実行力が欠かせません。基本条例を策定し、大きな理念どおりの諸施策が着実に成果を上げられるように進めるのが、町づくりへの大切な原点だと思っております。

「基本理念及び基本条例をどのように考えているのかをお聞きします。」このように前回の一般質問で町長に質問しました。30数年前、外材の輸入自由化や建築様式の変化等で木材単価が落ち込み、木を育ててきた林家の方々には大切に育ててきた木々を、木材を売っても手元に何も残らないほどの状態へと移り、やがて我が地域は全ての分野において活気が失われ始め、現在に至っております。近年は山に働く事で林業生活者を

維持させるなど、間伐事業への補助金と森林組合を中心に無難な町財政出動の少ない対策が行政の歩んで来た振興政策だったと思います。

しかし、町長は今議会、林家の所得をどのように確保出来るかを大きな目標としてだろう、町単独予算の「町産材木造住宅交付金事業」11,200千円を新設したり、目に見えるように林業振興の原点から取り組み始められた気概も感じますし、非常に嬉しく感じる部分があります。また、バイオマス構想が木を売って商品化するという原点そのものだったと思いますし、4年前は心の奥である意味随分と期待したものです。

そこで2点お聞きしますが、バイオマスタウン構想も丸8年で林家に何も貢献出来なかったという事態にはなって欲しくもありません。4年後にはこの構想をどのように那賀町に貢献出来る体制へと育てられるのか。また、その基本になるべき林業振興の理念と基本条例を考える気持ちがあるのか。

どのように考えておられるのかをお聞きします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 清水議員さんの林業振興についてのご質問でございますが、まず2点ご質問をされました中で、まず最初に林業振興に対する森づくりの理念また基本理念、そういった事でございますが、やはりご指摘のとおり、これまでの那賀町の林業は、やはり建築用材としての木材を売って幾らという事に頼ってきたと思っております。また、この流れと言いますか、これについても森林組合1本という形で来たのが現状であろうと思います。

そういった事で、やはり今後国産材の需要の50%、そしてまた県の、これも申し上げました次世代の林業のプロジェクトに対応していくためにも、やはり那賀町としてこの林業施策について基本に戻り、そしてまた新しい形で対応していかなければ中々その目標数値には達成する事が出来ないと考えております。

そういった事で、先般の開会日の後の議員さんとの勉強会の中でもお話しさせていただきましたように、やはりその供給体制、そういったものについてやはり基本に戻り、また違った組織によってそういう流れを作っていくという事も模索して良いのではないかと感じておりました。そんな中で、まずやはり林業のそれらに対する活性化の協議会を近々設立をさせていただき、そしてその中で仮称ではございますが「森林管理受託センター」というそういった組織を立ち上げたいと。その中でやはり総合的に林業に対する施策の形、そしてまた木材の販売を含めて製品確保まで全てをその中で対応していくという形を作って参りたい。やはり森林の管理そして施策、それらを分離と言いますか、離れたような形づくりを取って参りたいと思っております。

この基本条例又は基本理念というような形を、文章化なりそういった形を出していくためにも、そういった協議会なり管理センターという形の中で作成と言いますか、条例制定をしなければならないという状況であれば、その中で条例を制定していくという形を取りたいと思っております。やはり今後において、それらの目標に向かって、やはりまずは先程申し上げておりますように活性化の協議会の中で十分そこらを協議をして参りたいと思っておりますので、またご理解をお願いを申し上げたいと思っております。森づくりの基本理念、そういった事も当然そこで出てこようかと思っております。

それからバイオスタウン構想、これにつきましては、那賀町のバイオスタウン構想はやはりこの林業に基づいたバイオスタウン構想という形を作っております。ですから、やはり今申し上げました木材の需要の拡大を図っていくためにも、やはり建築用材のみに頼るのではなく、やはりあらゆる方向にその需要を伸ばしていくためにもこの事業は必要であろうと思っております。これは、確かにすぐにそれが実用化なりそして林家に即効果が出るとは思っておりません。やはり長期的な視点に立って那賀町としても取り組んで参りたいと思っております。この相分離のプラントにいたしましても、やっとなら5年で実用プラントが可能かなという事であったのですが、いろいろな事情がございまして1年延期され、今年その着工と、やっとなら着工という運びとなった訳でございます。

そうした中で、これからその実用化に向けてそのプラントの建設・運転、それによってその木材の需要がどういった形でどれ位の量使われるのかという事も含めて、今後この4年間その対応をして参りたい。そして将来的には、やはり木材の元から上まで全部使えるような体制、それが出来る事を望んでいると、そういう目標に向かって進みたいと思っておりますので、ご理解をお願いを申し上げたいと思います。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 那賀町の林業振興政策には大きく分けて2つの目的があると思っております。1つが林業の活性化で雇用を確保する事。そしてもう1つが、まず木を伐り出し、時代に対応した商品を生み出し活性化させる事。これが林業振興政策の原点だと思っております。

そしてこれまでの振興策には、木を伐り出す事・商品化する事に町が積極的に利用推進する姿勢に少し欠けていた気がしてなりません。その点、間伐材を利用するというバイオスタウン構想は、本来、未だどこの自治体も完成出来ていない研究段階の構想ではありますが、木を商品化し林家に還元出来るという目的を強く感じました。既にペレット生産においてはいつでも事業化出来る段階ですし、木から軽油を作るBTLのプラントも実証されました。相分離事業にも将来の夢を感じます。那賀町に活気を生み出すという面からペレット事業を前倒しして全面に売り出すというのも、まずは最初の1つの活性化策ですし、一議員として協力出来る覚悟もあります。是非町長には町民に広く情報公開する事を原則に、前を向いて諸策を推し進めていただきたい。多少の失敗の上こそ成功があり、那賀町の町づくりがあると信じ、期待しております。

さて、僕が基本理念をなにゆえ問うのかと言うと、この2～3年我が町が数多く建築した公共構造物に、木造がコスト高になるからとかの理由からか目の敵のように敬遠したその姿勢に、那賀町の基幹産業を育てるという気概も計画性も企画性も全く感じられなかったからです。我々は木のおかげで育てられたという事を忘れてしまったのかと、寂しさ以上の矛盾を感じたからです。

今年の1月、我々議員は高知県檜原町・愛媛県久万高原町を視察研修させていただきました。両町の林業振興政策には目から鱗と言うのか、驚きの連続でした。詳細は各議員が視察研修報告書として提出されましたので、町長も既に我々の驚きを実感された事だと思っております。

ここで少し時間をいただいて檜原町の町づくりを紹介します。

まず我々のバスがトンネルを抜け檜原町に入った途端、目に飛び込んで来た奇妙で巨大な木造構造物に唾然となりました。木で生きている檜原町を象徴したようなギャラリーでした。町の中心街も、近代的木造3階建てのビルかと思間違ふような庁舎や観光センタービルに、町全体の活気と役場の意気込みが感じ取れました。担当職員の説明では、「林業振興すなわち町の発展のため、まず基本理念を作りそれを達成するため条例を策定し、理念どおりの施策が着実に成果を見せ現在があります。」との事でした。代表的な事項を紹介しますと、公共事業における町産材を可能な限り積極的に利用する。町民が町産材の住宅を建てた場合、2百万円を上限に助成する。町外の方が町産材で住宅を建てた場合、1棟あたり100千円を助成する。木質資源の有効利用として、ゆすはらペレット株式会社を設立し、廃材や間伐材を1tあたり4千円で引き取る。5ha以上の団地を設定し、間伐等に1haあたり100千円を交付するなど、全てを紹介するには時間がありません。

檜原町は陸の孤島、通称「雲の上の町」とも呼ばれ、那賀町のように恵まれた環境アクセスとも呼べません。人口約3,900人。ところがこれだけの町単独事業をしているにもかかわらず、町の借金は我が町よりも120億円も少なく、反対に貯金は65億円もあり、一般会計規模は65億円ほどと言うのですから、どこに財源があり、なお且つ格段の健全財政指標には驚きました。

説明の後、いの一歩に質問しました。「町単独の諸策への補助金等の総額は半端な数字ではないはずですが。財源をどのように工面されているのでしょうか。」すると答弁で、「大きな2つの要因でカバー出来ております。1つは人事の交流を積極的に推進し、どこよりも早く情報を入手し、迅速な対応を取ってきた結果です。国交省や県へ職員を出向させ、反対に出向を受け入れた事です。もう1つは交流の深さ、人脈の深さが財源の確保に繋がったものであります。」との答弁でした。ともかく大きな橋まで木造建築なのですから、檜原町民には役場のその姿勢に胸いっぱい誇りを感じながら日々暮らしている事でしょう。

本来檜原町とは真逆の立場であるべき那賀町には、理念と条例が確立されていなかった事でこれほどの違いが生まれたのではないのでしょうか。皆さんが「時間がないから木造は駄目。」と言われた交付金事業においても、見事に対応出来ておりました。

那賀町には那賀町のやり方があるのも理解出来ますが、この歴然とした違いをどのように町長は感じられたのでしょうか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 檜原町あるいは久万高原町、これ私も若い時と言いますか、旧の旧町時代によく訪れた町でもあります。やはりそこにはその自治体なりの林業に対する歴史的なものもございます。やはりそれを即取り入れて、那賀町でそのまま通用するかと言えばそうでないかも分かりませんし、見習うべきところは見習わなければならないと思っております。やはり町としてもそういう事も十分参考にさせていただきながら、これからの今までと違った那賀町の林業施策に取り組んで参りたいと思っております。

財源の確保とかそういう面につきましても、やはりこれは特に檜原町の場合はそういった議員ご指摘のとおり、林業に携わる方がかなりおいでます。数が那賀町の倍と言いません。それによって今の交付税措置もかなりのカバー出来ております。と言いますのは、林業従事者に対する1人あたりの普通交付税の額が1,200~1,300千円あるはずで、100人おれば1億200万円というお金が確実に入ってきます。そういった事で、檜原町の林業に携わる人口、今ちょっと忘れましたが、また調べてみてください。かなりの数がおいでます。

そういった事も含めて那賀町としても今後においてはその事も参考にさせていただきながら、やはりこれからの那賀町の林業について協議会そしてまた管理センターといった形も含めて取り組んで参りたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 町長が檜原町の事をよく理解されているのもよく分かりました。くどくなりますが、もう少し質問させていただきます。

社会構造の変化から今後も木材の高値は考えづらく、林業振興策や農業振興策というのはノーベル賞にも値する位難しいものかもしれませんが、反面必死に町づくりに取り組まれてきた自治体もあり、それが檜原町もその1つです。何も檜原町の真似をしろと言っているわけではありません。しかしながら、他の自治体がなし得ている事を那賀町が出来ていないとしたら、町民の目には「那賀町の職員は何をしていたのだ。」と中傷・批判の対象にもなるはずで、また、表面の政策だけを真似して同じような事をして、結果は違ってくるのが現実だと思います。

ここは1つ職員を短期間派遣・研修させ、檜原町のどこがどう我々と違って素晴らしいのかを丸裸に研究する事が町づくりを成功させるまず最初の第一歩だと思うのです。丸裸に研究するべきだと視察報告書にも書いて提出したのですが、重ねて町長にどのように感じられたでしょうか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 職員の派遣をすべきかどうかにつきまして、その点につきましてもやはりまずは私はその協議会等でいろいろと関係機関とも相談をさせていただきながら進めて参りたいと思っております。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 先程も言ったように、この2期目の坂口町政、僕は個人的には物凄く変わったと思っております。林業振興においても物凄く積極的になり、先程の活性化協議会等を立ち上げたり、また別予算で予算を組んだりされる事に、ある意味物凄く期待しております。

木材の商品化・製品化する事に対して、これからのいろいろと難題はあると思うんです。ある方が言っていたペレット工場云々という話、また木頭奥地域では集成材等の問題、また反面、林業に携わる一人親方の雇用の問題等、いろんな問題が山積してくると

と思いますが、是非今期の坂口町長には林業振興、一生懸命頑張って何とか町民のために良い結果を残していただきたい、そのように思っております。

次に、「農業振興について」少しお尋ねします。

ある機会に、理事者側から「那賀町は兼業農家の営農等に政策主体を置きたい。」と、このように発言されたように記憶があるのですが、間違っていたらどうもごめんなさい。現実には専業農家がタ減り状態というのが正直なところで、若い方には農業を仕事とは認めていないのかも知れませんが、どこかに勤めながら忠実に営農するというのがほとんどのようでもあります。しかし、基幹産業の農業が本当に衰退してしまえば、雇用機会の少ない那賀町において人口減少に歯止めがかかる事は考えられず、那賀町全体の衰退を立ち止まらせるためにも、農業の再生・農業の再構築以外に政策は無いものだと思っております。

専業農家を育てる事は、もしかしたらこれからの那賀町には何よりも大切な事のように感じてなりません。6月議会の冒頭、町長は「育苗施設の支援を継続すると共に、農作業支援事業を農協と協力して実施し、ブランド商品の推進を図ります。」このように語られました。この発言の中には、本来最も重視しなければならない農業従事者を増やす、すなわち農作物の拡大政策がこれまでのいつもの予算のように組み込まれてはおりません。

そこでお聞きします。那賀町に専業農家を育成し、雇用の場として農業を再生させる、農業を新しく構築させようという考え方があるのかどうか。そして、農業振興政策への理念をどのように定義されているのか質問します。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 2点目の「農業振興について」でございますが、まず専業農家そして兼業農家、この育成についてでございますが、ご承知のとおり那賀町において一部を除いて、一部を除いてと言いますと語弊があるかも知れませんが、特に規模拡大する場合の農地の集積をもしやるとすれば、相生地区が起点になるでしょう、恐らく。しかし全体を見ても、この那賀町の農業については小規模・小面積で利益の上がる産物が今残っております。特産物として残っています。これはそれぞれの旧町村での時代からいろいろな振興作物を適地・適作という形、又は適人・適作という形でいろいろと試行錯誤して残ってきたのが今の作物と認識いたしております。

そうした中で、専業農家ばかりを育成するという形を取りづらいのはそういった点もございます。小面積でやはり収益の高い作物という事で、振興もしてきたと思っております。やはりそうした中で、やはり今後その那賀町の特産物・振興作物を維持し、また拡大していくためには、兼業農家の育成という事も重要になってくると思っております。やはり若者がこの那賀町に残り、家族労働として家族の方と共に兼業農家の労働力としてやはりそれを支えていただくという事も私は重要と思っております。そういった意味で、兼業農家の対する支援・育成という事もこれまで私も申し上げてきたと思っております。

確かにこの那賀町での農産物、年々多少その販売額が減少いたしております。この22年度におきましても、ユズで大体2億10百万円位だったと思っております。あと花卉そ

の他、これが3億50～3億60百万円位です。約5億70百万円位。これはただしJA扱いの分だけですが、これに個選出荷をされておられる方を含めましても6億円から7億円の間であろうと思っております。以前はもう少し、まだ10億円近く総額で言えばあったような気もいたしますが、今そういうような状況下になっております。

やはりこれらを守っていくためには、やはり労働力、今欠けているのは労働力と、これは後継者不足という事も含んでこようかと思いますが、そういった状況の中でやはりそれに対する支援としては、いろいろな種苗とか施設とかそういう事にもご支援をさせていただいたんですが、やはりその人的労働力支援という事で、今回JAさんと共にそういった支援事業を今年からやってみようかという事で、今そういう形を進めているというところでございます。

今後におきましても、やはりそういった形で町として行政として出来る分についてはまた支援もさせていただきたいと思っております。またあと不足分については担当課のほうから・・・また回答をさせていただきたいと思っております。

○中田昌一農業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 中田農業振興課長。

○中田昌一農業振興課長 清水さんの質問の中にありましたように、農家の環境づくりとして、先程町長が申しあげましたように、新たな取り組みとして農業支援事業を農協を事業主体として立ち上げ、担い手労働不足並びにブランド産地の維持と雇用の場の提供を図りたいという事で、今後、今年度から実施したいと思っております。

また、生産農家においてはまた担い手等、担い手の高齢化・後継者不足等の諸問題を抱えておりますが、今後、先程町長が申しあげたように農業としても専業農家並びに1種・2種農家の育成を図りながら、ブランド産地の強化育成並びに雇用の創出を図りながら、もし出来るならば共選体制の確立等を踏まえた中で考えていきたいと思っております。

以上です。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 専業農家が衰退した原因はいろいろあるでしょうが、反面別の考え方もあり、新しい営農体制を作るとすればいろんな問題点をクリアしながら那賀町独特の魅力ある農業に作りかえる事が可能だと思っております。そして、今行政が真剣に取り組まなければ手遅れになるのでは、とも反面危惧しております。

ここまで考えて、あと質問を作ったのですが、実は自分の考え方に矛盾がありまして、それでこれ質問したら自分の首を自分で絞めてとんでもない質問になってしまうなと思って。

ここでちょっと質問とは違うのですが、僕は農業、この問題は先人又は農協関係の方・行政の方、いろんな方が必死に考え一生懸命考えて取り組んで来た、専業農家をどうしたらいいか、兼業農家をどのようにして伸ばしたらいいか、いろいろ考えてこられたと思うんです。そしていろんな、自分でも20年来いろんな案を考えました、プランを考えて何とか生き残りを出来ないものかと考えておりました。そして最終的に行きつく先は、じゃあ農家は所得を上げるために特産品何を作るんだ、何を作ったら農業は飯

を食えるのだと言われた時に、僕、答え無いんです。

だから、こんな農業振興策の事を僕が質問していいのかなって思う反面、全然違う意味で、やっぱりこの那賀町行政は専業農家、特に若い子が雇用として、雇用の場として職業として農業をもう一度見直せるような環境を作る。農業に働く、農業に働く事が仕事やと思える環境を作るのが、これから我々が取り組まなければいけない問題点じゃないかなっていう気がするんです。

今は、今の農業というのは「3K」じゃないですけど、いろんな問題点があります。いろんな深い深い問題点があります。だけど、我々が考えて、考え方によっていろんなプランを持ち出す事によって、農業をそんな暗いイメージじゃなく、楽しい、何て言うんですかね、就農の場で楽しいと言うか、魅力ある職場にする、魅力ある職業にする。これを我々は別の次元で考えていくべきじゃないか。僕にも、もう恥ずかしいようなつまらんプランもあります。またいろんな農業経験者の方に、いろんな考え方を持っている、自分で生きてきているいろんな悩み・いろんな問題点を持って行って、ここさえクリア出来たらこれは農業は本当に魅力ある農業になるぞという事を、我々は作れると思うんです。

幸い那賀町は先程も言われましたように、いろんな特産品があります。これらを絡める。また、3月だったですかね。井本支所長から、これからの農業としてこういうようなものを作ったらいけるんじゃないか、企業とタイアップしてやっていったらいいんじゃないか。また新しい開発なんかも取り入れ、僕が今一番言いたいのは、今までの農業、農業は所得を上げてそして生活する、その概念を捨て、例えば個人で個別の農業じゃなくて新しいものを作れるんじゃないか。新しいものを作る事によって農業は全く違った新しい職場になる。魅力ある仕事になる。僕はそう思っておるのです。

従来のいろんな悩み方、その延長線上で悩んでいくのも1つですし、また行政は全く違った感覚から新しい農業というものを作る、そういうものを考える1つプロジェクト、そういうものを作るような気はないのかどうか。もしプロジェクトを組んで生の声を聞いて作っていったら、何か新しいものが生まれてくると僕は個人的に思うんです。そのような取り組みに町長は積極的にやってみようという気があるかどうか、最後に質問させていただきます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 素晴らしい夢と言いますか、そういった農業、もう本当に必要かも分かりません。若者が農業に参入する時に、本当にある程度の労働時間も少なくてという事も望んでおられるかも分かりません。また、今回の議会中にも視察をしていただく農業の工場と言いますか、那賀町に初めて出来た、ちょっと名前は今ちょっと忘れましたが、そういった取り組みをされている方もおいでます。その方は恐らく今まで、これまで土との関わりのある農業をした経験は無いのでなからうかと思えます。

そういった方面にはそういう方も出てこようかと思いますが、私の農業に対する考え方と言いますのは、やはり農業で所得を上げるのは働いてなんぼという事で今まで来ました。特にこの那賀町の場合、先程申し上げましたように小規模な農地で所得を上げるとするならば、やはりそれに頼らざるを得ないというのが現状であろうかと思いま

す。この一番下流の驚敷地区にもいろいろな農作物を作られておりますが、私も時々朝早く、ゆっくりのウォーキングやらジョギングやら分からんような形で時々歩くのですが、朝、冬でもとかそういう時でも、4時半位に出るんですが、もう既に農作業をされておられる方がこの町筋にも何名かおられます。そういった形で、朝早くから夜遅くまでと働いて、その所得を上げていっている方がほとんどでなかろうかと思えます。

そういった中で、町としてどういう支援が出来るかという事について、まず昨年度に始めたのが、やはり手元に残るお金を少しでもという事で種苗、苗代とかあるいは施設に対する資材代、そういった形で支援をさせていただいたところでございますが、今後におきましてもそういう形なりまた施設の新しい加工施設、付加価値を付けるための施設という事も必要になってこようかと思えます。その点も含めて、今後財政的なものもありますので、出来る限りのご支援はさせていただきたいと思っておりますので、いろいろと議員さんとの農業に対する理念なり考え方、多少違うかも分かりませんが、ご理解をお願いを申し上げたいと思えます。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 この近日中に自分なりに愚作のレポートを提出し、いろいろとまた考えて欲しいと思うんです。僕が言いたいのは、旧那賀町において、旧那賀町時代ですね、那賀町じゃなくて、ごめんなさい。旧相生町時代、あいあいらんどをベースにして「アイエフ」という組織を立ち上げました。一番最初、農業の水田等のお手伝い出来る、営農出来るのをバックアップするための農業公社を目指したのだと思うんです。

ところがそれを担当する、請け負ってくれる町民の方がいなくて、結果的に林業振興公社となって、今現在のアイエフさんが出来ております。そしてあれからもう何年になるんでしょうかね、10年近くになって、今現在このアイエフさんていうのは物凄く農家の方々の物凄く身近になって、何て言うかな、この公社を立ち上げる事によって農業に物凄く1つの、楽になったと言ったらおかしいですけどね、1つの機能が、出来なかった機能がフォロー出来るようになった。

僕はその反対に飽くまでも原則的に、農業振興公社、農業公社、そういうのをもう1回、どういう形でしたら新しい社会の、さっきも言われた、何て言うんですかね、コミュニティじゃないんですけどネットワークみたいなものですね、地域のネットワークのようなもの。そういうようなものに関連して、農業公社っていうのをもう1回検討してみるべきではないかと思っております。

またレポートを提出しますし、今後いろいろとまた町長にご無理難題を申していきたいと思えますので、是非これからもよろしく、農業振興のほうも忘れずに頑張ってお取組んでいただきたいと思います。

質問を終わります。

○大澤夫左二議長 清水君の質問が終了いたしました。

次に新居敏弘君を指名し、発言を許可します。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

3月の11日に地震と津波そして原発の災害、この未曾有の大災害をもたらした東日本大震災が起きまして、ちょうど3か月が経ちます。今なお約90,000人以上の方が避難所生活を余儀なくされておりまして、心身ともに疲れ果てておられる事と思いません。こういう時に国会を見てみますと、内閣不信任案が出されたり、今はまた首相退陣時期をめぐる政局問題がマスコミを賑わせており、被災者そっちのけで大震災を政治の駆け引きに使っているような感じすらいたします。被災者から「一体国会は何をやっているのだ。」との声が報じられておりましたが、全くそのとおりだと思います。

先日、私、共産党の取り組みといたしまして、鳥獣害対策と阪神大震災の復興の教訓を学ぶという事で、兵庫県丹波市と神戸へ視察に行ってきたのですが、兵庫県庁では共産党の県会議員と懇談する場がありまして、その県議の方からお聞きしたのですが、阪神大震災では復興に16兆円が使われたが、その内何と10兆円が神戸空港とか関空の第2期工事などの大型工事に使われたという事だそうで、全くこの今のこの国会の騒動は、被災者支援よりもこういった利権争いをしているのではないかとといったような感じをいたします。そして、復興財源のために増税するとか、税と社会保障の一体改革と称して消費税10%が言われておりますが、被災者のゼロからのスタートをするための支援でなく、結局こういった大規模工事の財源に使われるのではないかと思います。

共産党は、この間被災者支援と復興についての2回の提言を発表いたしまして、菅首相にも直接要請をいたしておりますが、この中で、復興財源については消費税引き上げでなく大企業と高額所得者への減税の中止や、米軍への思いやり予算の廃止をはじめ諸々の提案をいたしておりますが、私はこの今言われております消費税増税を言う前に、共産党はもらっておりませんが、毎年320億円もの政党助成金を返上してから言っていたきたい、このように思っております。

まだまだ言いたい事はいっぱいあるのですが、この辺で置きまして質問に移らせていただきます。

最初に、「防災対策について」でございます。1946年に起きた南海地震から65年が経ちましたが、次の南海地震が今後30年で60%の確率で発生するとされておりますが、その防災対策、減災対策、災害を減らす対策についてですが、伺いたいと思います。

次の南海地震は、新聞なんか見てみますと、東海地震・東南海地震と連動して起きるかもしれないといったような報道がされております。そうなった場合には、大変大きな地震になるのではないかとといった事も予想されております。また、先日徳島新聞に載っておりましたが、1854年、今から150年ほど前の安政南海地震の時の記録が阿南で残されていた、こういう記事がありました。この記録によりましたら、津波が、阿南で横見というところの方なんですけど、9mも来たとか、また上下に2尺から3尺、60cmから90cmも上下に大きく揺れたと、こういった事が書かれております。大変大きな地震であったかと思えます。この安政南海地震も東海・東南海地震と連動した地震だったそうで、そういう事で大変大きな地震だったかと思えます。

前回、1946年の地震はそれに比べて小さかったと言われておりますが、東海・東南海と連動すれば大きな地震が来るといった事も想定しておかなければならないという風に思います。南海地震に対する防災という事では、医療や介護それからライフラインの強化また復旧、交通対策、情報等いろんな備えが必要かと思いますが、今日は質問通告に挙げた幾つかの項目についてお聞きしたいと思います。

1つは、避難物資の備蓄の目標と現状はどういう状況であるのか。各避難所にこういった避難物資を備えておく必要があると思いますが、今の目標や現状についてお聞きしたいと思います。

それから、集落排水施設や簡易水道等の施設の耐震はどのようになっておるのか。また、飲料水確保対策として水道配管に非常用飲料水貯水槽の設置をしてはどうか、これは提案でございます。

それから、木造住宅の耐震改修事業の補助の上乗せをして、これを促進させる考えはないのか。県では対象60,000戸に対しまして、現在600戸が改修済みだそうです。大変徳島県としても遅れております。那賀町ではどのような状況になっておるかもお答えいただけたらと思います。

南海地震発生を想定した訓練、例えば初動の訓練とかそういった訓練の実施についてどのように考えておられるのか。

こういった事につきまして、まずお聞きしたいと思います。

○西本安廣地域防災課長 議長。

○大澤夫左二議長 西本地域防災課長。

○西本安廣地域防災課長 それでは、新居議員さんの質問にお答えいたしたいと思えます。

まず避難所ですね、避難所の物資の状況・備蓄の状況、それと現状ですね。目標等といたしましてはですね、現状といたしましては、今現在那賀町には168の避難所がございます。1次避難所・2次避難所と分かれておりますが、大きい施設では100～300人といった避難所があります。あと集落単位で20人とかいった単位での避難所がございます。

那賀町といたしましてはですね、今現状といたしましては、食料・水等々については今現在の段階では構えておりませんが、毛布等々については年間100枚といったような単位で、今現在440枚ですか。これでも足りないのですが、5年間ずっと続けて購入してきておりまして、毛布については先々人口が10,000人としたらですね、その2倍位の毛布は構えていきたいなと思っておりますが、まだ現段階ではそこまで至っていません。

それとですね、あと食料でも水等々でもまだ現存の避難所の状況を今現段階で、遅いのですが調査しておりまして、こういった状況にあるっていうのも今大きい施設ですね、100～300人っていったような施設の中身を今調査して、それに見合った備蓄が出来ればと考えておりまして、例えば水・食料、食料にいたしましてはレトルトとかそういったものが3年から5年ですかね、耐用年数があると思うんですが、そういった状態のもので今後置いていきたいなと考えておりまして、例えば自衛隊さんが使っている備蓄の避難、そういったものを、結構味はいけそうなので、今後試していただきまし

てそういうのを備蓄していきたいと考えております。

それとですね、木造の住宅耐震改修の件でございますが、耐震診断については年間、昨年も70件、例年50件耐震診断をやっていっております。これ今現存では限界の範囲かなと思っておりますが、耐震診断を進めまして先々の耐震改修に進めていきたいと思っております。今現存頑張っております。耐震改修については、県が補助300千円・町が300千円、この6月に県も力を入れてですね、その上乘せをいくらか乗せる予定でおりますので、もうちょっと額が上がってくると思っておりますが、ちょっとはつきりしたところはまだ押さえられておりません。

それとですね、大規模改修といったような状態になりますと費用がかかりますので、やっぱり部分改修といったような事、寝室ですね、そういった居間とかそういった局部の改修についても補助の対象として、那賀町が200千円・県から200千円、まだ200千円の上に400千円までのリフォームを含めたような、省エネとかバリアフリーとかそういったような状態のところにも補助を出して、400千円を限度で出していただけるような状態であります。

町といたしましてもこういった状態で、県と連動してですね、進めていきたいと考えております。

水道・・・。

(新居敏弘議員「改修のやつの現在の・・・。」と呼ぶ。)

改修は今20棟位です。

(新居敏弘議員「目標、目標と言うか対象。」と呼ぶ。)

1, 300棟、木造の耐震改修、耐震改修についての数字は1, 600棟。

(新居敏弘議員「1, 600棟。」と呼ぶ。)

あ、ごめんなさい。3, 600棟。

(新居敏弘議員「ああ、3, 600棟。」と呼ぶ。)

それとですね、今も集排なり簡水の件も言われてましたが、那賀町に対しましては面積が広うございます。特に木頭・木沢・上那賀地区についてはかなり広いので、水を簡水が止まった時点で運ぶっていう事は、道路寸断等々で給水車もいいかなと思うんですが難しいと考えておまして、浄水器等を今後、今2台入れているのですが、もう少し頑張ってお導して行って、それぞれの動きやすい浄水器で水を供給出来ればと考えております。

以上です。

(何事か呼ぶ者あり。)

ああ、すみません、もう1点、今の那賀町での防災の訓練状況でございますが、全体ではまだ現在やっておりません。ただし県単位、南部圏域では自衛隊・救急それに医療等々の訓練は県単位ではやっておるのですが、那賀町としては今現存は自主防組織内でそれぞれの訓練をやっていただいております。そういった、今後は大規模な想定、災害を想定しまして訓練を今後は進めていきたいと思っております。

以上です。

○蔭原秀一環境課長 議長。

○大澤夫左二議長 蔭原環境課長。

○蔭原秀一環境課長 私の方から水道施設と集落排水施設の耐震化についてご説明いたします。

水道施設におきましては、平成20年度に県との協議によりまして耐震化計画を建てております。しかし、いつの時期にこういった事を行うというような明確には出ておりません。那賀町内には17か所施設がありまして、予算の協議を重ねた上での事となると思います。今回の震災において水道施設の破損は甚大でありまして、復旧にはかなりの時間を要する事と思われまます。那賀町においてもいつ震災や豪雨災害により水道施設が壊れるような事が起きるかも分かりません。常日頃維持管理をしっかりと行いまして、老朽化している箇所は早め早めの修繕に取り組みたいと思っております。

次に、集落排水施設ですが、集落排水におきましては那賀町内に8か所あります。旧鷺敷・旧相生地区におきましては、平成7年の阪神淡路大震災以前に出来た施設が2か所ありまして、20年近く経過しております。大規模な震災に対応出来るかどうかは疑問な点もあります。また処理施設内には中継ポンプ、処理施設中継ポンプ内には機器が複数入っております。施設が無事であっても中の機械が故障するというような場合があります。施設の耐震対策も必要であります。機器の整備や急に対しての連絡体制を常日頃より整備しておきまして、有事の際、対応出来るべく維持管理を行って参りたいと思っております。

以上です。

○新居敏弘議員 はい。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 今、お聞きしましたが、まだまだその、いざそういった大地震が起きた時に、まだまだこの備えてというのが出来ていないような気がいたします。

先程提案しておりました水道配管に非常用飲料水貯水槽の設置、これについてお答えが無かったんですけども、浄水器を作るという事なんですけども、さっきの提案したこういった水道配管にそういう管、管て言うかな、貯水槽を繋いで、いつも日頃はこれを流れていってそれを使うっていう事なんですけども、いざ大地震の時に水道管がこうね、使えなくなった時にその貯水槽が使えるといったような施設なんですけども、こういった事も所々作っていく必要があるという風に思います。

それから、木造の耐震改修なんですけども、3,600棟の目標に対して現在20か所という事で、これも全く全然遅れている訳なので、これ国や県も一緒にこうね、補助をしなければならぬんですけども、出来るだけそういった対象のところがその気になるような、是非もう起こってしまってからでは「やっぱり先にしておいたら良かった。」っていう事にならんように、是非これも早急に進めていけるように補助の引上げをお願いしたいという風に思います。

本当に先程のところではお聞きした範囲では、まだまだいろんなものが、備付けにしてもまだまだ足りないという事で、これから徐々に増やしていかなければならないと思うんですけども、訓練にしても是非いざという時にすぐに対応出来るような、そういった訓練もやっていただきたいという風に思います。この辺はすぐにとっても中々ね、はやけんどやっぱりこういった事を皆で話し合っってどんな事が必要かっていう事を日頃から考えていただきたい。防災計画というのも作られていると思うんですけども、

是非そのマニュアルがすぐに使えるように日頃からやっぱり訓練をしていただきたいという風に思います。

今の中で、提案したその非常用貯水槽とか木造住宅の補助率の引上げとか、最高限度額を上げるとかね、その辺についてだけ答弁をお願いします。

○西本安廣地域防災課長 議長。

○大澤夫左二議長 西本地域防災課長。

○西本安廣地域防災課長 すみません、一応木造の住宅改修についてはですね、今検討しております。現存でももう少し補助が出来んだろうかと、周りの市町村では100千円とか上乘せとかそういったものも含めてやっておりますし、私ども当初では無理かなと思いましたが今後考えていきたいと思っておりますし、件数も増えればと考えております。

(新居敏弘議員「貯水槽、貯水槽。」と呼ぶ。)

貯水槽の件なんです、当然水槽が耐震化出来てないとあれなんです、その間目にまた含めてFRPですかね、そういったもので今の火災のほうのどっちかと言うたら水槽のFRPっていうのも考えておりまして、そういった面も検討していく方向で進めていきたいと考えております。

ありがとうございます。

○新居敏弘議員 はい。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 先程の貯水槽っていうのは、耐震用でそういう専用のものがありますので壊れる心配はないのですが、そういった事を検討していただきたいと思えます。

それから、木造住宅の改修となったらやっぱりお年寄りの方なんかは中々大層なので、さっきも答弁の中で言っておったような小規模の、たちまちは命だけは助かるという事、是非そっちのほうも力を入れて、県のほうがね、200千円から400千円に上げたという事なので、そういった事も是非促進をお願いしたいと思います。

それでは、次に行きたいと思えます。「平谷下ノ内の嵩上げ事業について」でございます。

一昨年のダムによる水害から、間もなく2年になろうとしております。再発防止策として、木沢の十二社地区は国の事業で行われて昨年11月には全ての方の契約が済みまして、現在1軒を除いて町営住宅とか居宅に移転・立ち退きをしているといったような事を聞いております。

一方、下ノ内地区は県の事業として嵩上げ事業という事で、この間県による説明会が開かれて参りましたが、この事業は一旦立ち退きをしておいて家を取壊し、そして嵩上げ造成が完成したらまた戻ってきてそこに家を建てるという事業で、家の補償はするのですが、土地についてはまた戻ってくるという前提なので土地は買わないという事でございますが、県の説明では嵩上げが仕上がるのに早くても5年~6年かかると、予算によってはもっとかかるというような説明でございました。

ですから、住民の方は「一旦出ていって置いて、5年も6年もしてまた戻ってくるやこい、もうこれだけ年いっておるのにそんな事出来んわ。」という声が大半でございます。

ます。当然の事と思います。ですから、十二社地区でやったような、土地も買ってもらって移転したいと、那賀町内のどこかに移転をしたいと、このように望んでおられます。

国が十二社でやったような事業が、なぜ下ノ内で出来ないのか。町長、この住民の願い、間違っておりますか。私は当然の願いだと思います。是非県にこの住民の願いを届けていただいて、届けていただく、要請していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。お答え願いたいと思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 新居議員さんご指摘のとおり、私、そういう形で県のほうに要望いたしておりますので、ご協力をお願いいたします。

○新居敏弘議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 ありがとうございます。

そういう要請を、やっぱり実現させるために要請をするという事なので、是非この願いがかなうように、実現するまでは是非お願いしたいと思います。

この下ノ内地区というのは、元々長安口ダムの建設によって水没地区から移転してきた土地という事を聞いております。その移転された方は、その土地を県から買ってそこに家を建てたという事を聞いております。ここが浸からないという事でそこに家を建てたんですけども、今回のようにまたここが浸かるといったような事になっております。こういった浸水というのが無かったら、今の家のままで十分そこでずっとおれる訳なんですけども、こういうダムのある影響でこういう事になりました。

そういう事で、住民が望んで移転するものではありません。ダムが原因で堆砂が進み、いつまたこの間のような浸水が起きるかも分からない。もう本当に、夏が来れば、台風時期が来ればもう夜も眠れないといったような状況でございますので、そういった事も考慮してもらって、是非県に住民の願いが届くように要望を、町長に要望をお願いしておきたいと思います。

次に、「小水力発電について」お聞きいたします。

東日本大震災で、福島第1原発が全電源喪失いたしまして炉心溶融という重大事故が発生し、多くの人々が避難をされております。全く終息の見通しが見えておりません。

原発というのはまだまだ未完成の技術で、「トイレ無きマンション」とよく言われますが、これは例えば100万kW級の原発を1年間運転しますと、使用済核燃料が約30t発生するそうでございます。この使用済核燃料は、放射能が極めて高く半減期が万年単位、何万年も経たなければ放射能のその放射能の能力が半分にならないと、そういったような非常に危険で厄介な物質なのでございますが、問題はこの使用済核燃料を安全に処理する技術が未だ確立されておらないという事でございます。ですから、この使用済核燃料がどんどん今溜まっている状況でございます。

現在、各原発の建屋の中とかの冷却用プールなどに貯蔵・保管しておりますが、この貯蔵容量が早いところであと2年～3年で満杯になってしまう。長いところでもあと

13年で満杯になってしまうという状況でございます。こういった事もあって、こんな危険な原発から撤退をやって自然エネルギーに変えていこうといったような議論もされるようになります、今いろんな自然エネルギーが注目をされてきております。

1月に議会が視察に行きました高知県檜原町では、出力53kWの小水力発電所が出来ておまして、昼間は檜原中学校の施設に供給し、夜は町中の街路灯82基に供給しているとの事でございます。余った電力は四国電力に買ってもらっているという事でございます。

那賀町も、この山村という地形的には小水力発電が非常に適していると思うんですけども、この小水力発電というのを検討してみたいかかという事で、質問をいたします。

○稲澤弘一副町長 議長。

○大澤夫左二議長 稲澤副町長。

○稲澤弘一副町長 この件につきましては私から答弁をさせていただきます。

今、新居議員さんの話がありましたように、原子力発電、全国の発電量の30%を賄っている施設でございますが、言われましたように福島第1原発の事故によりまして原子力が揺らいできております。再生可能それから安心・安全の自然エネルギーへという事で、流れがそちらのほうに向いておるという事でございます。世界的にも、ドイツでは2022年には原発を全て廃止するというような、ヨーロッパでも取り組みの仕方が国によって違うんですが、そういう事で安心・安全という事で、自然エネルギーを利用した発電という事が見直されてきております。日本でも2020年までに現在の自然エネルギーの5%から10%に上げるというような政策も挙げられております。

また午前中も話が出ました太陽光ですが、それから風力等は日光とか風によって24時間運転が難しい状況であります、小水力に関しましては水が止まらん限り24時間発電出来るという事はそういうメリットもあるという事で、今注目を集めております。

徳島県には今言われましたように山が多く地形的な事もありまして、小水力発電に適した場所が多くあります。という事で、昨年12月3日に徳島小水力利用推進協議会というのが設立されまして、那賀町もこれに加入をいたしております。この協議会には徳島県知事、飯泉知事も顧問として参加をしております。

その徳島県でも、特に那賀町はこの小水力発電に適した地形でありまして、県の調査によりますと、県内には適地箇所が1,512か所あるという調査が出ております。その内、那賀町には3分の1以上の531か所が那賀町に適した箇所があると。この適地の箇所は発電の仕方がいろんなタイプがありまして、それをトータルしての箇所数でございます。それから一般的に小水力発電は1,000kWh以下というような事を言われておまして、地域によりましたらもっと小さなマイクロ発電とかピコ水力発電というような小さな発電を取り組んでおるところもでございます。

小水力発電は、売電により収入を上げるような大きなものから、町づくり・地域づくりとして地域・集落で相談して取り組むような形もでございます。1月にありました研修会で話を聞きましたが、町が取り組む場合で売電収入によりまして利益を上げて町づくり・地域振興に使う場合は、3億円ないし5億円かけて比較的大きな小水力発電設備

を作って取り組むのが良いのではないかというような話を聞きました。これには補助金が無ければ中々採算がとれないという状況がありますので、それから売電価格も私がもらっている資料には89円余りの、今はそういう単価で取引されているというような事が出ておりましたが、その辺り初期投資に対してどんな形、補助金があるとかそのあたり十分研究してかかる必要があるというような事でございます。

それから小さなものは農業用水とか過去にも那賀町にも水力発電、小さな水力発電をやっておったところがございます。そんなところを利用してというような、小さな1つの家用の発電からいろいろ形があると思います。集落で取り組むのも大きな意義があると思いますので、いろんな形があるという事で、今後那賀町、県の調査にもありますように適地が非常に多いという事で、自然エネルギーへの世界的な、日本も含めてのそういう流れに乗るという事でございますので、いろんな課題もございます。いろんな法律に触れるような事もございますので、その辺り、それから課題等も克服しながらメリット・デメリット十分検討して設置可能、具体的に設置可能な場所が那賀町内にあるかどうかを含めて検討を進めていきたいと思っております。

引き続き県の小水力の推進の協議会に加入して、勉強を進めていきたいと思っております。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 既にその小水力の協議会に入って、前向きに今取り組んでいるような事でございます。

国の支援制度も言われましたが、ちょっと見てみましたら、大体半分位が補助してくれるといったような事でございます。これが雇用にも繋がっていくといったような事も言われております。大手商社の丸紅が2020年までに国内で30か所小水力発電を作るといったような事も発表されておりますので、その誘致も考えられるのではないかと思います。

私は、一番は水が、最近は広葉樹がだんだん減って山の手入れも中々出来ていないので、一気に雨が、降った雨が流れていってしまって、山の保水力が弱っているような状況となっております。ですから、この水が命ですから、そういった事も考え併せて山の保水力を高めていく、出来たらそういう水源のところの広葉樹林に替えていくようなそういった取り組みもやっていかなければ、これ将来水がだんだん少なくなってくるのではないかといたように思いますので、その辺も是非含めて取り組んでいただきたいという事を要望して、質問を終わります。

○大澤夫左二議長 新居君の質問が終了しました。

ここで小休いたします。

午後02時23分 休憩

午後02時35分 再開

○大澤夫左二議長 休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に株田茂君を指名し、発言を許可します。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 まず質問に先立ちまして、町長には4月の町長選、再選お祝い申し上げます。改めて信任を得られた訳ですから、これからの4年間しっかり頑張っていたきたいと思えます。

それでは一般質問をさせていただきます。今回、私は「林業施策」と「国道改修」「公共交通」の3点について質問をさせていただきます。

まず林業施策ですが、前段の同僚議員の質問の中にも幾つかありました。同じような内容になるかと思いますが、よろしくお願ひします。

今議会の開会日の提案理由の説明の中で、町長は「木材の県下一の供給基地として主産地形成の基盤整備を図りたい。そのために施業団地の取りまとめ・施業プラン・経営計画・森林管理を一括管理出来るような受託センターを作り、町内の森林整備を図り、併せて安定的に素材が供給出来るようにしたい。」と述べておりました。私もこの案に大賛成でございます。よく決心をされたと思えます。

那賀町の面積の95%、約70,000haが森林であります。県下一の山林面積を誇っております。その内人工林だけでも50,000haあり、約1,500万 m^3 の蓄積があります。その大半が間伐をしてやらないといけない山になっております。しかしながら、年間1,000ha程しか間伐されておらず、森林組合の相生共販所での取扱量も年間約3万 m^3 ほどです。那賀町の蓄積量に対しまして、ほとんど出ていないというような感じでございます。民間業者の方も直接取引している分を考えましても、この倍にはならないかと思うんです。

早く適正な森林整備をしなくてはなりません。放置しておきますと山腹崩壊などの2次災害を起こす可能性もありますし、ところどころそういった崩壊地が見られます。何をおいても早く山の整備を図るという事にしていかなければならないと思えます。そのために、間伐面積を増やし、また毎年間伐対策の補助事業がありますが、それも100%消化されずに何割かは積み残されてきております。なぜ出来ないのでしょうか。

いろいろ原因はあるかと思えますが、一番の原因は材価にあると思えます。森林組合の資料によりますと、21年度の共販所での平均取引価格は1 m^3 9,800円でございます。10,000円を切れております。これに若干の間伐補助金がつきましても、これでは山持ちと言いますか山林所有者には如何ほども残りません。下手をすれば赤字になるかと思えます。

今回の議会の冒頭に山本課長より説明があったところでは、22年度中に町有林約10haを搬出間伐したとの事です。これ、55年生という事だったんですけども、約1,358 m^3 搬出して総売上が約14百万円、この時の平均材価は立米あたり10,376円。市場で取引されているより良い材があったんじゃないかと思えます。そして搬出経費が約10,380千円。差引3,710千円が手元に残ったと報告されました。10町歩でこれだけです。

これ、立米あたりに直しますと、立米2,732円です。昔の才に直しますと10円です。昔、1才50円・60円、もっと行きました。それも10円しか残らない。多分これは条件のいいほうじゃないかと思うんです。実際は場所によればこの半分にもいかないところもあるかと思えます。

こういった材価の中で森林の形態を見てみますと、非常に所有地が細分化されてお

りまして、まとまった10町歩・20町歩の個人で持つておるようなところはございません。多分1町・2町、数町歩の非常に細分化されていると思うんです。そういう事でやっぱり管理もしにくいと思いますし、そういった造林意欲も湧かないかと思ひます。そのためにここ最近、団地化施業をして効率化を図って施業コストを下げなさいという事で、国のほうも積極的に推進してきております。しかし、このためにはこの団地化施業の推進をしなければなりません。営業して回らなきゃいけないんです。森林組合も最近こういった団地化施業を推進していますが、組合の作業班以外に回せるほどの事業量を確保出来ていません。

ここで、町はそれを補完する意味でと言うか、それを取り込むという形で今回のような活性化センターを作ると。私はこれ非常にいい事だと思ひます。また、町が取り組めば、町全体の森林を管理するという大きな意味での施業を考えられると思ひます。また、今年度から徳島県豊かな森づくり推進基金というのが出来まして、これを活用して公有林化を図れるという手法もあります。ですから、この団地施業化する時にそういった一部は公有林化するというような手法を使えば、多分この団地施業化の推進がかなり進むんじゃないかと思ひます。多分このような意図でこの構想は出てきたと思ひます。私は大変結構な事で、大いに進めていただきたいと思ひます。

ここで問題になってくるのは森林組合との関係でしょうが、これも今後協議していただいたらいいと思ひます。

それで、前段の同僚議員の質問の中で、このセンターの立ち上げにどれ位かと、町長は「4年以内にめどをつけたい。」と。これは私は遅いと思ひます。もっとスピードアップして、少なくとも今年中に足掛かり、町長の任期内には完全に動くというような形に是非ともしていただきたいと思ひます。私も一生懸命応援をしていきたいと思ひます。

そこで、次に問題になってきますのが、そういうような事をして間伐面積を広げ間伐量が増えました時に、出材された材をどう捌くかという問題になってきます。今、森林組合の相生共販所で年間3万m³処理されておりますが、町内で処理されておるのはその内の3割ほどでございます。他の7割は町内の業者が来て買い取りをしていっておるようでございます。この搬出材が倍にもなった時、町外からそういったバイヤーが来てくれるのだろうか。材が余り過ぎて取引価格が下がるのではないかという不安も考えられます。

国も、公共建築物に50%以上の木材を使うように指導されております。木材の消費拡大に追い風ですけれども、具体的にどういったところで使うかというようなのはまだ出てきておりません。先般も東京都港区と那賀町で木材の取引協定がなされたようです。ですけれども、そこへ供給するのは素材じゃなくて内装材・外装材というような事でございます。つまり「製材に加工したもので下さい。」というような事でございます。

しかし、この内装材・外装材となりますと「品確法」という壁があります。つまり、含水率を20%・15%というような乾燥材にして出荷しなければいけないと。町内に製材業者さんが11業者位ございますけれども、乾燥機を持つておられる業者さんは少ないです。この品確法というのがありまして、公共建築物にはこれをパスしたものしか使わないという事であれば、非常に町内の業者さんに取りましては非常に不利になっ

てくる訳でございます。ここは町が設置をして共同管理出来るような乾燥庫も必要でないかと思えます。

最近、農業で「6次産業化」という事が言われております。つまり、農業はこれ第1次産業でございます。第2次産業の加工業、それから第3次産業の販売、商業ですね、これを農業分野で一手にやって、農業している方が生産もし加工もし、販売まで持って行くと。1+2+3あるいは1×2×3で「6」になります。これで6次産業化という事で、国も非常に進めております。

私は林業でも、こういう視点から町が取り組んでもいいんじゃないかと思うんです。素材生産は勿論、加工業の方にも支援し、あるいはエンドユーザー向けの販売もやるというような事をやっていっていただければいいんじゃないかと思えます。町がコーディネーターあるいはプランナーをして、那賀町独自のそういったモデルを作り上げるべきじゃないのかと思うんです。

そこで、この活性化センターにこういったような役割を持たせるような事を是非とも考えていただきたいと思うんですが、町長の考えをお聞きしたいと思えます。

○山本賢明林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 山本林業振興課長。

○山本賢明林業振興課長 株田議員さんのですね、供給システムあるいは那賀町の木材っていうものを付加価値をかけた段階で東京とかいったところにやっていけないだろうか。需要先っていうのはあるんですよ。そういった事を言われておる訳なんです。もう1つよく言われている言葉っていうのは「川上から川下までの流通一貫システム」やいう事をよく耳にしますよね。そんな中でこれはですね、まず川上の生産システム、これの構築があって初めて成立する話だなんていうように思われるんですが、先程も申しましたように、製材業者に木材っていうものを流通・供給、安定供給、これがあって製材業者も成り立つ仕組みです。

そういった中でですね、先程も東京都の事を言われました。港区にですね、木材の安定供給協定っていうのを1月だったかな、に締結をしまして、港区内の延床面積5,000㎡以上の建築物を新築あるいは改築する場合に、建築主に内装材、これも内装材なんです。内装材として24の今自治体が入っています。これに対して木材を使用するといった事でございますが、港区では大体年間に5,000㎡以上の建築物、港区や言うたら港区六本木、六本木とかもうほんまにビル群ですよ。それが大体年間にですね、35軒前後建ちよるらしいんです。これを2025年までに木材が、木材を3,750㎡を想定しているっていう事なんです。あんまり大した数字じゃないですよ。もう板材だけの話なんでね。そういう事を言われております。

それで、那賀町としてもこれ安定供給出来る体制整備っていうのが必要であって、これから港区のほうにやっていくんですけども、例えば木材の寸法とか品質管理とか希望、売上希望の販売価格、こんなものをまとめてですね、那賀町としては提示していくといった事なんです。今、先程議員さん申されましたみたいに、那賀町内の製材業者っていうのは乾燥機を持っておる会社あるいはプレーナーを持っている会社、4面加工とかね、3面加工とかする、そういう製材業者っていうのが少ないんですよ。何故ならば、まあ言えば家内的にやられよるところがある。乾燥機1台にしても20百万円か

かります。プレーナー、4面も加工出来るようなプレーナー、10百万円～20百万円します。こういった事が原因で、要するに製材業者にしたらもう1次加工、板材に挽く、柱に挽く、そういった形で販売、業者との提携でやられているっていう事なんですね。

1～2社はあるんですよ。乾燥も出来る、プレーナーも持っておるっていうのはね。そこはそれだけの財力もあって付加価値を付けて高い値で売れるっていうシステムなんですけどね。そういった事っていうのを、ほんまはやっていけないんだよっていう事を今議員さんおっしゃいました。まさに活性化協議会の中でも取り上げていけないかなのでないかなというように思います。

それですね、木材の自給率の事になるんですけども、平成8年に1億1千万 m^3 の国内での需要があったんですよ。そのうちの8割が外材・2割が国産材っていう事で、2,200万 m^3 ですよ、単純に言えば。21年度が7,500万 m^3 位の国産材の使用があったと。それに対して国産材っていうのが1,700万 m^3 位なんですよ。それで約25%位になってきておる訳なんです。という事は、理屈から言えば国産材の自給率っていうのは上がっては来よるんですよ。ただし全体から言うたら下がっておるんですよ、自給率だけの事を考えるのであれば。

今の日本の国で2020年までですか、国産材の自給率を50%まで持って行けっていうような、民主党さん掲げております。今25%なんですけど、これをどういうようにしたら国産材を50%に持っていけるかっていう事なんですけども、先程申しましたように、その都会でやっぱり木を使ってもらうっていう事。今港区とですね、そういった提携をしておるんですけど、こういった事がもうやっぱり都会で使わないかんっていう事で、ちょっとある町内の業者さんが港区に提携するのにですね、大阪の業者さんを連れてきて1次加工品はうちで、うちでって言うか那賀町で加工したやつを大阪に持って行って2次加工して、製品にして東京に売るとっていうような発想なんですよ。檜原町を見ていただいたら分かるんですけど、あの建物、パネルでやっていましたね。その例っていうのを、ほんま国産材を50%まで持っていくんだったらこんな事をせないかんのですよと。外壁にこれだけの木材を使うておるんですね。

こういった事をやっていくっていうのがこれからの木材使用ではですね、考えていたかなんだらいかん事やな、国がこういう施策を打ち出す以上はこういう使い方をして欲しいなっていうのが我々の考え方であって、いずれにしてもですね、今の活性化協議会、まずは入口のほうの生産システムって言いますかね、当然その施業地が確保出来なかったらこんな事何ぼにも出来ませんので、そこからスタートしていつて次、次次といった段階で、これ大きくしていかないかなのかなっていうように私は考えております。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 議員ご指摘の木材製品についてもという事で、今担当課のほうからも申しあげましたとおり、やはりそういう段階に持ち込むためにもやはり協議会を設立し、そういった一括した供給出来る体制が必要になってこようかと思っておりますので、そういう形で進めて参りたいと思っておりますので、是非ともご協力をお願いを申しあげます。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 私が言ったような方向も視野に入れておいていただいているという事ではないんですけども、この立ち上げをですね、町長、先程答弁にあったのよりもっと前倒しにさせていただけるようなつもりはございませんか。

お願いします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 私も4年間しかございませんので、出来るだけ早くやりたいとは思っております。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 この事は那賀町にとりまして大変重要な事でありまして、また就業の場が広がって人口増にも繋がる可能性がありますので、是非とも早く取り組んでいただきたいと思っております。

次に「国道195号線の改修について」お伺いをしたいと思います。

我が町を貫く国道195号線は、那賀町の背骨と言えます。しかし、この国道は那賀町の重要な道としてだけでなく、お隣高知県と関西圏を結ぶ最短ルートにあたります。22年3月に西宇バイパスが完成してからは、特に大型トレーラー等の通行量が伸びております。今朝ほども、私ここへ来るまでに6台ほどすれ違いました。非常にたくさんの交通量が飛躍的に増えておるといふ事でございます。

この度の東日本大震災で、三陸海岸沿いの国道が津波によって多大な被害を受けました。その時に、内陸の三陸縦貫道が物資の輸送路として役立っておるようでございます。

この徳島県でも東海・東南海・南海地震が30年以内に60%の確率で起こると、一昨日の新聞ですか、規模は想定外のM9.0の地震や大津波が起こる可能性もあるという風に書かれておりました。そうすると徳島県南部の国道55号線においては、甚大なる害を被る事が予想されます。そうなった時に、この195号線が非常に重要なルートになってくるかと思っております。しかし、今この現状を見てみますと、この195号線自体が耐えられるのだろうかという気もいたします。非常に不安な個所がたくさんあります。

今度のこの大震災を受けまして、国交省の考え方が少し変わってきております。今まで、道路の改修なりの着工基準は費用対効果を中心に見ておりました。しかし、今回から災害時の役割も加味するような方針を決めたという風に報道されたと聞いております。

そこで、これを機にですね、従来から言っていました県境のトンネルとか、また木頭の白瀬の未着工区間のトンネルとか、こういったものをとにかく早く完成して欲しいという事で働きかけをするべきじゃないかと思うんです。お隣の香美市と連携してですね、徳島県や高知県あるいは国交省に、もう一度この195号線の意義というものを認識するように働きかけをしておく事も急務じゃないかと思うんです。

町長としてどのようにお考えしているのかお伺いしたいと思いますし、併せて建設課長には現在の改修状況はどのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 株田議員さんの、現在の国道195号線の改修状況という事でお答えさせていただきます。

現在の状況といたしましては、木頭地域の折宇西宇間4.1km区間につきましては、西宇バイパス工区、先程おっしゃられた450m区間につきましては供用開始されております状況です。現在はトンネル部分、折宇トンネルの部分ですが、約200mの区間について工事が行われております。その掘削の状況としましては130m、130m程度掘削が進んでいるといった状況でございます。石畳から棚谷区間の800m間ですが、この部分につきましては道路設計が完了したという状況で、今年度に用地補償交渉を進めていく予定と聞いております。

残る、先程トンネルの、長いトンネルになるんですが、棚谷西宇間の900mの間については、現在事業化となっていない状況でございます。過去の災害により交通が遮断され地域も孤立化状況や、地元住民の方々からの強い要望により整備の必要性あたりは十分県当局にも認識はされていると思っておりますが、現在、そういった状況で要望している状況でございます。

それと、上那賀地区出合橋の工区でございますが、この部分で左岸側、日真地区、これは橋台の下部工の基礎部分の工事が行われているところでございます。それと、対岸側、出合トンネルの横になりますが、御所谷・下御所谷側からの状況でございますが、橋梁73mを含む120m区間についてはほぼ道路が完成しかけたような状況で見えておりますが、山側、山手側の切り取りがまだ残った状態です。それを掘削が終わりましたら右岸側の橋台に着手というような事で、まだかなり時間を要するような状況でございます。

以上です。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 株田議員さんのご指摘のように、今回の大震災という事もあり、南海地震の本当にいつ来るか分からないというような状況の中で、やはりこの195号の出合橋の開設、改良の開始時期ですね。これとやはり木頭のトンネルの事業化、これについては早急に進めたいという事は強く要望をいたしております。また今後折を見て、議会の皆さん方にもご協力をお願いを申し上げたいと思っております。

それから次の四ッ足トンネルにつきましては、これはもう何年になるかな。中川議員さんの時ですから、その時に香美市に訪問いたしまして、足並みを揃えませんかという事を申し合わせをしたのですが、やはり香美市さんにおいてもまだちょっと一部未改良区間があるという事で、それが終わってからと。那賀町といたしましてもそれと同じで、今申しあげましたところが改良になり次第歩調を合わせませんかという事は申し合

わせをいたしております。

そういった事で、今後早急に今申し上げました木頭地区とそれから出合、これに対する早急な対応を強く要望をして参りたいと思っております。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 現状よく分かりました。

今町長が言われました香美市への訪問、私もその時一緒に同行しましてお願いした訳なんですけども、しかしこの震災を機にですね、もう一度また改めて働きかけをしておいたらいんじゃないかと思うんです。

飯泉県知事には会う度にこういう事を申しておって、飯泉知事も必要性は認識していただいておりますけども、やはりこれだけ長いトンネルになりますと国交省を動かさないとどうしても駄目なので、やはり再々陳情なりしていただきたいと思います。

それと国道ではないんですけども、町道出原海川線がございます。これも国道の林谷あたり非常に危ないので、何かあった時にこれが迂回路となると思うので、その辺いつ頃完成するような予定か、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 当路線につきましては、今議会でも契約の案件として承認していただいております。年数につきましては26年度の完成予定、飽くまで予定でございしますが。と申しますのは予算ベース、予算ベースが現在事業費で約1億円という予算が付いてきているんですが、その予算が確保出来ればの話ですが、一応の見通しとしましては3年間というような事で考えてはおります。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 よく分かりました。なるべく早いペースでやっていただきたいと思えます。

それでは、次に「公共交通について」お伺いをしたいと思います。

前段の同僚議員の中でもいろいろ出てきましたけども、特にお年寄り、車を運転出来ない高齢者の方にとりましては、足の確保というのは大変な問題でございします。そのために町内の公共交通、民間バス・町営バスあります。そのために多額の補助金を支払っておる訳ですけども、県からの補助金が減らされたという事もありまして、そのあり方について見直すという事で協議会が作られてきております。現在どのような形になっておるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

と言いますのは、最近木頭地区でバス会社が変わるんじゃないか、どうも運賃も上がるんじゃないかというようないろんな噂が出ております。それから、昨年木沢地区ではデマンドバスという事で運行形態を変えています。それがどのように利用されておるのか、その辺りをお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○大下雅子住民課長 議長。

○大澤夫左二議長 大下住民課長。

○大下雅子住民課長 株田議員さんの、公共交通の見直し等についてのご質問でございます。この事につきましては、これまでも議会等でいろいろと現状等につきましてご説明させていただいたところでございます。町といたしましても、町内での抜本的な再編という事でこれまでも協議検討を続けると共に、利用者の方々への影響のなるべく少ないところからの見直しという事で、20年から21年度にかけてそれぞれ各地区におきまして減便や予約運行それから民間バス事業者への運行委託など、それぞれの経路とか便数・時刻等の見直しを行って参りました。この事につきましては先程も申しましたように、何回も議会のほうでご説明させていただいたところでございます。

それから補助金の件につきましてでございますが、本年度につきましては、県からの補助金も9百万円・7百万円と減っておりましたが、本年度は補助金額、満額の11百万円をいただいております。

それから、また21年度には全体的な町内での現状把握という事で、国交省の補助事業「地域活性化再生事業」をいただきまして、全戸にアンケート調査を実施いたしまして連携計画を策定しております。その中で、地域の問題点とか課題とかを解消するための目標、それから幹線と支線での考え方、幹線につきましてはなるべくなら民間活力の活用・利用という事と、それから支線につきましては行政での対応という事のような考え方も含めまして、木沢地区におきましてはコミバス、コミュニティバスの導入、それから木頭地区におきましては町営バスの運行委託先の一元化というような項目を含めまして決めております。策定しております。

この計画に沿いまして、22年度には木沢地区の幹線から離れた交通空白地帯、阿津江・出羽それから大用知・沢谷というようなところから、診療所の開所日に合わせまして週3回、1日1往復ですか、それを隔週毎にというような運行を行っております。このように、お年寄りの方にも利用していただける、交通弱者のための政策でございます。これからも地域の実情に合わせた運行形態を拡充していきたいと考えております。

それから、先程木頭地区でございますが、代替バスの委託先の変更というようなお話であったと思うんですけども、これにつきましては木頭地区で代替バスとかスクールバスの運行をお願いしております事業者さんのほうから、バスの運行業務から撤退したいというようなお話がございまして、代わってその事業者さんと一体的・継続的な路線を持ちます町内の民間バス事業者さんのほうに運行をお願いすべく、現在関係者間で現状の便数の確保とかスクールバスもございまして、それらにつきまして、時刻などにつきまして現在調整中でございます。協議が整い次第公共交通会議のほうに諮りまして、ご承認いただけましたら早急に地元での説明会等も開催したいと考えております。

それから、木沢地区のコミバスの利用状況でございますが、昨年10月から本年3月まで6か月間の利用実績でございますけれども、104名でございます。1か月平均17名という事で、これも地域によりまして、系統によりまして若干差がございまして、

以上でございます。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 公共交通について見直しが着々と出来ておるようでございます。

住民の方に不安を与えないように、事がはっきり決まりましたら早い段階で周知をしてあげていただきたいと思います。やはり、特に交通弱者の方はこの公共交通だけが頼りになっておりますので、そういう心配を与えないようにしていただきたいと思います。

これで私の質問を終わりたいと思います。

○大澤夫左二議長 株田君の一般質問が終了いたしました。

次に柏木君を指名し、発言を許可します。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 よろしく申し上げます。

古野議員さんもですね、ダム問題についての質問がありましたが、私のほうもちょっとそれに関連してお願いしたいと思いますが、21年の8月にですね、洪水問題が起こりましてもう2年近くになろうとしておりますが、その間、いろいろ説明会なり意見交換なりあったんですが、目立った進捗がなされていないという状況であります。それは上流域にもそうですし、驚敷地区でもそうなんですが、この国とか県への要望活動とかですね、そういった事に対するですね、政治的手法をちょっと変えないといけないのではないかなという風にも感じておりました、2年前にはですね、ちょうどその同じ頃の時期にですね、加茂谷地区の深瀬町あたりも相当な水害になりまして、今現在その深瀬あたりはですね、堤防の工事がもう既になされておりました、半分位かと思いますが、進んでいっております。ただこの那賀町においては問題が複雑という事もありますけれども、中々どんどん進んでいないというような状況です。

その大前提としてですね、ちょっと今長安口ダムの改造事業が行われている訳ですが、この改造の内容について、当初そのお願いをしておいた予算に対してですね、1.5倍程度の上乗せでの予算がなされたという事になっております。この予算の上乗せというのはですね、流域の各団体ですね、相当な要望活動による成果の表れかなと思いますけれども、このダムの改造の内容自体がですね、本当に効果的かどうかというのはちょっと僕は疑問に感じておりました、流域全体としてお金をいただけるという事に関しては非常にありがたい事ではあります、これが今ゲートをですね、4ゲートほどあるところを2ゲートを増やそうとしておるという事で、ちょっとこれ先程の古野議員さん提供の資料でいくと、このあたりに2ゲートを増設するという事でご存知かと思いますが、この2ゲートを増やした事によるところと、勿論この貯水池の浚う事業も含まれてはおりますけれども、このゲートの増設というのはですね、治水対策・利水対策にどの程度効果があると認識をされているのか、担当課長さんにお伺いをしたいのです。

お願いします。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 ちょっと分かる範囲と言いますか、数字的な事はちょっと申せませんが、ゲートの増設の意味合いとしましては、私が解釈している範囲なんですが、放流点と言いますか、今の放流点、既存のゲートの放流の天端からそれを、ちょっと数字が間違っているかも分かりませんが、9m50cm下げた状態のゲートを増設する

というような事で、それまで、降雨があるまでに予備放流する、ダムを水位を今まで以上に下げるといふ効果で下流側への水害に対してそこで、何て言うんですか、調節する流量を増やすといふような意味の増設と解釈しております。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、ちょっと先程僕、言い間違いました。4ゲートではなく6ゲートプラス2ゲートといふ事でした。

その新設ゲートについてですね、予備放流をする事にのみこれは使用するのかですね、ちょっと僕たちはそのもしかしたら間違っているのかも知れませんが、これが貯水池が大洪水によって、大豪雨によってですね、一杯になった時に一気に放流出来る口を開けるような事として使うと。ですから、この6ゲートと2ゲート一体となって発水をするといふような事と認識をしておりましたけれども、予備放流にのみなんですか。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 私の解釈と言いますか、予備放流の段階でそれを使用すると。国土交通省の説明からしますと、その今までって言いますか、放流量をそのゲートで増やしていくといふ意味合いではないかと思われます。

ただ、降雨、このダムに関しては降雨の想定量が通常のダムの設計の、法律上の事になりますが、流量的にかなり多い、流入量が多い段階で設計するといふような事を聞いております。そうした事から流入した時にその調節機能といふ事で、それを一気にゲートを開けて下流側に放流するといふような状況は、流入量イコール放流量といふような状態になった時、ダムがダムの調節機能が機能しなくなった時といふような解釈をしております。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、そういった事であればですね、想定外の気候変動とかにもよりまして想定外の豪雨が起った場合には、もしかしたらこれ同時に発水をする可能性もあるかと思うんですが、そういった解釈でよろしいですかね。同時に。その流入量が相当な量が出た場合に。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 私のほうから、その部分についての説明といふのが間違っていたら大変な事となりますので、参考的にと言いますか、そういう形で答えさせてもらいますと、ダムの調節機能が出来なくなった状態といふような状況でと解釈しております。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 その辺りはですね、やはりまだ認識が進んでいないところで、もしかしたら今の話の解釈から行くと同時に放流する可能性も十分考え得るかなと思ひますけ

れども、これ同時に放流する恐れがあるのであればですね、今この下流域で洪水被害をもたらされているような地区に関してはですね、更なる甚大な被害が出ないとも限りませんし、今洪水被害というところまではいかなくてもですね、相当な流量の増加によって一時的に非難されている方もいらっしゃる個所もございます。そういったところもこれからはもっと意識づけていってですね、防災対策の感化をしていかないといけないというような防災的な観点から言ってもですね、このダムの使用方法の認識はですね、非常に重要な事と思っておりますが、このゲートを開けるという事によってのその利水機能もそれほどこの巨費を投じてでのものというところまでは効果も行かないのではないかなというふうな事も感じてはおります。

ただ、それに対してですね、昨年3月にダム堆砂問題特別委員会のほうからですね、21年の8月ですね、災害の救済を求める意見書をですね、出させていただいたんですが、それ満場一致で議会を通していただきまして、その民主党県連のほうに議長をはじめ副議長、行っていただきまして要望活動をしていただいたという事にはなっております。ただ、それ以降それがどのように反映されたかというのが非常に分かりにくいところでもありまして、私自身もですね、国会議員副数名また県会議員も含めてですね、番記者のようについて回ってお願いには上がっておりますけれども、中々その政治的判断というのをこじ開けていきにくいような状況であります。

また先程の質問にもありましたが、下ノ内地区も含めてですね、町長はですね、相当交渉をさせていただいているような感じではありますけれども、その辺りの交渉窓口をですね、もう少し広げていってですね、この流域全体の治水を考えるある程度強い発言力を持った組織の再編をしていかないといけないのではないかなという風に思っております。

というのはですね、これ政府筋の話でもあるんですが、那賀川流域全体として今回の40億円程度の予算がついて、この事に関しては非常に喜ばしい事ではあったんですが、その流域全体でどのようにお金を使うかは、地域、その流域の方々ですね、意見を反映して、例えばこのゲートの増設に何10億円、貯水池を浚う事業に何10億円というような詳細までの設定についてはですね、十分国は関与してないというような説明もいただきました。

これはですね、その河川計画等を審議する「那賀川流域フォーラム」というのがありまして、その団体がですね、主導権を取ってこのような計画を上げていってるんだろうと思いますけれども、この団体がですね、名前としては那賀川流域フォーラムという風にはなっておりますが、十分その被災者と言うかですね、避難をしないといけないような方々の意見を代表されているかどうかというものが、そのメンバーから見てもちょっと疑問を感じるようなところもあります。

今後、政治的な発言力を増していくためにですね、この議会自体がですね、主導権を取ってという事もあると思います。先程古野議員さんから議長にお願いがありまして、議長も前向きに考えていただけるといような話でありまして、それについては1つ、1歩進んだかなと思っておりますが、そのような動きとですね、町長が率先して動かれている動きとですね、バラバラにならないような実効性のある団体をですね、1つ立ち上げる必要があるのかなと思っております。

林業振興に関しては、先日の説明にもありましたように受託センターなるものを設立されるような予定でもありますし、協議会がその前提となるという事でもありますので、どの地域でも洪水が起こったとしてもですね、どの地域で洪水が起こったとしても、そのまずはこの例えば洪水対策協議会とかいうような名目の団体がですね、一手に引き受けて交渉の窓口になるとか、その中には各種団体とか住民の方々入っていただいでですね、相当なうねりとなって住民の意見を代表しているというような団体が必要ではないかなという風に思っております。

私はですね、今阿南の団体にも所属しております、「那賀川治水対策協議会」というところの陳情活動にも同伴しませんかというような要望書もいただいておりますが、そういったような団体、これは利水と治水が完全に相反するものでもないという風にも考えておりますので、対立するというような事ばかりでもないと思いますし、こういった強力な団体のようにですね、治水対策を考えていく協議会を是非とも設立される意志があるかお聞きをしたいと思います。

町長をお願いします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 柏木議員さんの、那賀川流域、これに対する組織づくりという事なんです、先程前段の古野議員さんの時にも議会のほうでもご理解いただきましたが、やはり議会の皆さん方のご協力も是非お願いをしたいという事はもう常々思っております。

やはりそうした中で、この長安口ダムの改良につきましては、改良促進期成同盟会というのが阿南市のほうと今設立をいたしております。治水対策協議会とはまた別にその協議会がございます。国への予算要望については、これはやはりダムの改造という事については治水・利水を含めて、阿南市が入られているのもこれも利水と治水も両方国直轄の河川整備という事も含めてでございますので、双方で那賀町と阿南市という形で、毎年1回は国のほうに要望活動を行っております。

そういった事で、やはり那賀町としても今後いろいろと国の事業が、国・県の事業がかなり入っております。課題もありますし、それらに対する予算要望という事もございます。はっきり申し上げまして、いろいろ国政の状況というのも以前と違った要望活動と言いますか、要望の対応が違ってきておりますので、出来れば先程ご理解いただいた中で十分協議していただいて、やはり那賀町の河川そして先程から出ております国道の改良と併せた期成同盟会、これに対しては議会の皆さん方と私ども理事者、そして地域の関係者の方をその協議会に入らせていただくかどうかとも協議していただいて、そういった会を設立していただき、そしてまた国なり県に対する要望活動を年に1～2回行うというような形を取っていただけるような組織づくりがそれは出来れば一番良いと思っておりますので、先程議長のご理解もいただいたし、議会、古野議員さんからの提案もあってそういう事も議会としても皆さん方のご協力が得られるという事でございましたら、是非ともそういう協議会なり改良促進を含めた期成同盟会というような形でもいいんですが、そういう組織を作らせていただければ私としても嬉しいかなと思っておりますので、ご協力とご支援をお願いを申し上げたいと思います。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、これはですね、先程も議長も前向きに行っていくという決意もいただきましたし、町長も非常に助かるというような話ですので、いつまた起こるかも知れませんが、この8月にも何が起こるか分かりませんので、もう早々にですね、そういった強い決意でですね、有志を賛同していただくなりですね、して会をまず立ち上げてですね、国への発言力を増していただきたいと思っておりますし、この下流域についてはですね、この今回は6月には県のほうに行きますが、年に2～3回国のほうにも要望活動にも行っておりますので、そういったところまで、国のそういう政治権者の中枢にですね、意見が届くような団体として作り上げていけるようにですね、お願いをしたいと共にですね、私自身も見守っていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○大澤夫左二議長 柏木君の一般質問が終了いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

お諮りいたします。6月11日から20日までは、議案調査並びに休祭日のため休会としたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よってそのように決定いたしました。6月21日、再開いたします。

本日はこれを以って散会いたします。どうもご苦勞様でございました。

午後04時32分 散会

平成23年6月那賀町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成23年6月21日（火）

招集場所 那賀町役場本庁舎3階議場

出席議員 16名

1番	柏木 岳	2番	古野 司	3番	田中 久保
4番	前 耕造	5番	清水 幸助	6番	植田 一志
7番	照原 廣幸	8番	植北 英徳	9番	株田 茂
10番	吉田 行雄	11番	連記かよ子	12番	福永 泰明
13番	東谷 久男	14番	新居 敏弘	15番	久川治次郎
16番	大澤夫左二				

欠席議員 なし

欠 員 なし

会議録署名議員

11番 連記かよ子 12番 福永 泰明

議会事務局

局長 横山 尚純 書記 司 るり

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	坂口 博文	副 町 長	稲澤 弘一
教 育 長	尾崎 隆敏	総 務 課 長	峯田 繁廣
出 納 室 長	露元 邦彦	相 生 支 所 長	石本 晴良
上那賀支所長代理	西田 一成	木 沢 支 所 長	井本 和行
木 頭 支 所 長	平川 博史	教 育 次 長	吉岡 敏之
健康福祉課長	鶴澤 守	住 民 課 長	大下 雅子
農業振興課長	中田 昌一	建 設 課 長	平川 恒
企画情報課長	岡川 雅裕	林業振興課長	山本 賢明
地域防災課長	西本 安廣	環 境 課 長	蔭原 秀一
商工地籍課長	新居 宏	ケーブルテレビ課長	岩本 泰和

議事日程

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 5 1 号 | 那賀町地域交流センター条例の制定について |
| | 議案第 5 2 号 | 那賀町使用料条例の一部改正について |
| | 議案第 5 3 号 | 那賀町無線中継所条例の一部改正について |
| | 議案第 5 4 号 | 那賀町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について |
| | 議案第 5 6 号 | 平成 2 3 年度那賀町一般会計補正予算（第 2 号）について |
| | 議案第 5 7 号 | 平成 2 3 年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）について |
| | 議案第 5 8 号 | 平成 2 3 年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 1 号）について |
| | 陳情第 1 号 | 屋地谷林道の延長について |
| | 陳情第 2 号 | 那賀町立中学校の教科書採択について |
| 日程第 2 | 議案第 6 1 号 | 物品購入契約の締結について
（平成 2 3 年度町単独木頭小中学校備品購入事業） |
| 日程第 3 | | 徳島県後期高齢者医療広域連合議員の選挙について |
| 日程第 4 | | 閉会中の継続調査について（議会運営委員会並びに各常任委員会） |

本日の会議に付した事件

- ・ 日程第 1 から日程第 3
- ・ 追加日程第 1 「上那賀デイサービスセンター」における外出支援サービスの開始を求める要望書
- ・ 追加日程第 2 「『上那賀デイサービスセンター』における外出支援サービスの開始を求める要望書」撤回の件
- ・ 日程第 4

午前10時00分 開議

○大澤夫左二議長 おはようございます。ただいまの出席議員は16名であります。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、報告いたします。

町長からお手元に配付のとおり、議案の提出通知がありましたので報告いたします。

報告は以上のとおりであります。

これより本日の日程に入ります。議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1、議案第51号「那賀町地域交流センター条例の制定について」から、陳情第2号「那賀町立中学校の教科書採択について」までの9件を議題といたします。本件については、去る6月7日本会議において各常任委員会に付託し、審査が行われた事件であります。

以上の9件に関し、各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 植北君。

○植北英徳総務文教常任委員長 議長。

○大澤夫左二議長 植北君。

〔植北英徳総務文教常任委員長、登壇〕

○植北英徳総務文教常任委員長 皆さん、おはようございます。

総務文教常任委員長報告を申し上げます。

本委員会は去る6月13日に開催し、定例会において付託されました議案第51号「那賀町地域交流センター条例の制定について」から、議案第58号「平成23年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について」までの5件並びに陳情1件について審議いたしました。

その結果、付託議案については全議案とも原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情第2号「那賀町立中学校の教科書採択について」は、不採択とする事に決定いたしました。

以下、審査の過程におきまして議論のありました事項について、その概要を申し上げます。

まず、議案第51号「那賀町地域交流センター条例の制定について」であります。委員側から「施設の使用について営利目的の使用は制限すべきではないか。」との意見に対し、理事者から「営利目的の使用も許可するが、長期の使用や毎週決まった日の申し込み等は断りたい。また、利用時間は午前9時から午後10時までを考えており、夜間は役場の宿直者が対応する。今後の利用状況を見て、要綱等の中で使用許可の条件を提示していきたい。」との答弁がありました。委員側から「いろいろな形態の使用があると思うが、柔軟に使用出来るような対応をしてもらいたい。」との意見が出ました。

次に、議案第56号「平成23年度那賀町一般会計補正予算（第2号）（所管分）について」、委員側から「警報が出た場合、その情報を消防団員の携帯にメールで送る必要があるのではないか。」との意見に対し、理事者側から「緊急メールシステムがあるので、今後、警報が発令されれば送信するようにしたい。」との答弁がありました。

また、委員側から「交流センターが完成し、ケーブルテレビが移転した後の利用は

どうするのか。また、分庁や各支所の耐震の予定はどうなっているのか。」との質問に対し、理事者側から「交流センターと議場との連絡通路の基礎部分が、教育委員会の建物にかかるので半分を取り壊し、教育委員会がケーブルテレビの事務室に移る。また、本庁舎は耐震診断中だが、その結果に基づき来年から設計にかかりたい。なお、分庁や各支所の診断結果は悪いので、新たな場所での新築や、不要な部屋もあり3階を2階にするなどの耐震改修を検討したい。」との答弁がありました。

次に、議案第58号「那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について」、委員側から職員の配置や施設の利用について質疑があり、理事者側から「上流の施設は中継所として利用する。顧客管理や編集を行うためには職員をまとめた方がよい。ただ、伝送路に何か起きた時の対応に課題があり、1人配置も検討している。」との答弁がありました。

次に、陳情第2号については「教育委員会で検討しているので、議会で取り上げるのはいかがなものか。」との意見もあり、賛成少数で不採択となりました。

他の議案については、理事者側の説明に対し理解出来るものとして、可決したものであります。

以上、審査の概要を申し上げ、総務文教常任委員長報告といたします。

〔植北英徳総務文教常任委員長、降壇〕

○大澤夫左二議長 次に、産業建設常任委員長 株田君。

○株田茂産業建設常任委員長 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

〔株田茂産業建設常任委員長、登壇〕

○株田茂産業建設常任委員長 おはようございます。

それでは、産業建設常任委員長報告を申し上げます。

本委員会は去る6月15日に開催し、定例会において付託されました議案第56号「平成23年度那賀町一般会計補正予算（第2号）について（所管分）」と、陳情第1号「屋地谷林道の延長について」の2件について審議いたしました。

その結果、付託議案については原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情第1号は採択とする事に決定しました。

以下、審査の過程におきまして議論のありました事項について、その概要を申し上げます。

議案第56号「平成23年度那賀町一般会計補正予算（第2号）について（所管分）」であります。

まず、「那賀町産木材木づかいあんしん住宅支援事業」について、委員から「町外において、町内の業者が町内の木材を使用し家を建てる場合にも補助出来ないか。」との意見があり、理事者から「今回の事業は新しい施策であり、町産材の利用拡大・町民の定住促進・人材の雇用推進を目的としている。定住促進には該当しないが、町産材の利用拡大の面からも、新規事業の様子を見ながら別に考え検討したい。」との答弁がありました。

また、委員から「土台の寸法については、こだわらなくても良いのではないか。」との意見に対し、理事者から「実施する上で、住民からは様々な意見や要望が出てくる

のではないか。その意見等を聞きながら、要綱の変更も必要と考えている。」との答弁がありました。

また、委員から「那賀町にとって林業の再生が町の向上に繋がる。」との意見があり、理事者から「林業活性化協議会の構想があるが、これまでの林業の体制・システムを変えていかなければならない。活性化協議会はその第一歩である。」との答弁がありました。

次に、松久保・鉢久保線の事業の経緯について質疑があり、理事者から「国道193号線が冠水した時の迂回路としての事業であり、早期の完成を目指したい。」との答弁がありました。

次に、水田農業推進協議会の組織や活動について質疑があり、理事者から「県・町・農協で構成しており、転作の作物・推進すべき作物について協議する組織で、コメ所得補償制度の事務や事業推進を行う。」との答弁に対し、委員から「農業に関係する人たちが集まり、協議する事が必要である。」との意見が出されました。

陳情第1号については、「町有林もあり、利用頻度があるのではないか。」との意見が出され、採択となりました。

以上、審査の概要を申し上げまして、産業建設常任委員長報告といたします。

〔株田茂産業建設常任委員長、降壇〕

○大澤夫左二議長 次に、厚生常任委員長 連記君。

○連記かよ子厚生常任委員長 はい、議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

〔連記かよ子厚生常任委員長、登壇〕

○連記かよ子厚生常任委員長 皆さん、おはようございます。

厚生常任委員長報告を申し上げます。

本委員会は去る6月14日に開催し、定例会において付託されました議案第54号「那賀町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について」から、議案第57号「平成23年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について」までの3件について審議いたしました。

その結果、付託議案について全議案とも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以下、審査の過程におきまして議論のありました事項について、その概要を申し上げます。

まず、議案第54号「那賀町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について」であります。本件について、委員側より「他の自治体でも対象年齢が引き上げられているが、長期的展望としてどの程度まで引き上げる予定なのか。」との質疑に対し、理事者側から「それぞれの自治体により独自の支援を行っており、総合的に判断したい。他の自治体と違った施策も取っており、小学校6年生までの助成は今後も継続していきたい。引き上げについては、県の動向や財政担当課とも相談しながら検討したい。」との答弁がありました。

次に、議案第56号「平成23年度那賀町一般会計補正予算（第2号）（所管分）について」、委員側から「衛生費で水道施設の補助金を出しているが、町の管理に移行

出来ないか。」との質疑に対し、理事者側から「小規模な水道は集落単位で管理してもらおうが、修理等に対しては補助制度がある。」との答弁に対し、委員から「町単独活性化事業の補助率30%では少ないのではないか。」との意見に対し、「そういう意見もあるので、行革委員会などで検討したい。」との答弁がありました。

次に、議案第57号「平成23年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について」、委員から医師事務作業補助者の状況について質疑があり、理事者から「この事業は、専門の知識を持ったクレークを民間の会社から派遣してもらって事業で、上那賀病院では昨年9月から導入しており、なくてはならない存在になっている。」との答弁がありました。

他の案件については、理事者側の説明に対し理解出来るものとして、可決したものであります。

以上、審査の概要を申し上げ、厚生常任委員長報告といたします。

〔連記かよ子厚生常任委員長、降壇〕

○大澤夫左二議長 以上をもって、各委員長の報告は終わりました。

これより、ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これより、議案第51号から陳情第2号までの9件についての討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより、採決に入ります。

まず、議案第51号「那賀町地域交流センター条例の制定について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事に賛成の方のご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 全員起立であります。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号「那賀町使用料条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 全員起立であります。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号「那賀町無線中継所条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 全員起立であります。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号「那賀町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 全員起立であります。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号「平成23年度那賀町一般会計補正予算（第2号）について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号「平成23年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 全員起立であります。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号「平成23年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「可決」であります。これを委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 全員起立であります。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号「屋地谷林道の延長について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「採択」であります。これを委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択する事に決定いたしました。

次に、陳情第2号「那賀町立中学校の教科書採択について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「不採択」であります。委員長報告は不採択ですが、これを採択する事に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立少数であります。よって、陳情第2号は不採択とする事に決定いたしました。

日程第2、議案第61号「物品購入契約の締結について（平成23年度町単独木頭小中学校備品購入事業）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 それでは、議案第61号の説明をさせていただきます。

議案第61号は「物品購入契約の締結について」であります。「平成23年度町単独木頭小中学校備品購入事業」について、町内の業者5者を指名し競争入札を行いました。

入札の結果、「岩倉仁誠堂」と消費税を含め8,599,941円で物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

どうかご承認をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

○大澤夫左二議長 これより、議案第61号を審議いたします。

内容の説明を求めます。

○吉岡敏之教育次長 議長。

○大澤夫左二議長 吉岡教育次長。

○吉岡敏之教育次長 議案第61号につきましては、6月14日、町内5者を指名し指名競争入札を行いました。入札比較表及び購入明細につきましては、お手元に配布のとおりでございます。以下、朗読を以って説明に代えさせていただきます。

議案第61号、物品購入契約の締結について。次のとおり物品購入契約の締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。平成23年6月21日提出、那賀町長 坂口博文。

次のとおり物品購入契約を締結をする。契約の目的、平成23年度町単独木頭小中学校備品購入事業。契約の方法、指名競争入札。契約金額、8,599,941円。契約の相手方、徳島県那賀郡那賀町仁字学原220番地1、岩倉仁誠堂 岩倉雅彦でございます。

なお、請負率につきましては72.01%という事でございます。よろしく願いいたします。

○大澤夫左二議長 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより、起立により採決します。

議案第61号「物品購入契約の締結について（平成23年度町単独木頭小中学校備品購入事業）」は、原案のとおり決定する事に賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第3、徳島県後期高齢者医療広域連合議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により「指名推薦」にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行う事に決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名する事にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、議長が指名する事に決定しました。

徳島県後期高齢者医療広域連合議員に、「坂口博文町長」を指名いたします。

お諮りします。ただ今議長が指名しました坂口博文町長を、徳島県後期高齢者医療広域連合議員の当選人と定める事にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、ただ今指名しました「坂口博文町長」が、徳島県後期高齢者医療広域連合議員に当選されました。

ただ今徳島県後期高齢者医療広域連合議員に当選されました坂口博文町長が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい。先日のですね、厚生委員会で議題に上がりました上那賀デイサービスセンターにおけるですね、外出支援サービスについての要望書を提出したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○大澤夫左二議長 はい、結構です。

〔要望書配布〕

○大澤夫左二議長 お諮りします。ただ今、柏木君から「『上那賀デイサービスセンター』における外出支援サービスの開始を求める要望書」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。「『上那賀デイサービスセンター』における外出支援サービスの開始を求める要望書」を日程に追加し、追加日程第1として議題とする事に決定しました。

お諮りします。日程の順序を変更し、追加日程第1「『上那賀デイサービスセンター』における外出支援サービスの開始を求める要望書」を先に審議したいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。

追加日程第1「『上那賀デイサービスセンター』における外出支援サービスの開始

を求める要望書」を議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

〔柏木岳議員、登壇〕

○柏木岳議員 先日の厚生委員会で、上那賀デイサービスセンター、これは那賀町直営であります、そのデイサービスセンターでのですね、買い物等の外出支援サービスについて住民の方から要望があったという事ですので、議題に取り上げさせていただきます。まして調査をした結果、要望書を提出するものでございます。

内容については後で読み上げさせていただきますが、この外出支援サービスと申しますのはデイサービスの利用者がですね、何度も離れた市街地と言うか買い物に出かけて行くのが大変だという事ですね、デイサービスの時間内を利用してそういう買い物も一緒に行えるというようにしてはどうかというような住民のご要望がありました。いろいろ調べました結果ですね、送迎中の利用というのは少し制限があるという事でしたので、介護保険上で出来ないかという事を確認いたしました。こちらの別紙の介護保険の規程を添付させていただいております。

右側の段のですね、4番のところなんです、指定通所介護は事業所内でサービスを提供する事が原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては事業所の屋外でサービスを提供する事が出来るものである。という事で定められております。1つには予め通所介護計画に位置付けられているという事と、効果的な機能訓練等のサービスが提供出来る事というような事ですね、これ調査しました結果、徳島県内かなりの多くの事業所がですね、この規定に従いまして外出支援サービスという事で買い物また散歩等を行っているという事が確認が出来ました。これは送迎中ではなくてですね、デイサービスの利用の日中の時間内においてですね、職員の方に同伴をいただきまして、機能訓練等の目的として外出支援を行うものでございます。

その通所介護計画と申しますのは、別紙のですね、裏面「通所介護計画書」という表を添付しておりますが、この欄にそういった文言を記録すればよいという事でなされておりますので、特に法律とか条例改正とかいう事は全く無くて、事業所の努力と申しますか、ただ単にこれをやれば出来るという事でございますので、要望書とさせていただきます。

以下、要望文を読み上げさせていただきます。

「『上那賀デイサービスセンター』における外出支援サービスの開始を求める要望書（案）。

「買い物難民」と呼ばれる言葉が生まれるほど、とりわけ高齢者において、外出の足対策が急務となっている今日、我が町においては、広大な土地に集落が点在するという生活環境下、さらに手厚い施策が必要となっています。町内でも公共交通に関する対策協議会が設置されていますが、今後複合的、より効率的な施策が求められます。

さて、交通弱者の最たる対象者である要介護者が集まるデイサービスセンターは町内に5施設ありますが、本町直営の「上那賀デイサービスセンター」では施設利用者に対する外出支援のサービスが行われておらず、対象住民にサービスの開始を求める強い声

があります。

町内に在住する要介護者は独居や「老々介護」が多く、日常的に屋内にこもりがちであり、デイサービス時間帯を利用しての町内散策や買い物などによる機能訓練は、利用者の社会性の維持に大きく貢献するものであると考えます。

他町村にある民間の施設では、頻繁に行っているところもあり、もはや買い物などの外出支援サービスは標準的サービスとして周知されています。

介護保険制度の範疇で、「通所介護計画」の中に外出による機能訓練サービスを位置付け、早期に上記サービスを開始する事を求めると共に、民間が運営する他4つのデイサービスセンターについても現状を確認し、サービスが乏しい事例があれば運営主体に対して本町として要請していただく事を強く求めるものです。

以上、要望いたします。

平成23年6月21日。那賀町長 坂口博文殿、那賀町健康福祉課長 鵜澤守殿、那賀町住民課長 大下雅子殿。」

議長の名前で出させていただきます。

よろしく願いいたします。

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○鵜澤守健康福祉課長 議長。

○大澤夫左二議長 はい、鵜澤健康福祉課長。

○鵜澤守健康福祉課長 ただ今・・・。

(何事か呼ぶ者あり。)

○大澤夫左二議長 小休します。

午前10時37分 休憩

午前10時39分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開します。

これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

○久川治次郎議員 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

○久川治次郎議員 ちょっと、少しお尋ねをいたします。大変ありがたい申し出と、私も大変喜んでおりますけれどもですね、ちょっとまずこういう風に法的にちゃんと出来るという事になってくると、これ責任がかなり重要視されてくると。健康な人であれば別に何ですけれど、かなり高齢化であってしておる方も多いし、そしてまた足腰に大変ご不自由な方もおられると。そういった事で、送迎のバスの上がり降りとかいろいろ介護も必要な方もおられると思います。

そうなってくると、大変ありがたい話で賛成するんですけども、この責任の在りかたというものはっきりとおいたほうがいいんじゃないかと思います。こういった事で、もし私も事情は分かっているんですけども、降りて買い物なんかしよってもし物事が、転んだとかいろいろな事故も起きると想定はしておらないかと思えます。

そこで、その何がやっぱりその介護の延長上という事になってくると、これは町のほうに責任はあるんだろうと思いますけれども、そうなってくると介護の方がやっぱり1人で送迎しておったものがやはり何人かついて事業にあたらなきゃいかんのじゃない

かと、少し負担が増えるんじゃないかという風にも考えております。

そういった事で、大変ありがたい話なんですけれども、その責任の在りかというものを1つお聞きしておきたいと思っております。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 はい、柏木君。

〔柏木議員、登壇〕

○柏木岳議員 はい、ありがとうございます。介護保険上ではですね、デイサービスを行うにあたりましてその職員の人員配置と申しましてですね、社会福祉士何名・介護士何名と、看護師も付けなければいけないというのがありますけれども、そういった有資格者が行うサービスとして認められているものでありまして、そういった専門家の立場としての補助がつきますので、その専門家の範疇での責任の所在という事になります。

これは、町という事ではなくて運営されているデイサービスのほうの訓練と申しますか、対応の問題かなと思っておりますので、他の民間のデイサービスセンターもやられている訳ですから十分な期待は出来るものと思っております。

〔柏木議員、降壇〕

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 田中君。

○田中久保議員 小休してもらえんの。

○大澤夫左二議長 小休します。

午前10時42分 休憩

午前11時29分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開します。

6月21日、柏木君から提出された「『上那賀デイサービスセンター』における外出支援サービスの開始を求める要望書」について、撤回したいとの申し出があります。

「『『上那賀デイサービスセンター』における外出支援サービスの開始を求める要望書』撤回の件」を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し直ちに議題にしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。

「『『上那賀デイサービスセンター』における外出支援サービスの開始を求める要望書』撤回の件」を日程に追加し、追加日程第2とし「『『上那賀デイサービスセンター』における外出支援サービスの開始を求める要望書』撤回の件」を議題とします。

柏木君から撤回の理由の説明を求めます。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

〔柏木岳議員、登壇〕

○柏木岳議員 はい、「『上那賀デイサービスセンター』における外出支援サービスの開始を求める要望書」についてですね、このサービスは住民が望んでいる事でもあり

ますし、早期に開始をしていただきたいというような事から要望書を出させていただきましたが、委員会審議をした上で数日しか経っていないという事と、委員会メンバー以外の議員の方々からもう少し確認をしたい事があるというような質疑もいただきました。

私といたしましては、最終的には利用者個々の判断でありまして、その外出支援をサービスの中に受け皿として作るかどうかというような事については、即時でも要望したいというような意志はありますけれども、皆さんのですね、議論をもう少し重ねていただくような機会をお願いしたいと思ひまして、一旦は今回の審議を見送りとさせていただきます。

〔柏木岳議員、降壇〕

○大澤夫左二議長 お諮りします。

ただ今議題となっております「『上那賀デイサービスセンター』における外出支援サービスの開始を求める要望書』撤回の件」を許可する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。

よって、「『上那賀デイサービスセンター』における外出支援サービスの開始を求める要望書』撤回の件」を許可する事に決定しました。

日程第4、「閉会中の継続調査について」議題といたします。

お手元に配付のとおり、各常任委員会・議会運営委員会の各委員長から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。本件は、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とする事にご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とする事に決定いたしました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

坂口町長から挨拶があります。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 本定例会、6月の7日から本日までの15日間、慎重審議をいただきまして、全議案ご承認を賜りました事、厚く御礼を申し上げます。

その中で、特に林業振興関係でモデル住宅、木造のモデル住宅の建設、それに関する要綱等につきましては、いろいろと貴重なご提言・ご意見をいただきました。この件につきましては十分協議をいたしまして、そしてまた私どもも内容を検討いたしまして対応して参りたいと思っております。また併せて林業の振興の活性化協議会、これにつきましては出来るだけ早急に会の設立に向けて対応して参りたいと思っております。それらについて関係機関と早急な協議をして参りたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、救急医療体制、この対応につきましては、町の、町と言いますか、県下職員を含めての統一試験において職員を募集いたしまして、これらにつきましても計画通り今

年中に職員を募集いたしまして、随時備品あるいは施設の改修等も含めて本年中に対応をし、24年の4月からはその体制を運行出来るような体制に進めて参りたいと思っております。

それから平谷下ノ内地区の件におきましては、議会の皆さん方に今回本当にご協力をいただき、先般県との協議も終える事が出来ました。県のほうも8月中にはその補償関係を含めて対応をしていただけるという約束をしていただきましたので、その後において町としても関係者の皆さん方が安心してその地域、あるいはまたその対応が出来るような町としての協議を、協議なり対応をして参りたいと思っております。

最後に、それから先程徳島県の後期高齢者医療連合会の議員、これに推挙いただきまして、今後この後期高齢者医療、本当に国が目指しておりますようなそういう状況になるのかどうかという事もこれも非常に重要な課題でございます。その件について議員として意見も述べさせていただき、良い方向に進めるよう努力をして参りたいと思っておりますので、皆さん方の今後のご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、今議会の御礼の挨拶に代えさせていただきます。

どうも15日間、本当にありがとうございました。

○大澤夫左二議長 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る6月7日に開会以来本日までの15日間、議員各位の熱心なご審議を賜り、ここに閉会を迎える事になりました。これもひとえに各位のご精進の賜物であり、心より敬意と感謝の意を表する次第であります。

今議会冒頭、坂口町長は改選後の新しい政策の構築として新しい発想での林業振興構想を発せられました。林業の町 那賀町から、規模の大きな視点からこの構想が実現していくよう、議会としても大いに議論を深め、誇れる振興策が発信出来るよう努力していきたいと考えております。

また、自然災害者を支援出来る基金制度創設など、大きな課題も残っております。今会期中には現場・現地を重視する視察や現地に出向いての協議会で、住民の皆さんの要望・要請や問題解決のため対話をしたり、意見交換をする事が動く議会での努力の一端もありました。閉会中も常に一層精力的に行動をしていきたいと思います。

以上、これで本日の会議を閉じます。

平成23年6月那賀町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

午前11時38分 閉会

(地方自治法第123条第2項の規定による署名)

議 長 大澤 夫左二 (署名)

署 名 議 員 連記 かよ子 (署名)

署 名 議 員 福永 泰明 (署名)